

第二次品川区環境計画

～ 「やすらぎとにぎわいが同居するまち」を目指して ～



平成 25 年 3 月 品川区

はじめに

かけがえのない地球環境を次代に引き継いでいくためには、「環境配慮行動」から「環境再生行動」へと更なる取り組みが急務となっています。平成15年に策定した品川区環境計画では、将来の環境像を「環境と共生するまち しながわ」と定め、水とみどりや地球温暖化対策など、環境に関する個別計画の策定を行い、区民・事業者の皆さまと協働して環境保全に取り組んでまいりました。その結果、各方面で一定の効果が得られ、生活環境や快適な暮らしの向上に貢献できたと考えております。



しかし、社会の変化とともに環境に関する課題は複雑・高度化してきており、東日本大震災を契機としてエネルギーのあり方も問われているところです。

区ではこのような状況を踏まえ、この度、「第二次品川区環境計画」を策定して、環境に関する総合的かつ長期的な取り組みを進めることといたしました。

本計画では、品川区の将来像である「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を実現するため、新たな環境像として「みんなで創る環境都市 しながわ」を掲げ、やすらぎとにぎわいが同居するまちを目指しております。

また、地球環境、自然環境、生活環境、快適環境の各視点から基本目標を設定するとともに、目標に向けた取り組みの基礎となるものとして環境教育等の目標を示し、5つの重点プロジェクトを掲げるなど、実効性を高める工夫をしております。

区では、今後、本計画に基づき、環境の保全、創出にかかわる各施策を一層推進するとともに、区民、事業者の方々との協働を推進し、「やすらぎとにぎわいが同居するまち」の実現に向け取り組んでいく所存です。

結びに、本環境計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定懇談会の各委員をはじめ、パブリックコメントへのご意見など、計画の策定にご協力いただいた多くの区民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成 25 年 3 月

品川区長

濱野 健

< 目 次 >

第1章 計画の基本事項.....	1
1 第二次品川区環境計画の策定にあたって.....	1
2 品川区の基本理念に基づく本環境計画の策定方針.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画期間.....	4
5 計画の対象範囲.....	4
第2章 品川区の現状と課題.....	6
1 品川区の概要.....	6
2 環境の現状と課題.....	10
3 アンケート結果.....	22
第3章 計画の目標.....	29
1 めざす将来像.....	29
2 基本目標・共通目標.....	30
第4章 取り組みの内容.....	32
1 施策体系.....	32
2 施策と具体的な取り組み.....	34
第5章 重点プロジェクト.....	64
1 重点プロジェクトの選び方.....	64
2 重点プロジェクトの概要.....	65
3 各重点プロジェクトの内容.....	65
第6章 地区別配慮指針.....	76
1 地区別配慮指針の概要.....	77
2 各地区の配慮指針.....	77
第7章 計画の推進体制・進行管理.....	88
1 推進体制.....	88
2 進行管理.....	89

【資料編】

- 資料1 第二次品川区環境計画策定懇談会の開催概要
- 資料2 主な環境関連法律
- 資料3 進行管理チェックシート
- 資料4 環境に関するアンケート結果
- 資料5 用語解説

★ 特殊な用語には、注)を記すか、または初出時に「*」を付け、資料編の用語解説に掲載しています。

第1章 計画の基本事項

1 第二次品川区環境計画の策定にあたって

(1) 策定の背景

品川区では、環境課題の多様化、複雑化に伴い長期的な視点に立って区民・事業者との協働*のもとに課題解決に取り組む必要性が高まったことを受け、平成 15 年（2003 年）に「品川区環境計画」（以下、「前環境計画」とします。）を策定しました。

ここでは、めざす環境像として「環境と共生するまち しながわ」を掲げ、平成 25 年（2013 年）3 月までの 10 年間、地球環境、自然環境、生活環境、快適環境、環境活動といったさまざまな角度から環境課題の解決に取り組んできました。その結果、区民・事業者・区との協働により大気や水質などの生活環境は徐々に改善または良好な状況が維持され、環境保全に関する活動の輪も大きく広がってきました。

一方で、平成 15 年（2003 年）以降、世界や国内で抱える環境課題も大きく変容しております。平成 22 年（2010 年）に名古屋で開催された「生物多様性*条約締約国会議」と前後した生物多様性保全の機運の高まりや、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災を境とした「生活の安全・安心」に対する要請の高まり、加えてエネルギー需給や地球温暖化対策のあり方の再検討など、環境を取り巻く社会変化に対応する取り組みが求められています。

品川区においても、このような状況の中で各種対策を講じてきました。地球温暖化対策への取り組み[品川区地球温暖化対策地域推進計画を平成 22 年（2010 年）3 月に策定]をはじめとして、循環型社会の構築を地域の力で実現する取り組み（拠点回収・集団回収・分別回収などの推進）、景観や生物多様性に配慮したまちづくりの推進[新・水とみどりのネットワーク構想を平成 20 年（2008 年）5 月に策定、品川区景観計画を平成 22 年（2010 年）12 月に策定]、さらには、東日本大震災以降の電力不足における節電対策など、さまざまな角度から環境施策を進めています。

今回、品川区では、この状況を反映させるために前環境計画の見直しを行い、「第二次品川区環境計画」（以下、「本環境計画」とします。）を策定します。

(2) 計画の目的

本環境計画は、新たな 10 年間に向けた環境保全・創出に関する指針と、区民・事業者・区の各主体の具体的な行動を提示することで、より広く、より深く、より迅速に環境保全・創出の取り組みを推進することを目的とします。

この目的を達成するために、中長期の定量的な目標や、優先的に取り組むべき重点プロジェクトを設定し、より具体的かつ実効性のある計画を策定することとします。

2 品川区の基本理念に基づく本環境計画の策定方針

品川区では、平成20年(2008年)4月に新たな「品川区基本構想」を策定しました。この基本構想では、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像とし、「暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる」「伝統と文化を育み活かす品川区をつくる」「区民と区との協働で、『私たちのまち』品川区をつくる」の3つを基本理念として位置付けています。

これらの基本理念は、環境保全・創出の取り組みにおいても念頭に置くべきものであることから、本環境計画においてもこれに則ることとします。

< 第二次品川区環境計画の策定方針 >

暮らしが息づく国際都市、品川区をつくる

少子高齢化や長引く不況など、品川区においても地域の活力保持が重要な課題となっています。本環境計画では、快適な生活環境の保持と国際都市としての発展を両立させるとともに、「環境」をさらなる発展に繋げる前向きなキーワードとして捉えた取り組みを進めます。

また、暮らしにおいて「安全・安心」も重要なキーワードです。本環境計画では、自然災害などの緊急事態も視野に入れ、安全・安心な暮らしの確保について、主にエネルギー需給の面から取り組みます。

伝統と文化を育み活かす品川区をつくる

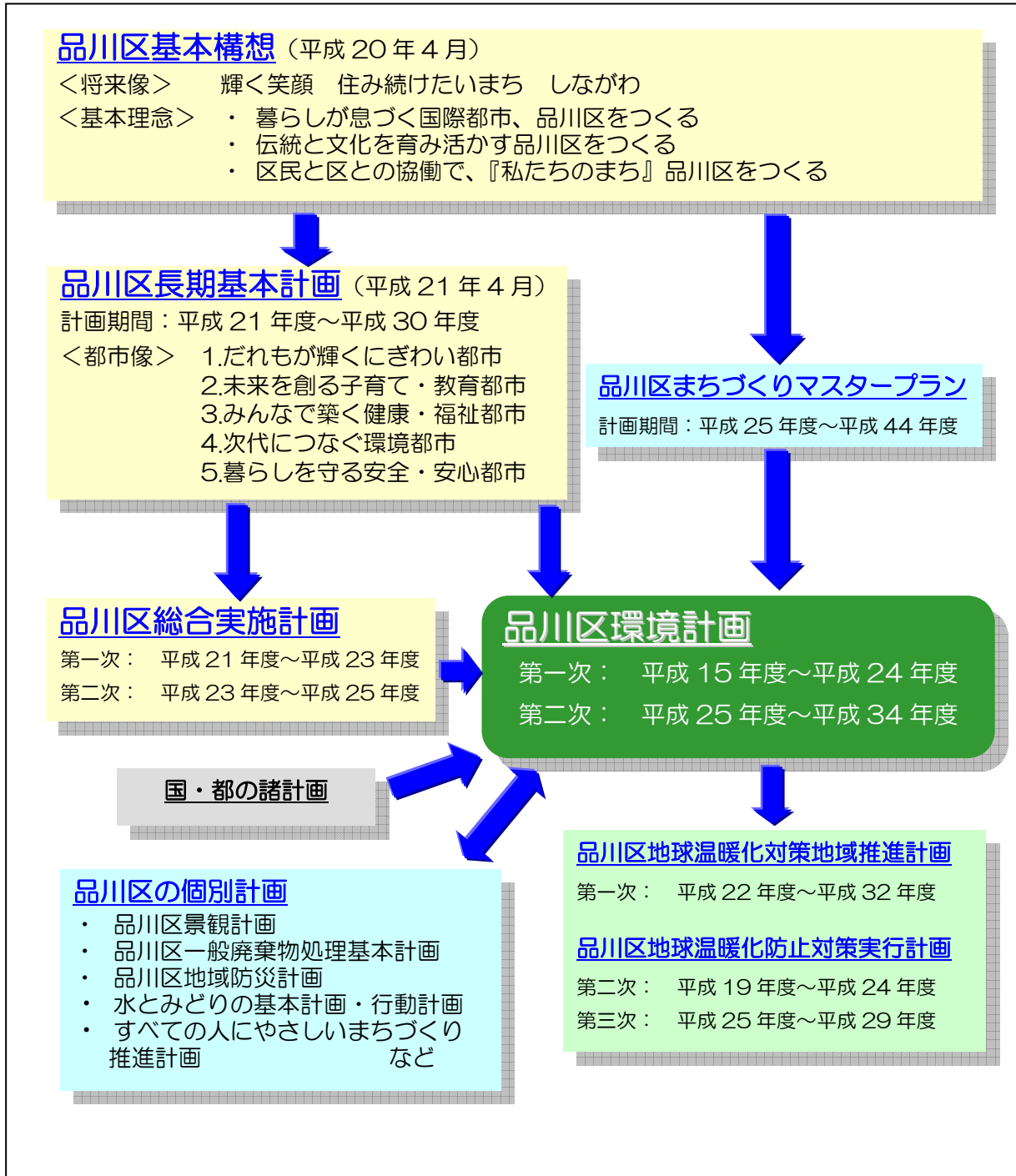
地域の伝統と文化を知り、それを活かすことは、環境面における「品川らしさ」を生み出すことに繋がります。本環境計画では、品川区が有する自然や景観を保全するとともに、本来発揮すべき機能や魅力を最大限に引き出すことに取り組みます。

区民と区との協働で、『私たちのまち』品川区をつくる

環境保全・創出に関する取り組みにおいては、区民・事業者の役割が極めて大きく、協働が必要不可欠です。本環境計画では、多くの「参加の機会」を設けるとともに、人づくりを通して持続的な取り組みとして定着・発展させることに取り組みます。

3 計画の位置付け

本環境計画は、区の総合計画である「長期基本計画」と整合を図りつつ、まちづくりや廃棄物処理など、その他の個別計画と相互に連携を図りながら、環境保全・創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、区が掲げる将来像を環境の側面から実現を目指すものです。



<第二次品川区環境計画の位置付け>

4 計画期間

計画の期間は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 34 年度（2022 年度）までの 10 年間とします。

計画は、平成 29 年度（2017 年度）に中間見直しを実施します。中間見直しでは、各種施策や重点プロジェクトの進捗状況、指標・目標値の達成状況を鑑みて、必要に応じて計画の修正を行います。



<第二次品川区環境計画の計画期間>

5 計画の対象範囲

(1) 計画の対象地域

本環境計画で対象とする地域は、品川区全域とします。

(2) 対象とする環境の範囲

本環境計画で対象とする環境の範囲は、基本的に前環境計画を踏襲し、次表に示すとおりとします。また、全ての環境項目に横断的な内容として、「環境活動」についても本環境計画の対象範囲に含めることとします。

＜第二次品川区環境計画において対象とする「環境」の範囲＞

区 分		項 目
環境項目	地球環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化 ・ 酸性雨 ・ オゾン層の破壊 ・ 廃棄物・リサイクル* ・ 安全・安心(災害、エネルギー) 注
	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植物・動物・生態系^注 ・ 河川・運河 ・ 公園などのみどり
	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気・水質 ・ 騒音・振動 ・ 化学物質・悪臭・土壌汚染・地盤沈下
	快適環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史・文化・文化財・祭り・伝統芸能 ・ 景観
環境活動		<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育*・環境学習 ・ 区民・事業者などによる環境保全活動 ・ 環境関連産業への取り組み

注) [安全・安心(災害、エネルギー)]、「生態系」は前環境計画に追加した項目

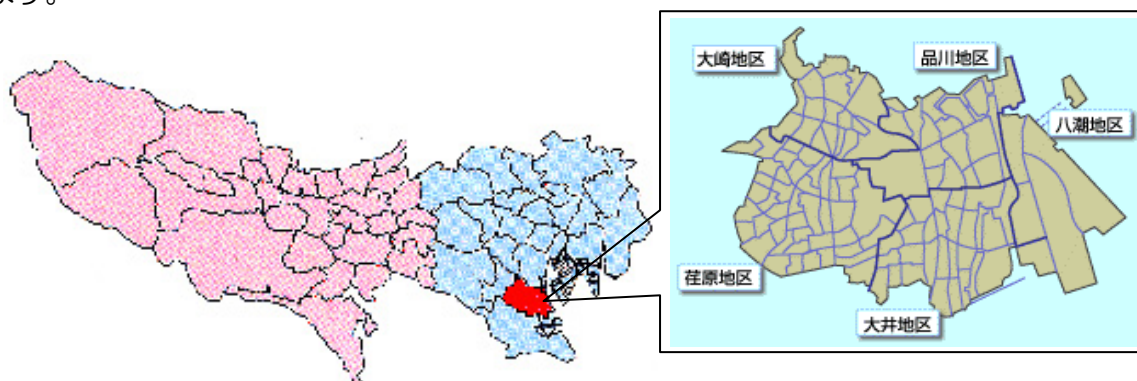
第2章 品川区の現状と課題

1 品川区の概要

(1) 位置

品川区は、東京都の東南部に位置し、東に東京湾を望むことができます。

北は港区や渋谷区、西は目黒区、南は大田区、そして臨海部の東は江東区と隣接しています。

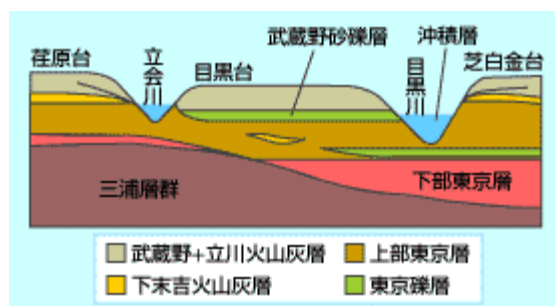


<本区の位置関係>

(2) 地形

品川区の地形は、武蔵野台地の東南部の一部と、その東側に位置する低地・埋立地で構成されます。

武蔵野台地は目黒川を挟んで、芝白金台と荏原目黒台に二分されます。また、立会川によって、荏原目黒台の一部が目黒台と荏原台に分かれています。



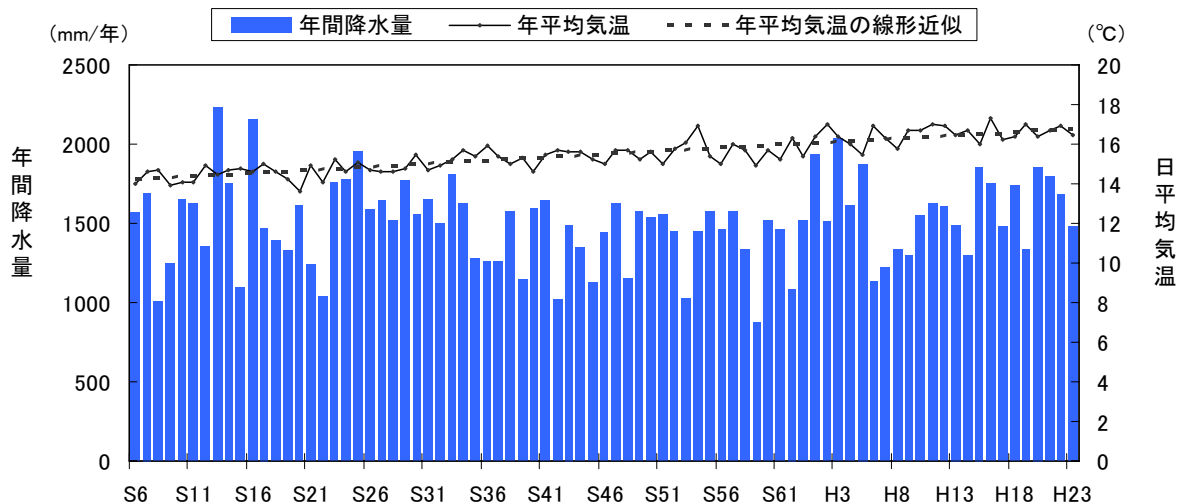
資料) 品川区ホームページ

<地形断面図>

(3) 気象

東京管区気象台のデータによると、昭和初期に約 14℃であった年平均気温は上昇傾向にあり、最近では 16℃を超えるようになっています。

年間降水量は年によって変動がありますが、1,500mm/年前後で推移しています。



資料) 東京気象観測所のアメダスデータより作成

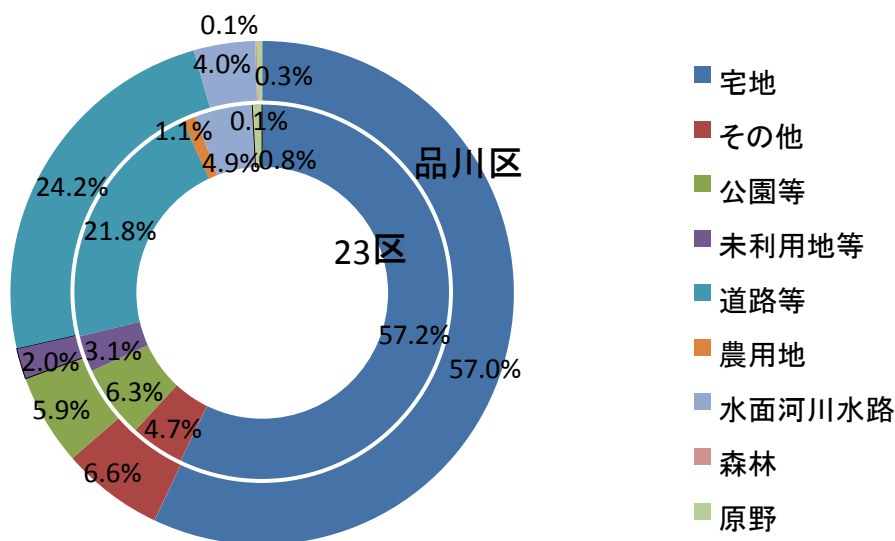
<年平均気温と年間降水量の推移 (東京気象観測所)>

(4) 土地利用

品川区の総面積は22.72km²であり、東京都の約1/100を占めています。

現在の土地利用は、宅地(57.0%)、道路など(24.2%)、その他(6.6%)、公園など(5.9%)となっています。

品川区の土地利用は、23区の平均と同じような傾向になっています。



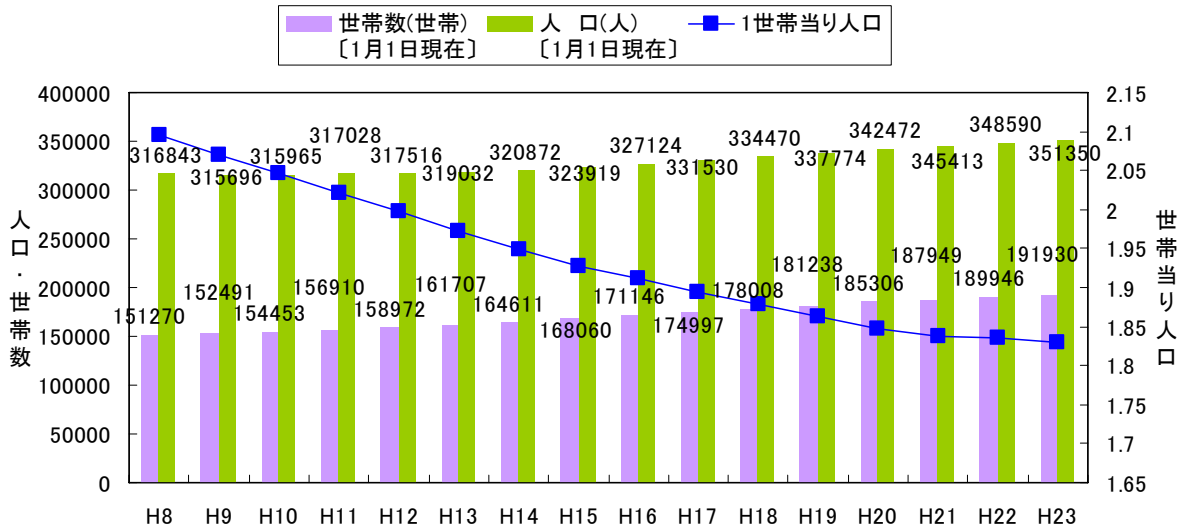
資料) 東京都統計年鑑(平成22年度版)より作成

<土地利用面積の割合>

(5) 人口・世帯数

区内の人口は、昭和40年(1965年)に約41万人のピークを迎え、平成9年(1997年)には約31.5万人まで減少しましたが、平成10年(1998年)から再び増加傾向に転じています。

世帯数も増加傾向であるものの、一世帯当たりの人数は減少し、核家族化や単身世帯の増加が進行しています。



資料) 住民基本台帳および外国人登録台帳(各年10月1日付)

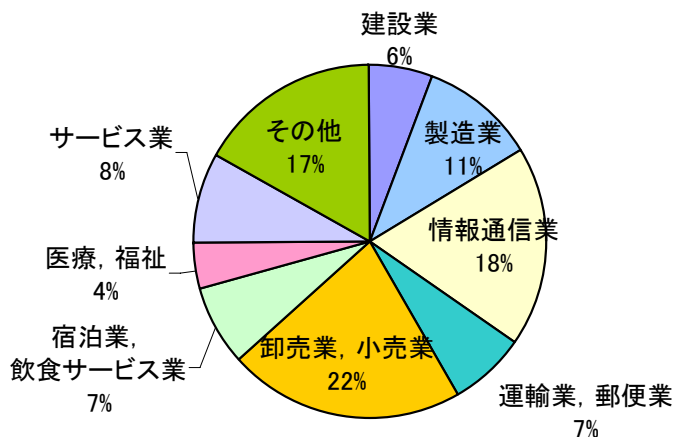
<品川区の人口および世帯数の推移>

(6) 産業

品川区の主な産業は、商業と工業に大別され、主に卸売・小売業、飲食業、サービス業、製造業といった業種で構成されています。

商業については、住工混在地を背景に近隣型商店街が発展してきました。大崎地区、天王洲地区および東品川四丁目地区などの大規模再開発事業による大規模な商業施設も増えています。

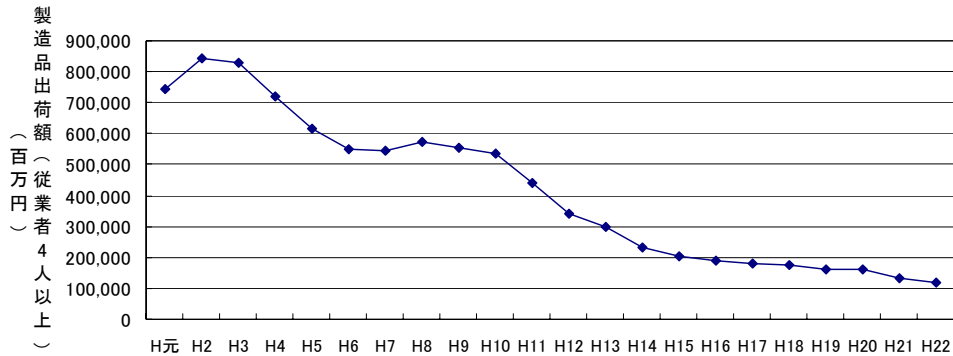
工場の地方移転やサービス業・情報通信業などの伸長による産業構造の変化に伴い、区内の製造業は、一貫して製造品出荷額が減少



資料) 東京の工業(平成22年工業統計調査結果報告)

<産業種別従業者数の割合>

しており、平成22年（2010年）時点では、平成2年（1990年）の約8分の1にまで減少しています。



資料) 東京の工業(平成22年工業統計調査結果報告)

<区内の製造品出荷額の推移>

(7) 交通網

幹線道路網は、第一、第二京浜国道と山手通り、中原街道が整備されています。

生活道路については拡幅整備を進めていますが、まだ多くの地域で幅員4m未満の道路が存在しています。

鉄道網は、南北・東西方向ともに充実しており、どの場所からもおおむね徒歩15分以内で駅に到達します。

バス路線は、主要な幹線道路を中心に整備されています。

■ 道路の長さ	2012 (H24) 年
総延長	368,769m
国道	14,639m
都道	25,650m
区道	328,480m
高速道路	11,667m

資料) 特別区土木関係現況調査



資料) 品川区勢概要

<品川区の交通網の概要>

2 環境の現状と課題

(1) 地球環境

① 地球温暖化対策・酸性雨・オゾン層の破壊

現 状

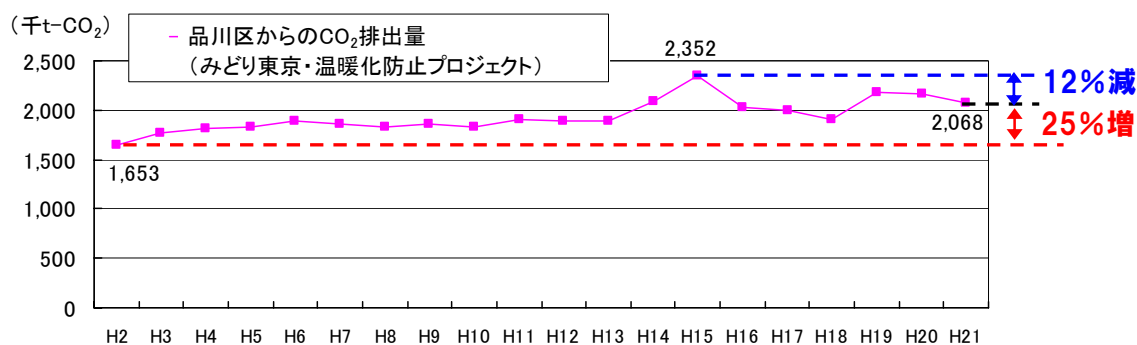
【地球温暖化対策】

- ・ 品川区では、品川区地球温暖化防止対策実行計画で温室効果ガス*6種類すべてを対象としていますが、数値を把握する対象は温室効果ガス排出量の約95%を占める二酸化炭素（CO₂）のみとしています。
- ・ 品川区内のCO₂の排出量は、京都議定書*の基準年である平成2年（1990年）に比べ、平成21年（2009年）時点で約25%増加しています。しかし、前環境計画策定当時[平成15年（2003年）]に比べて12%削減となっており、年によってばらつきがあるものの、増加傾向には一定の歯止めがかかっていると考えられます。
- ・ 部門別では家庭部門や業務部門が増加しており、人口やライフスタイルの変化、オフィスや商店の増加などが関係しています。産業部門については、各種の規制や製造業の減退などに起因して、減少しています。

<品川区内のCO₂排出量>

項目	平成2年 (1990年) (基準年)	平成15年 (2003年) (前環境計画 策定当時)	平成21年 (2009年) (最新データ)	変化
品川区内のCO ₂ 排出量	約165万 t-CO ₂	約235万 t-CO ₂	約207万 t-CO ₂	H2 ⇒ H21: 25%増加 H15 ⇒ H21: 12%削減

資料) オール東京62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト 特別区のCO₂ガス排出量



資料) オール東京62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト 特別区のCO₂ガス排出量

<品川区内のCO₂排出量の推移>

【酸性雨】

- ・ 酸性雨は、化石燃料*の燃焼などにより大気中に放出される二酸化硫黄（SO₂）や窒素酸化物*（NO_x）などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象です。
- ・ 酸性雨は河川・湖沼・土壌を酸性化させるため、建造物・農林水産業・生態系などに悪影響が及ぶことが懸念されます。
- ・ 酸性雨の強度は、雨水の pH を測定して知ることができます。大気中の CO₂ が十分溶け込んだ場合の pH が 5.6 であることから、pH5.6 以下であることが酸性雨の目安とされています。
- ・ 東京都が観測したデータをみると、pH は平成 4 年（1992 年）に 4.61、平成 17 年（2005 年）に 4.72 が年平均で観測されており、酸性雨が記録されています。

【オゾン層の破壊】

- ・ オゾンは成層圏（10～50km 上空）に多く存在しており、このオゾンの多い層をオゾン層といいます。
- ・ オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収し、地上の生態系を保護しています。そのため、フロン類などから生じた塩素・臭素によってオゾン層が破壊されると、有害紫外線の増加による生態系や人の健康への影響が懸念されます。
- ・ 気象庁では、地上に設置した装置を用いて上空のオゾン量を観測するとともに、気球に観測機器を吊り下げて飛揚させ、オゾンの詳しい高度分布についても観測しています。
- ・ 首都圏のオゾン全量は、昭和 33 年（1958 年）（327m atm-cm）から平成 23 年（2011 年）（311m atm-cm）までの 53 年間に約 5% 減少しました。

品川区における課題

- 継続的な課題（前環境計画策定時から顕在化していた課題）
 - ・ 家庭やオフィス、日常生活などにおける省エネルギーや再生可能エネルギー*導入などを推進し、継続して CO₂ 排出量の削減に取り組む必要があります。
 - ・ 前環境計画の策定以後、「品川区地球温暖化対策地域推進計画」や「品川

区地球温暖化防止対策実行計画」などが策定されており、具体的な CO₂ 排出量の削減目標も設定しています。今後もこれらの計画に基づく取り組みを継続する必要があります。

● 新しい課題（前環境計画策定後に顕在化した課題）

- ・ 日々の節電など、運用による対策はすでに十分浸透しており、継続して CO₂ 排出量を削減するためには、ハード面での対策の重要性が高まっています。
- ・ 「再生可能エネルギー」の導入を推進するに当たっては、品川区にとって最も適切なエネルギーを見極め、環境面、安定性、経済性、災害時のエネルギー確保などのそれぞれの観点から検討が必要です。

② 廃棄物・リサイクル

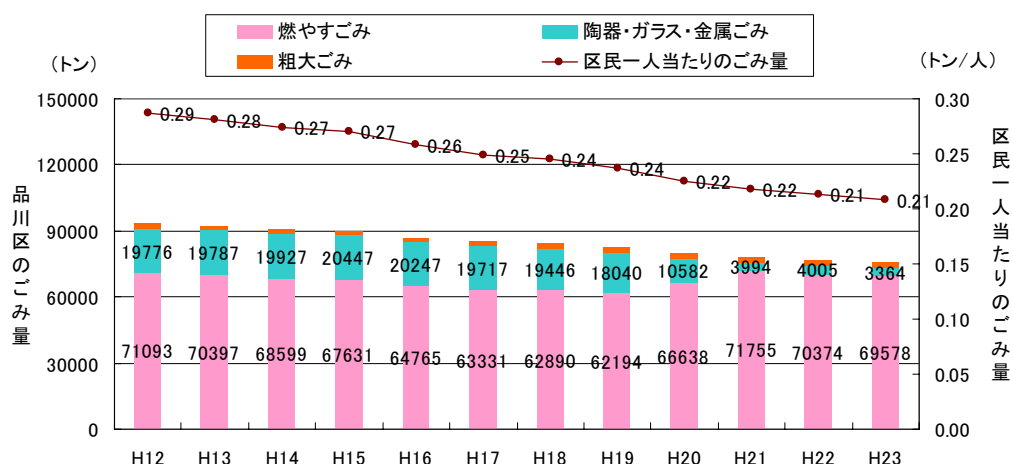
現 状

- ・ 3R*（リデュース*、リユース*、リサイクル）の推進などにより、ごみの減量の取り組みが進められており、着実にごみ量を削減しています。

<品川区内のごみ量の変化>

項目	平成 15 年 (2003 年) (前環境計画策定当時)	平成 23 年 (2011 年) (最新データ)	変化
品川区内のごみ量	約 9.0 万 t	約 7.5 万 t	約 16%減
区民一人当たりの年間ごみ量	0.27t/年/人	0.21t/年/人	約 22%減

資料) 東京二十三区清掃一部組合 清掃事業年報 (平成 23 年度版)



資料) 東京二十三区清掃一部組合 清掃事業年報 (平成 23 年度版)

<品川区内のごみ量の推移>

品川区における課題

- 継続的な課題（前環境計画策定当時から顕在化していた課題）
 - ・ 今後も積極的に区民や事業者との協働により 3R を推進し、さらなるごみの減量に取り組む必要があります。
 - ・ まちの美化や不法投棄対策についても、継続して取り組む必要があります。
- 新しい課題（前環境計画策定後に顕在化した課題）
 - ・ 区民への積極的な情報提供サービスを展開し、高齢化社会にも対応した、よりきめ細やかな対応を進める必要があります。

③ 安全・安心（災害・エネルギー）

現 状

- ・ 区では、「品川区まちづくりマスタープラン」・「品川区地域防災計画」を策定し、木造住宅密集地域対策など被害の最小化を図り、危機管理体制の強化に努めています。
- ・ 東日本大震災では、これまで見過ごされてきたさまざまな問題も顕在化しました。「エネルギー問題」では、大規模供給事業者の電力供給ストップによる不便な生活を強いられました。

品川区における課題

- 継続的な課題（前環境計画策定当時から顕在化していた課題）
 - ・ 防災計画に関しては、定期的な見直しと適切な運用が必要です。
- 新しい課題（前環境計画策定後に顕在化した課題）
 - ・ 東日本大震災を契機として、「エネルギーの安定的な供給」と「安全・安心」の両立が新たな課題となっており、区でも、特定の供給事業者に頼り過ぎない「分散型自立電源」の確保に取り組む必要があります。これを受け、本環境計画では「再生可能エネルギー」の導入促進や、防災拠点などにおける「災害時のエネルギーの自立」などの観点を盛り込む必要があります。

(2) 自然環境

① 植物・動物・生態系

現 状

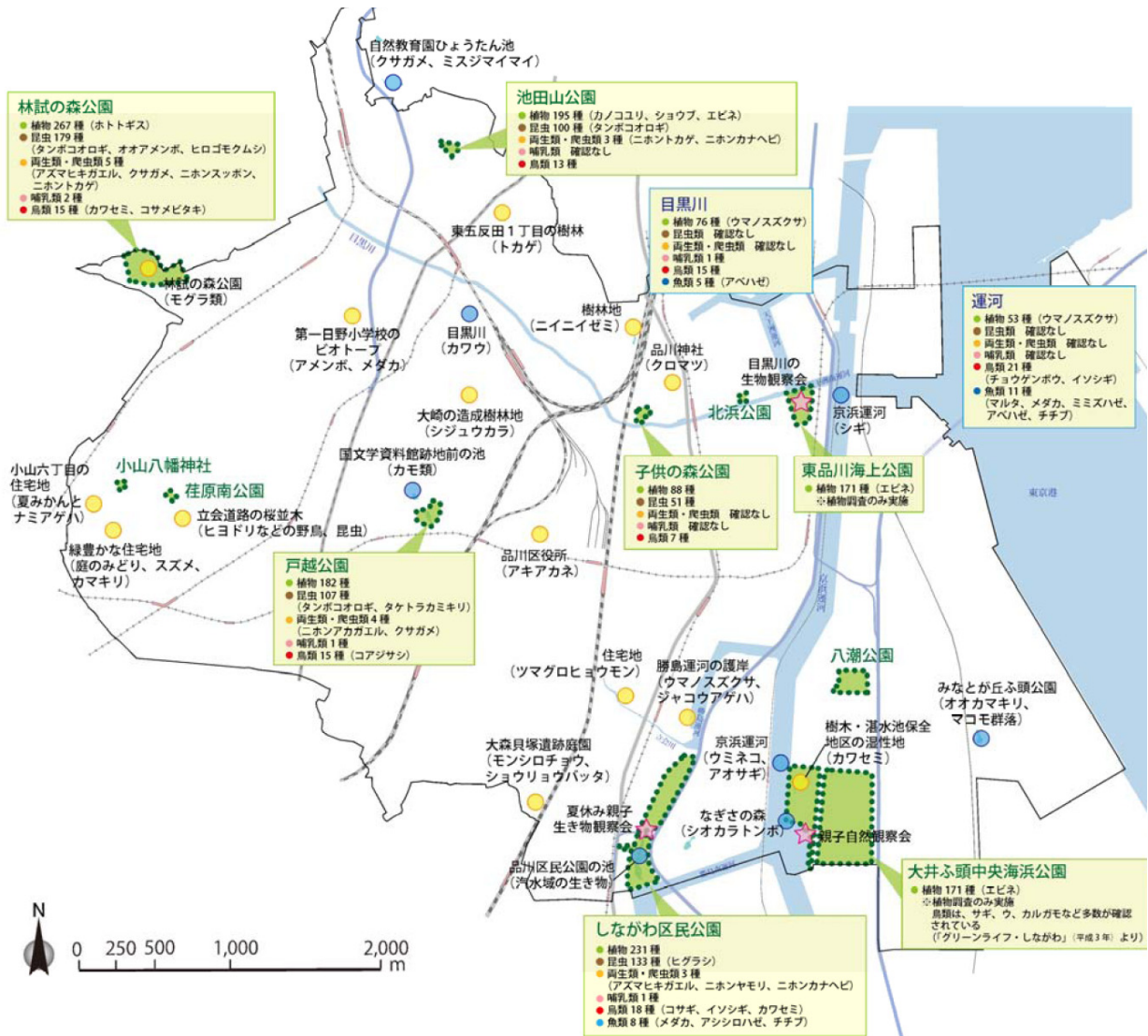
- ・ まとまったみどりが存在する比較的規模の大きな公園緑地や、河川・運河の一部には、貴重な生き物の生息・生育が確認されており、都市化が進んだ品川区においては、貴重な自然とのふれあいの場となっています。周辺に大きなみどりのある池田山公園などでは、鳥類の多様性が高いことが確認されています。
- ・ 大井ふ頭中央海浜公園には干潟保全地区があり、水辺に集まる鳥たちを観察できます。冬にはシベリア等から渡ってきたカモ類などの渡り鳥の姿も観察されます。
- ・ 目黒川はコンクリート張りの河岸であることから、浅瀬等の水辺がなく、ボラやスズキ等汽水・海水性の魚類がわずかに生息しているのみですが、運河では干潟や浅瀬、岩礁付近では多くの種が確認されています。
- ・ 気候変動や外来生物の侵入などによる生態系の変化が顕在化しつつあります。

品川区における課題

- 継続的な課題（前環境計画策定当時から顕在化していた課題）
 - ・ 開発に際しては、既存の生息空間に配慮するとともに、新たなみどり等の創出により新たな生息空間の創出が求められます。
- 新しい課題（前環境計画策定後に顕在化した課題）
 - ・ 「生物多様性」という概念を区民一人ひとりが理解し、日常生活のなかでその保全に取り組むことが求められます。



<大井ふ頭中央海浜公園>



【 凡 例 】

生態系の拠点となっている公園・緑地

公園内で確認された種数 (H23 年度)

目黒川・運河を代表する区間で確認された種数 (H23 年度)

※カッコ内は「重要種」に位置づけられた種
 「重要種」は、「種の保存法」や環境省レッドリスト、東京都レッドデータブックに記載されている種

特徴的な生物の生息・生育場所 (多様な生物とのふれあいの場)

● 陸域 ※カッコ内は代表的な生き物の名前

● 水域

★ 生き物に関するイベント・NPOの活動場所

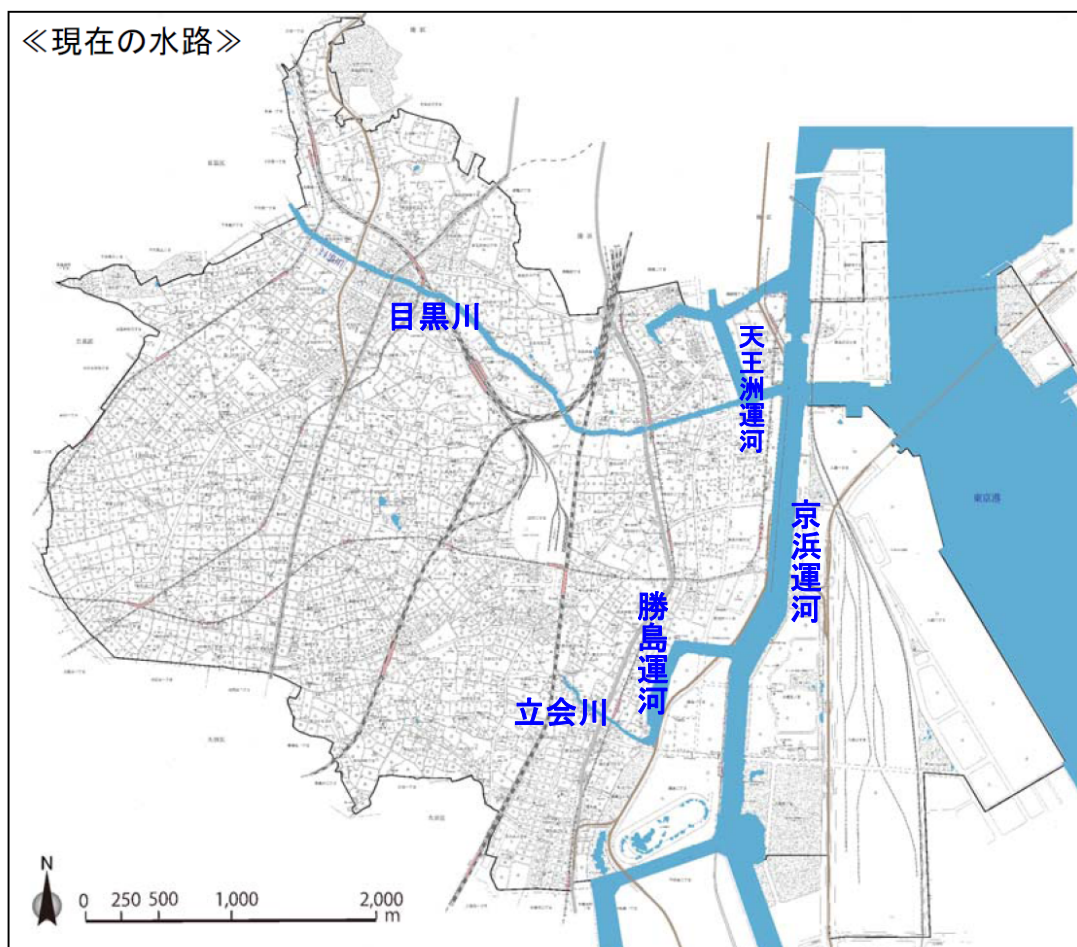
資料) 品川区生物多様性基礎調査報告書

<区内の生物の生息環境の状況>

② 河川・運河

現 状

- ・ 品川区は、目黒川・立会川などの河川、京浜運河・勝島運河・天王洲運河などの運河、さらに東京湾に接しています。
- ・ かつて江戸へ農作物を供給する農村地帯が広がっていた品川には、全域に品川用水が張り巡らされ、区内を流れる目黒川は舟運に利用されてきました。明治期以降、品川付近で生まれた数多くの産業を、物資供給の面で支える重要な役割を担い、大崎付近には多くの工場が誕生しました。
- ・ かつての農村地帯が住宅地として変化していく中で、品川用水は姿を消し、現在では全てが地下に埋設されました。
- ・ 立会川では生活排水の流入による水質汚濁が進み、昭和 44～47 年（1969～1972 年）の工事により、月見橋（南大井五丁目1番地先）から下流側の約 750mの区間を除き暗渠化され、蓋架けされたその上部は道路・緑道や児童遊園などに姿を変えています。



資料) 水とみどりの基本計画・行動計画

<区内の水域>

品川区における課題

- 継続的な課題（前環境計画策定当時から顕在化していた課題）
 - ・ かつての「水と親しめる空間」が失われ、その再生・創出に継続して取り組んでいます。
- 新しい課題（前環境計画策定後に顕在化した課題）
 - ・ 近年の防災意識の高まりを受け、水辺やみどりの整備が求められています。

③ 公園等のみどり

現 状

- ・ 品川区では、公園の整備、建物の壁面や屋上の緑化、民有地の緑化などを推進してきました。
その結果、身近なみどりが着実に増え続けています。

<品川区内のみどり率の変化>

項目	平成 16 年 (2004 年) (前環境計画策定当時)	平成 21 年 (2009 年) (最新データ)	変化
品川区内のみどり率 ^注	458.4ha (19.6%)	497.2ha (21.2%)	約 1.6%増

資料) 水とみどりの基本計画・行動計画
 注) みどり率とは、ある地域の緑被地[樹林地、草地、宅地内の緑（屋上緑地を含む）、公園内の緑、街路樹]の面積に、「公園内の緑で覆われていない面積」と「河川等の水面」を加えた面積が、その地域全体の面積に占める割合です。

品川区における課題

- 継続的な課題（前環境計画策定当時から顕在化していた課題）
 - ・ 公園などのまちのみどりや、水辺環境に対する区民の関心、要望は依然として強く、今後も、自然との触れあいが可能となる空間の整備に取り組む必要があります。
- 新しい課題（前環境計画策定後に顕在化した課題）
 - ・ 新規公園の設置が困難ななかで、既存公園の機能や魅力を向上することが求められています。
 - ・ 水辺とのふれあいの空間については、国や都などの関係機関と連携しながら、取り組む必要があります。

(3) 生活環境（大気・水質・騒音・振動・化学物質・悪臭・土壌汚染・地盤沈下）

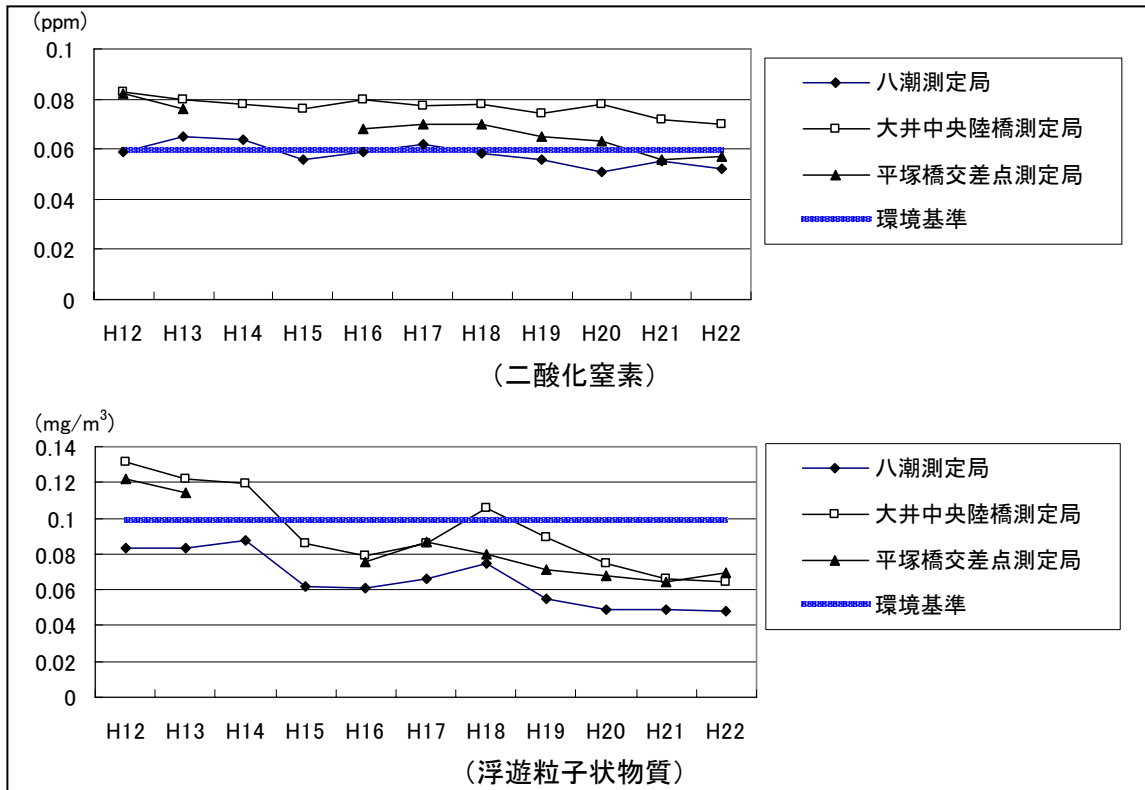
現 状

- ・ 大気環境については、平成 15 年（2003 年）当時に比べ、環境基準*を達成している測定局が増え、改善が進んでいます。しかし、一部の物質では幹線道路の沿道の測定局において依然として環境基準を超過しています。
- ・ 河川水質については、平成 15 年（2003 年）当時から環境基準を達成しており、徐々に改善されています。一方で、運河や海域の水質については、依然として環境基準を達成できていません。
- ・ 騒音については、幹線道路の沿道地域において、依然として環境基準を達成できていない地域がありますが、その数は減少傾向にあります。
- ・ 区には、騒音 136 件、振動 35 件、悪臭 28 件、粉じん 26 件、ばい煙*7 件など、生活環境に関する苦情が寄せられています[平成 23 年度（2011 年度）データ]。これらに適切に対処するとともに、未然に防ぐことに取り組んでいます。
- ・ 化学物質、土壌汚染、地盤沈下などについては、法や条例に基づき、事業者の監視・指導などを行い、生活環境への影響を防止または低減に取り組んでいます。

<品川区内の大気汚染物質および水質の環境基準達成状況>

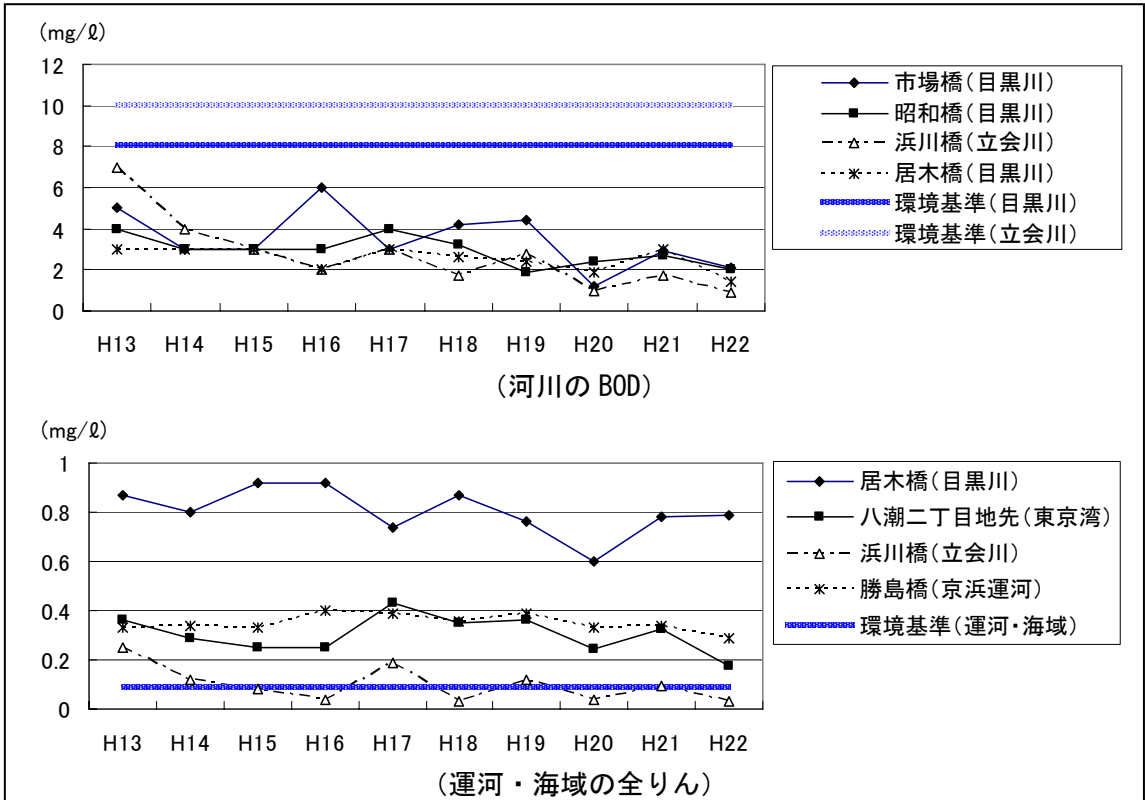
項目		環境基準の達成状況の比較	
		平成 15 年 (2003 年) (達成局数/局数)	平成 22 年度 (2010 年) (達成局数/局数)
大気汚染物質	二酸化窒素	一般局 0/1(0%) 自排局 1/1(100%)	一般局 1/1(100%) 自排局 1/2(50%)
	浮遊粒子状物質*	一般局 0/1(0%) 自排局 0/1(0%)	一般局 1/1(100%) 自排局 2/2(100%)
	光化学オキシダント*	一般局 0/1(0%)	一般局 0/1(0%)
	二酸化硫黄	一般局 1/1(100%)	一般局 1/1(100%)
水質	BOD*	河川 2/2(100%)	河川 2/2(100%)
	COD*	海域 2/2(100%)	海域 2/2(100%)
	全窒素および全りん	海域 0/2(0%)	海域 0/2(0%)

資料) 品川区ホームページ



資料) 品川区ホームページの情報に基づき作成

<品川区内の大気汚染物質の推移>



資料) 品川区ホームページの情報に基づき作成

<品川区内の河川および海域の水質の推移>

品川区における課題

- 継続的な課題（前環境計画策定当時から顕在化していた課題）
 - ・ 大気汚染に関しては、主に自動車の走行によるものです。国道や都道を通過する車両の影響が大きく、引き続き、関係機関への要請や連携を通して、改善に取り組む必要があります。
 - ・ 水質については、区として立会川や目黒川に対し改善事業を推進しており、今後も継続する必要があります。一方で、海域の改善には、東京都や河川上流域の自治体などを含めた広域な連携に基づく取り組みが必要です。
- 新しい課題（前環境計画策定後に顕在化した課題）
 - ・ 自動車の走行による大気環境への影響は、排出源である自動車そのものに対する対策が有効です。省エネルギーや地球温暖化対策としても効果のある環境負荷の小さい自動車（電気自動車、ハイブリッド自動車*、低燃費車など）の普及促進の取り組みが必要となっています。

(4) 快適環境（歴史・文化・文化財・祭り・伝統芸能・景観）

現 状

- ・ 「しながわ百景」の選定や、文化財の保存、旧東海道の再整備などが進められており、品川区の歴史を保全、発見する取り組みが進められています。
- ・ 放置自転車による通行阻害や景観を損ねるなどの影響が出ていますが、その台数は年々減少傾向にあります。
- ・ 平成22年（2010年）には品川区景観計画を策定し、そのなかで「旧東海道品川宿地区」を重点地区として位置付け、計画的に景観の保全に取り組んでいます。
- ・ 本環境計画策定時に実施したアンケートでは、街並みの美しさに対する満足度が低く、また、自分の生活の身近なところに「後世に残したい大切な環境」が存在している区民が少ないことが明らかになっています。

品川区における課題

- 継続的な課題（前環境計画策定当時から顕在化していた課題）
 - ・ 歴史や文化、景観などにおいて「品川らしさ」を大事にした環境保全・創出の取り組みを継続することが必要です。

- 新しい課題（前環境計画策定後に顕在化した課題）
 - ・ 平成16年（2004年）に景観法*が施行され、「景観」の保全や創出に体系的に取り組む必要性が生じました。品川区においても、平成17年（2005年）に「しながわ景観ガイドプラン」を、平成22年（2010年）に「品川区景観計画」を策定し、景観の保全や創出に取り組んでいます。これを受け、本環境計画においてはこれらの計画に沿った取り組みを展開していく必要があります。
 - ・ 環境保全・創出の取り組みを推進するためには、みんなが環境を身近なものに感じる必要があります。これを受け、本環境計画では区民の身近な生活空間において「大切」と考える環境を発見・創造するための取り組みが必要です。



<旧東海道品川宿の街並み>

3 アンケート結果

(1) 実施概要

区民および事業者に実施したアンケートの実施概要および回収率などは下表に示すとおりです。（詳細は資料編参照）

区民アンケートは 517 通（回収率：約 35%）の回答を得ることができ、統計的に有意な結果（有意：確率的に偶然とは考えにくく、意味があると考えられること）を得ることができました。

<区民・事業者アンケートの実施概要>

項目		内容	
実施概要	抽出方法	無作為抽出	
	対象	区民 1,500 人(18~70 歳)、事業者 500 事業所	
	回答期間	2012 年 5 月 15 日~2012 年 6 月 4 日	
	回答方法	択一式(一部、自由記載)	
	発送・回収方法	アンケート票を郵便により発送。アンケート回答後、同封の返信用封筒に入れて投函して頂く方式。	
回収率 【確定】	区民	配 付	1,500 通
		回 収	517 通
		回 収 率	34.8%
	事業者	配 付	500 通
		回 収	188 通
		回 収 率	38.1%

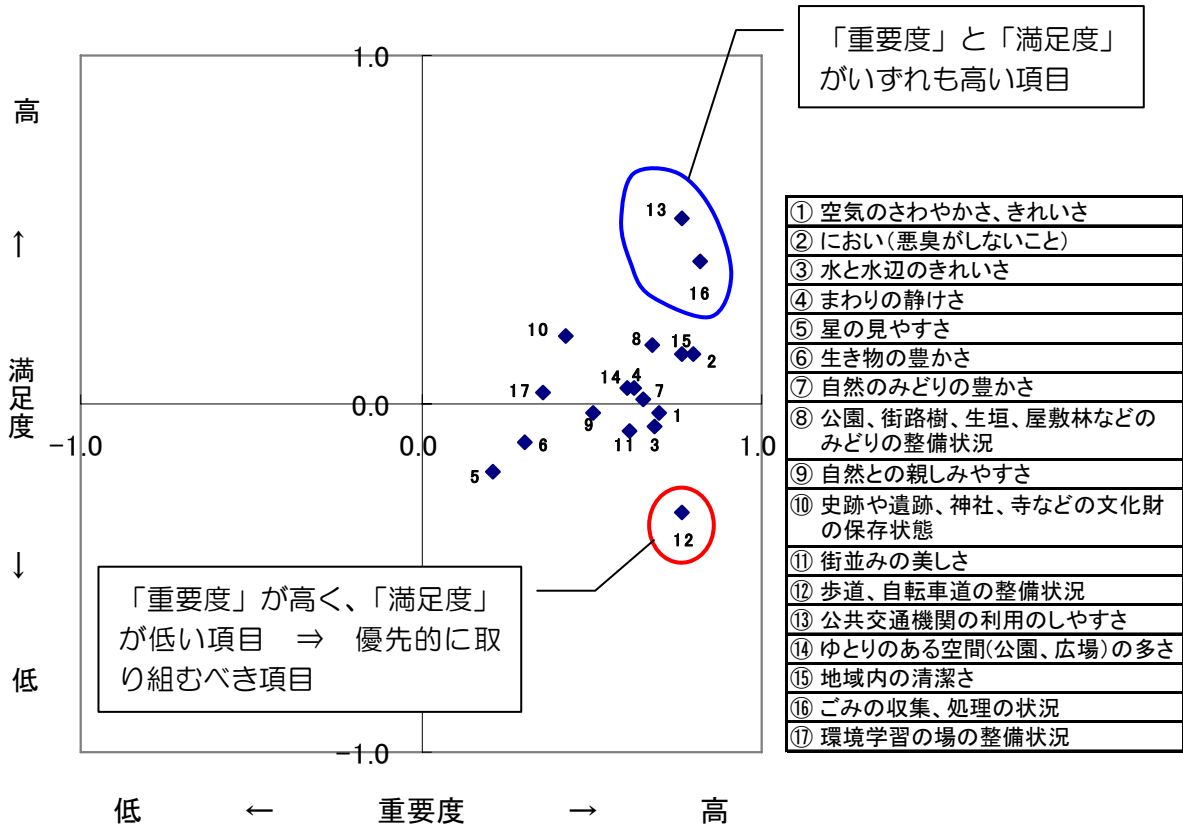
(2) 区民アンケートの分析結果

① 回答者の属性

<ul style="list-style-type: none">・ 年代は、特定の年代に偏ることなく、10 歳代から 70 歳代までほぼ満遍ない年代構成となっています。・ 居住地区は、荏原 (33%)、品川 (26%)、大井 (23%)、大崎 (14%)、八潮 (2%) の順に多くなっています。・ 居住年数は、20 年以上が約 50%を占めています。・ 世帯あたり人数は、2 人世帯 (32%)、3 人世帯 (26%) が多くなっています。

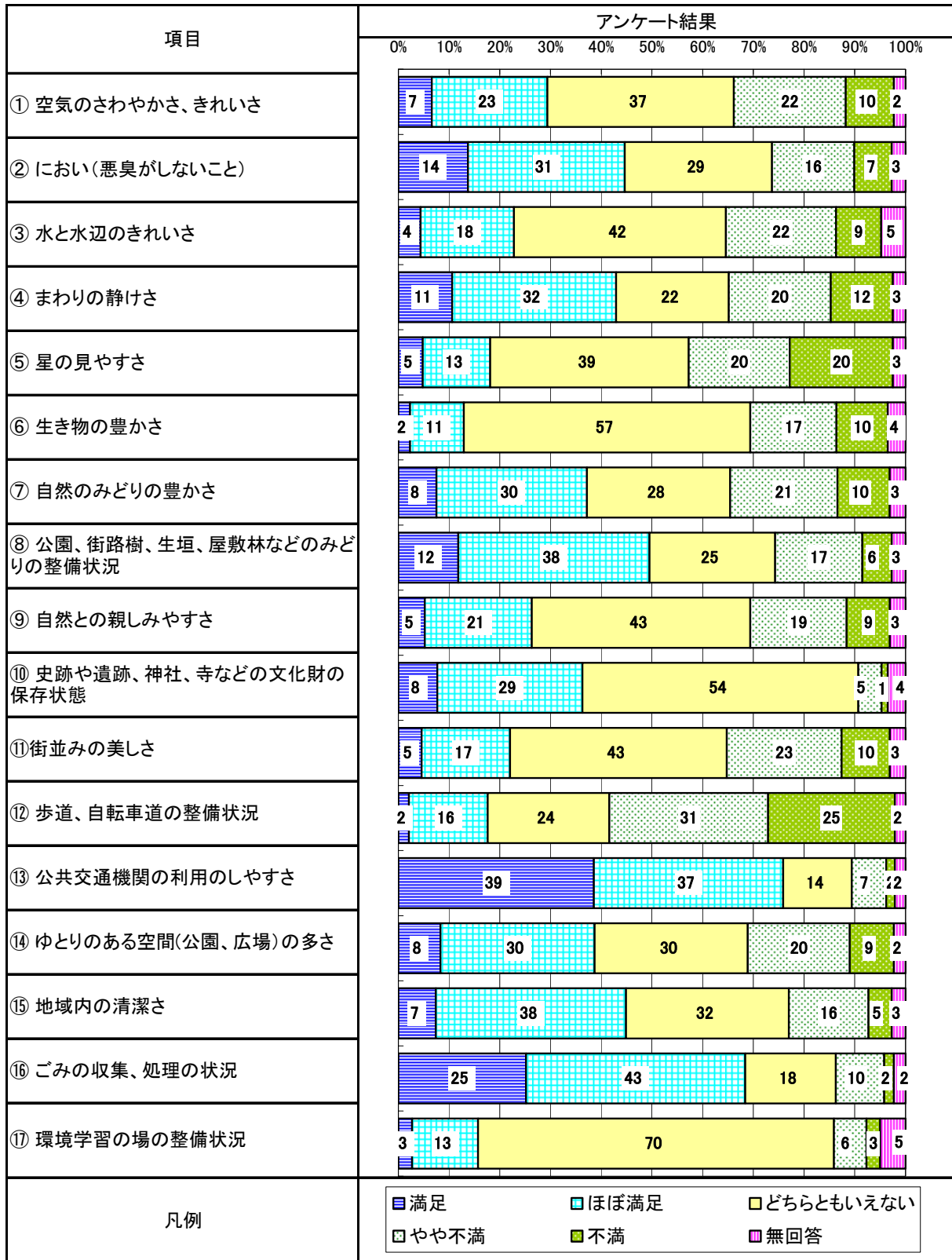
② 区民の環境に対する満足度・重要度

- ・ 大気・水については、満足度が低く（3割以下）、重要度が高い（8割以上）ため、継続して改善に取り組む必要があります。
- ・ 都市の緑については、公園などの整備状況について、ほぼ満足（5割）していますが、重要性が高いため（8割以上）、継続して取り組む必要があります。
- ・ まちづくりについては、街並みの美しさや歩道、自転車道の整備状況の満足度が低く（2割程度）、重要度は高い（8割以上）ため、優先的に改善に取り組む必要があります。
- ・ 環境学習などについては、環境学習の場の整備状況に対しては、満足度が低く（2割程度）、重要性も高くはない（5割程度）結果でした。状況改善に取り組むとともに、環境学習などに対する区民の認知度を高めていく必要があります。



<各環境項目の重要度と満足度の関係>

＜品川区の環境に対する満足度＞

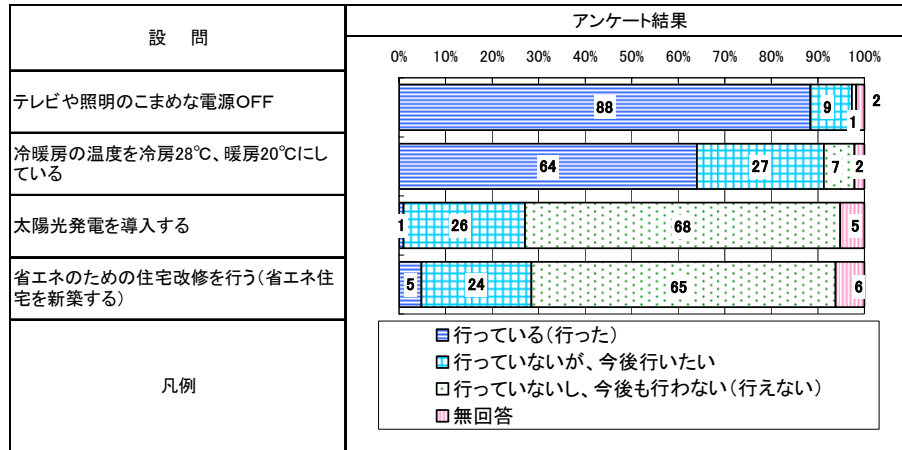


注1) 図中に表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合があります。

③ 環境保全・創出への取り組み状況について

- ごみの減量や省エネルギーの取り組み（下図参照）、緑や自然の保全など、身近ですぐに取り組めるものについては、すでに多くの区民が積極的に取り組んでいます。

＜区民による省エネルギー行動への取り組み状況＞



注 1) 図中に表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合があります。

- 太陽光発電*の導入や省エネルギー住宅への改修、クリーンエネルギー自動車*への買い替えなどは、費用面の負担が大きいこともあり、取り組み率が低く、今後も行政の普及支援策の検討が必要です。
- 多くの区民が集合住宅などに居住しており、集合住宅に対する太陽光発電や省エネルギー改修などの対策を促進する必要があります。

④ 区民が感じる品川らしさについて

- 「やすらぎとにぎわいが同居するまち」を選択した区民が最も多く、都市としての発展と住みやすさの両立が重要であることがわかりました(163人)。
- 次いで「健康で安全な生活環境のまち(106人)」と「歴史と文化が調和した快適なまち(82人)」が多く見られました。
- 「健康で安全な生活環境のまち」を選択した市民は、70歳代と20歳代で最多となり、世代を超えたキーワードとなっていました。

＜区民が「品川らしい」と感じるフレーズ＞

項目	回答者数
やすらぎとにぎわいが同居するまち	163人
健康で安全な生活環境のまち	106人
歴史と文化が調和した快適なまち	82人

⑤ 区民が大切と感じる環境

- ・ 「目黒川およびその沿道」と回答した区民が最も多くなっています（96人）。
- ・ 次いで、林試の森公園（75人）、戸越公園（65人）が多くなっています。
- ・ 居住地の身近な環境を選択した区民が少なく、川や大規模な公園が選択される傾向が見られます。より身近な場所（小学校の校区程度）に「大切」と感じられる環境ができることが望まれます。

<後世に残したい「大切な環境」>

項目	回答者数
目黒川およびその沿道	96人
林試の森公園	75人
戸越公園	65人
旧東海道・品川宿	37人
しながわ区民公園	36人

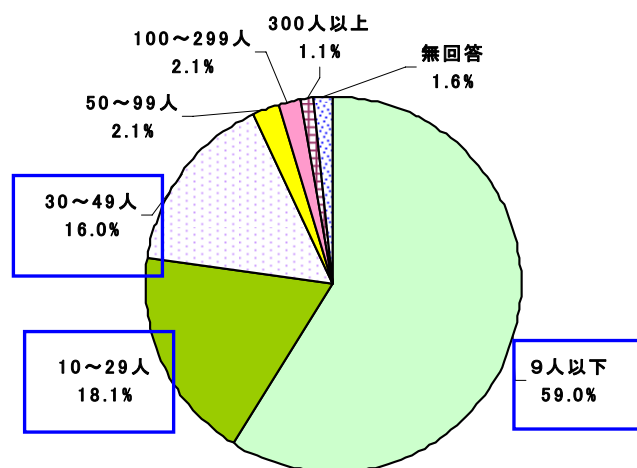
⑥ 環境行政に望む取り組み

- ・ 街並みや道路沿道の緑化の推進（151人）と回答した区民が最も多く、公園緑地の整備（90人）も多く見られました。重要度、満足度の結果と合わせて、都市の緑に対する関心の高さが表れています。
- ・ 地球温暖化防止への取り組みを選択した区民が93人と二番目に多く、依然として温暖化対策についての関心の高さが伺えます。

(3) 事業者アンケートの分析結果

① 回答者の属性

- ・ 業種は、サービス業（約38%）が最も多く、次いで「卸・小売業、飲食（約29%）」、「製造業（約11%）」が多くなっています。
- ・ 事業所の種類は、事務所（約47%）と店舗（約42%）で約9割を占めています。
- ・ 従業員数は、9人以下の事業所が約59%と半数以上を占め、10～29人（約18%）、30～49人（約16%）の順に多くなっています。



注) 図中に表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合があります。

<従業員数別の回答者の割合>

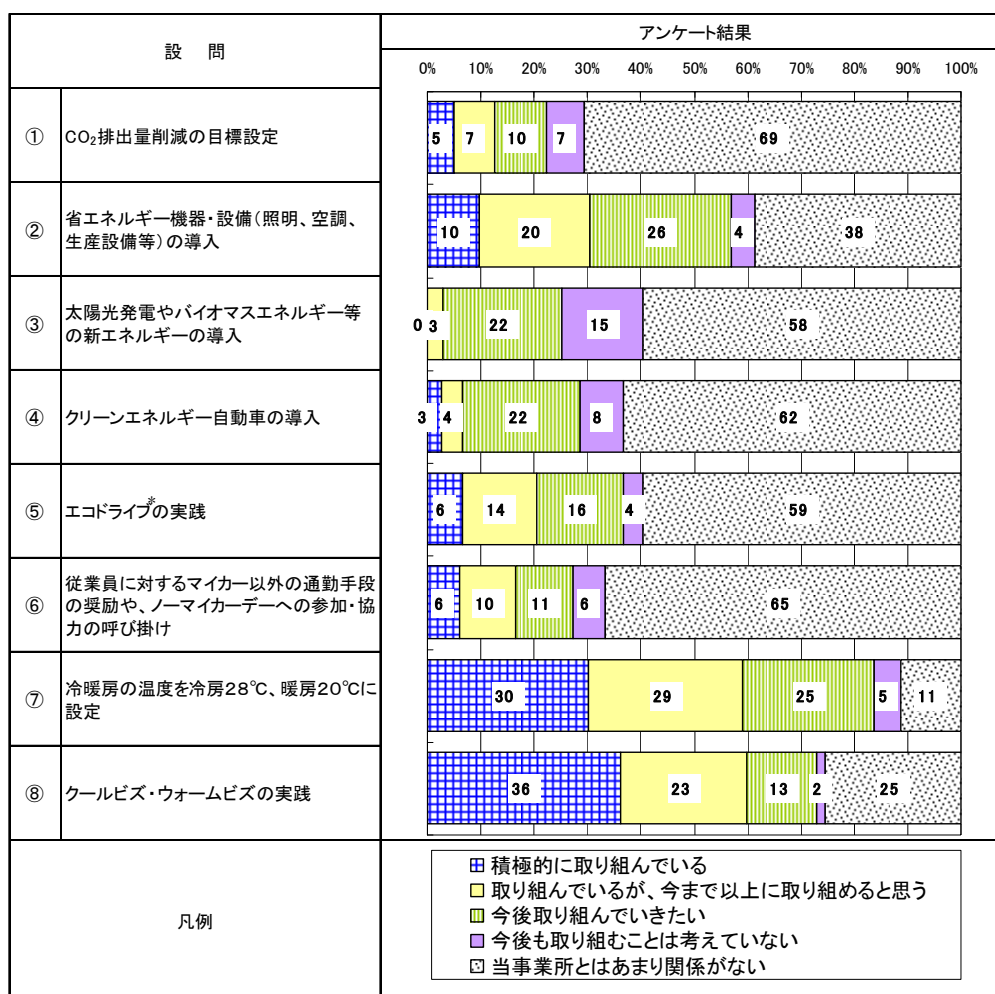
② 事業者の環境保全活動への取り組み状況

- ・ 廃棄物の減量・リサイクルについては、多くの事業者が「当事業所とはあまり関係がない」と回答しています。しかし、本来は事業所の規模や業種に係らず取り組むべき課題であり、小規模事業所などに対しても取り組みを推進する必要があります。
- ・ 従業者数50人未満の事業所（区内事業所の9割以上を占める）では、環境管理についてはほとんど取り組んでいません。しかし、従業員数5人～49人の事業所のうち3割程度が、今後、ISO14001*などの環境マネジメントシステム*の構築に取り組みたいと回答しており、取り組みを拡大する余地は大きいと考えられました。
- ・ 地球温暖化防止については、冷暖房の温度調節や、クールビズ・ウォームビズ*などには、すでに多くの事業所が取り組んでいます。省エネルギー機器*・設備の導入についても、3割程度の事業所がすでに取り組んでおり、今後取り組みたいと考えている事業所（2割以上）をあわせると、5割以上にのびます。太陽光発電などの再生可能エネルギーやクリーンエネルギー自動車の導入について、「当事業所とはあまり

関係がない」と回答した事業所を除くと、4割以上の事業所が「今後取り組んでいきたい」と回答しており、ハード面での対策についても取り組み意向が高いといえます。

- ・ 地域貢献や環境学習などについては、地域の環境保全活動や、環境教育、環境学習に関連する取り組みなどについて、現状の取り組み率は低いものの、今後取り組むたいと考える企業が2~4割存在していることが明らかになりました。

<地球温暖化防止への取り組み状況>



注 1) 図中に表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合があります。

注 2) 取り組みに関係のない事業所は除外しています。

③ 事業者が区に望む取り組み

・ 最も多い意見として、「事業所から出る廃棄物をリサイクルするためのシステムの整備・支援(96事業所)」があります。

・ その他に、公的融資や補助金制度(66事業所)や、具体的な事例などの情報供与(64事業所)などを求める事業所が多くみられます。

第3章 計画の目標

1 めざす将来像

< 将来像 > みんなで創る環境都市 しながわ

東日本大震災は、私たちに計り知れない被害をもたらした大災害でしたが、人々による「絆」の大切さ、すばらしさをあらためて実感するきっかけにもなりました。立場や世代を超えて、一つの目的に向かってみんなで何かに取り組むとき、それは大きな力となり、多くの困難に打ち勝つことができます。

環境問題に目を向けると、地球温暖化やエネルギーの問題は、非常に深刻な状態にあり、日々の生活環境においても改善すべき課題は少なくありません。

これらの課題を克服するためには、区民・事業者・区が「みんな」で取り組むことが不可欠です。

そのためには、まずは一人ひとりが自らの責任と役割を自覚し、それぞれの立場で取り組みを継続することが重要です。そして、これらの個々の力を一つの力にまとめ、大きなうねりを作り出すことで、環境保全の取り組みは大きく進展することになります。

また、品川区は古くから交通の要衝であり、多くの人が集う活気あふれるまちです。この活気を維持しながら環境保全・創出にも取り組んでいくことが、これからのまちの魅力につながります。持続可能な発展を遂げ、生活も産業も環境も向上できる、そんな「やすらぎとにぎわいが同居するまち」を目指すことが、次世代に向けての私たちの責務です。

こうした思いから、品川区では本環境計画の将来像として「みんなで創る環境都市 しながわ」を掲げ、その実現に向けて環境項目ごとに4つの基本目標と、これらを実現するための一つの共通目標を設定しました。

2 基本目標・共通目標

(1) 環境項目に対する基本目標

本環境計画では、将来像を達成するための目標として、環境の区分ごとに4つの基本目標を設定しました。

基本目標を以下に示します。

基本目標 1 持続可能な地域社会を実現する(地球環境)

<低炭素社会を実現する>

省エネルギーの推進や、地域の特性に見合った再生可能エネルギーの導入など、エネルギーの適正利用を推進するとともに、エネルギー効率の高い都市基盤が整備された低炭素社会の実現を目指します。

<循環型社会を実現する>

3Rの推進やごみ処理体制を充実し、良好な資源循環を確保することにより、廃棄物の発生を抑制し、環境への負荷の少ない、循環型社会の実現を目指します。

基本目標 2 水とみどりがつなぐまちを実現する(自然環境)

河川・運河などの水辺や、街路樹・公園などのみどりの質と量を向上させ、さらにそれらの連続性を確保することにより、自然を身近に感じることができる、やすらぎのあるまちを目指します。

基本目標 3 健全でやすらぎのある生活環境を実現する(生活環境)

産業型公害や生活型公害を防止し、清らかな空気や水、清潔な街並みなどを実現することにより、良好な生活環境を確保します。

基本目標 4 快適で豊かなまちをみんなで伝え創り育てる(快適環境)

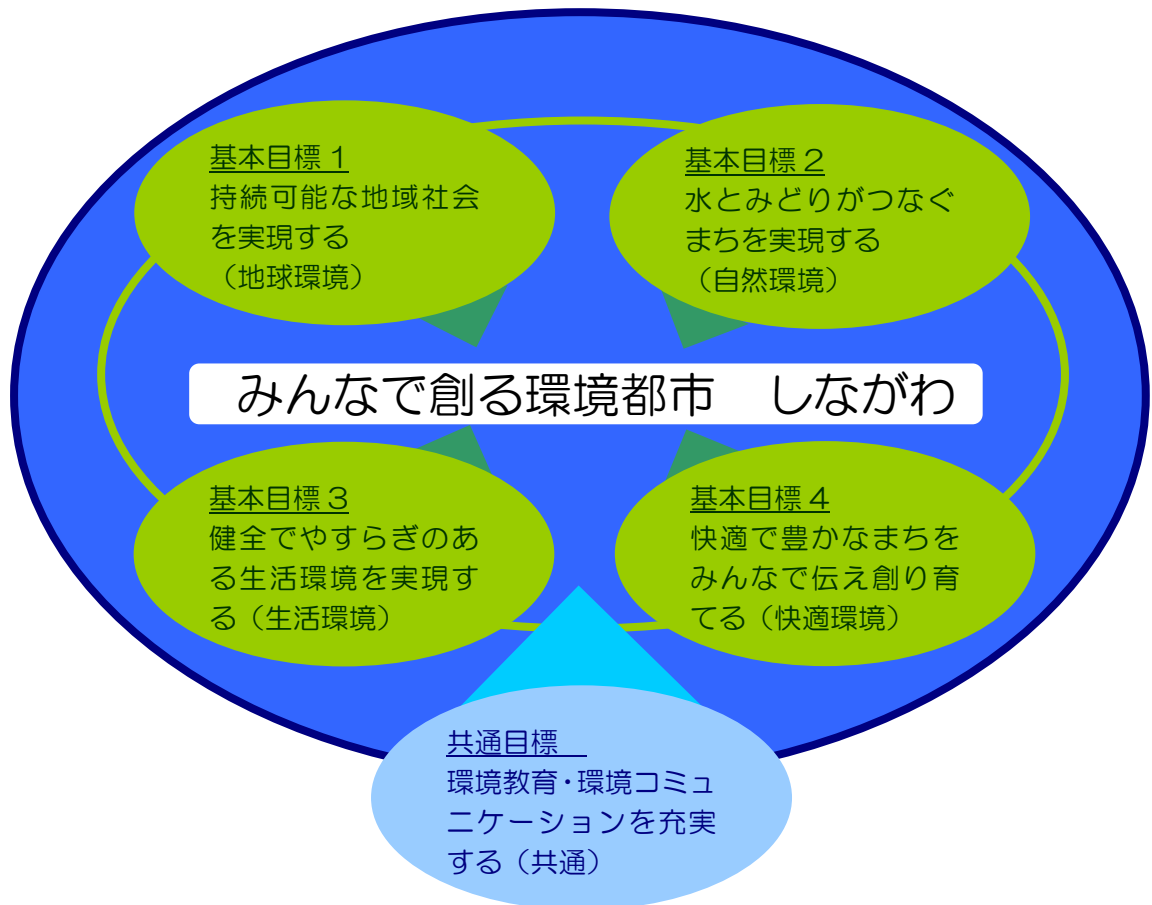
歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近なみどりや河川の整備などを通じて、水とみどりと歴史をいかした、潤いとやすらぎを感じられる豊かで快適な環境を創造します。

(2) 基本目標 1～4 を達成するための共通目標

基本目標 1～4 を達成するためには、みんなで取り組むことが不可欠です。そこで、基本目標 1～4 の共通目標として、「環境教育・環境コミュニケーションを充実する」を掲げます。

共通目標 環境教育・環境コミュニケーションを充実する(共通)

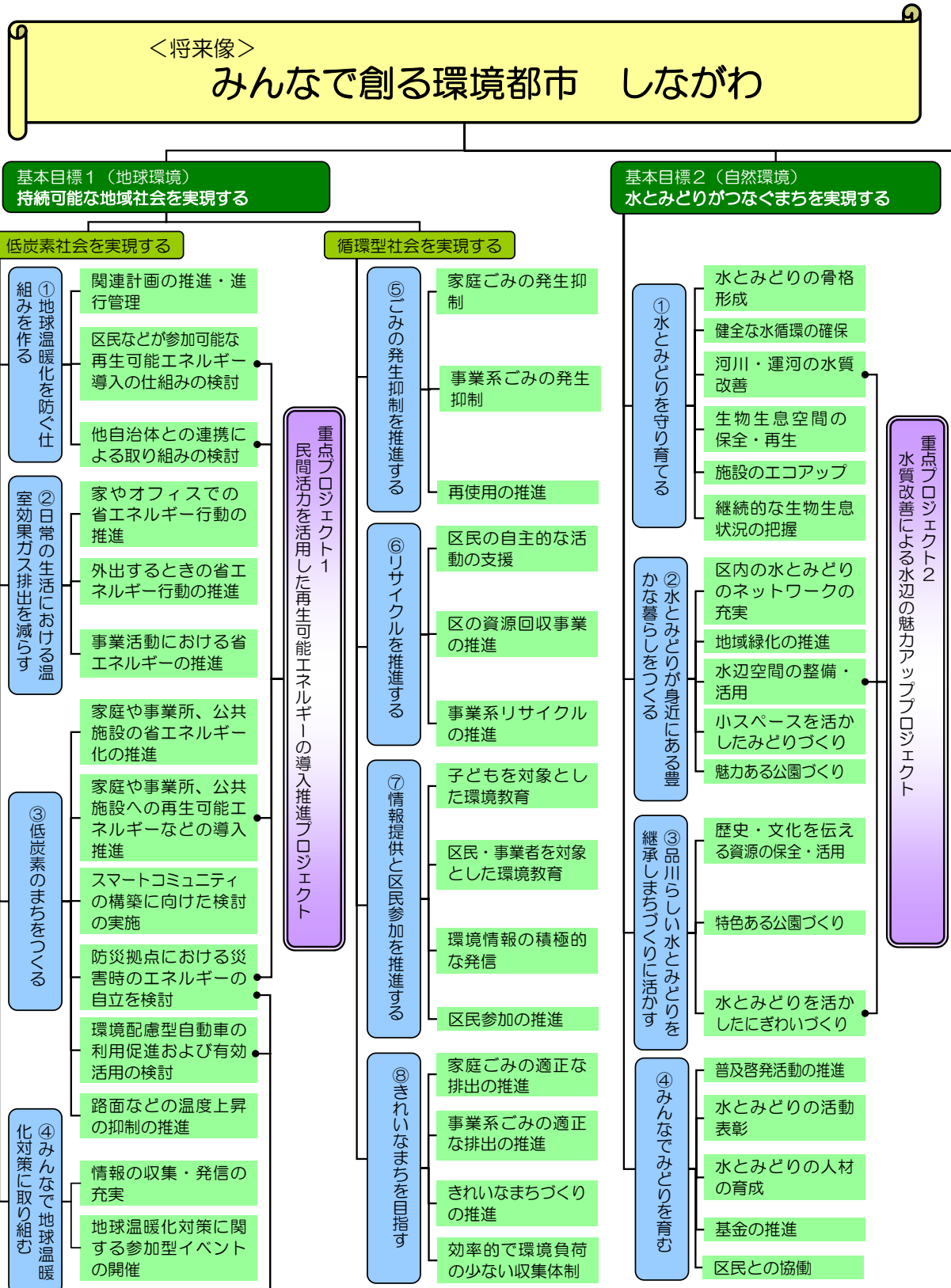
区民・事業者・区がそれぞれの責務と役割を果たすため、正しい知識を獲得でき、環境の重要性を実感できる体験の機会や場を創出し、「環境」を通して地域の絆を深め、子どもから大人までみんなで環境保全・創出に取り組みます。

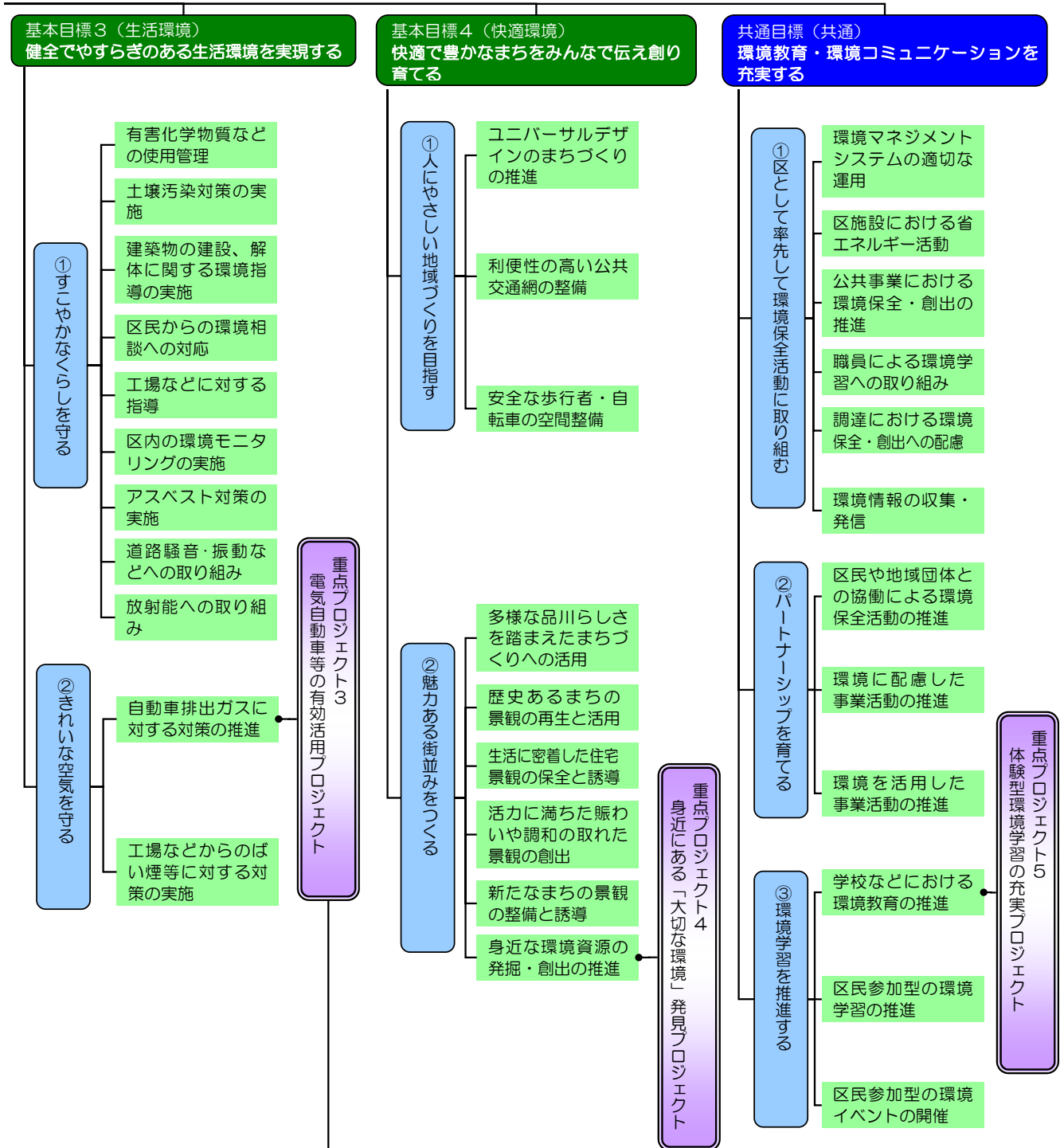


<基本目標のイメージ図>

第4章 取り組みの内容

1 施策体系

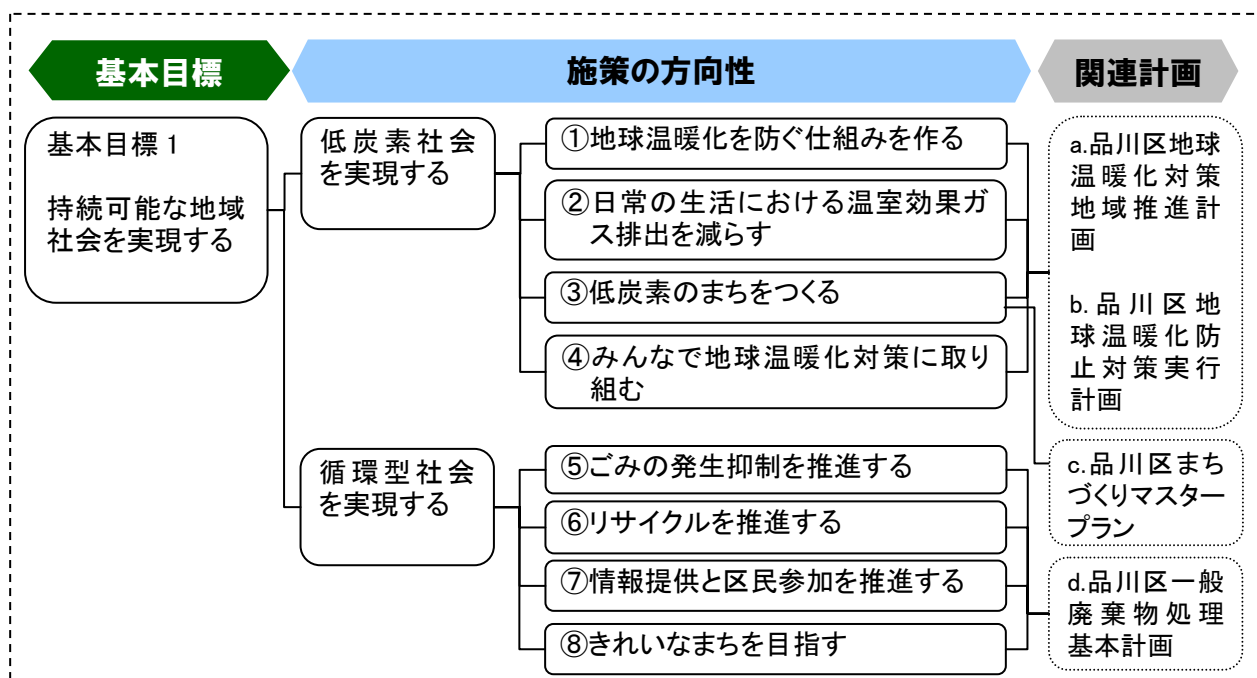




2 施策と具体的な取り組み

基本目標 1 持続可能な地域社会を実現する(地球環境)

(1) 施策の体系



(2) 指標・目標値

施策の方向性		指標・目標			備考
		指標	基準値	目標値	
低炭素社会を実現する	①地球温暖化を防ぐ仕組みを作る	品川区のCO ₂ 排出量	1,765千t-CO ₂ (H18)	1,324千t-CO ₂ (H32)	注1 注2
	②日常の生活における温室効果ガス排出を減らす	一世帯当たりの品川区の家庭部門CO ₂ 排出量	2.6t-CO ₂ /世帯(H21)	1.7t-CO ₂ /世帯(H32)	注2 注3
	③低炭素のまちをつくる	公共施設への再生可能エネルギー導入量	23施設(H24)	導入施設数の増(H34)	
	④みんなで地球温暖化対策に取り組む	地球温暖化防止に関する環境講座の継続的な開催	年2回開催	年2回以上開催(1回当たりの受講者数20人以上)	
循環型社会を実現する	⑤ごみの発生抑制を推進する	区民一人一日あたりの収集ごみ量	567g/人・日(H23)	440g/人・日(H34)	
	⑥リサイクルを推進する	資源化率	26%(H23)	31%(H34)	
	⑦情報提供と区民参加を推進する	スケルトン車両を使った環境学習	保育園・幼稚園:27園 小学校:11校	継続して実施	
	⑧きれいなまちを目指す	世論調査などによる環境意識アンケート	—	環境満足度の向上	

注1) 品川区地球温暖化対策地域推進計画の目標値を採用しました。本目標値は、国が作成した目標達成に向けたロードマップに基づき設定したものであるため、国の目標が変更された場合は、速やかに見直しを検討します。

- 注2) CO₂の排出量について、区の確定値が得られるのは当該年の「2年後」となっています。したがって、計画終了時点[平成34年度(2022年度)]で評価に利用できる値は平成32年度(2020年度)であるため、目標値も平成32年度(2020年度)の値に設定します。
- 注3) 品川区で平成23年度(2011年度)に実施した「節電コンテスト」では、参加世帯の7月～9月の平均削減率は、前年比約35%減を達成しました。この結果を受け、電力だけでなくガスなども含め、品川区の家庭部門から排出される一世帯当たりのCO₂を35%削減することを目標として設定します。

(3) 施策の内容

< 低炭素社会を実現する >

施策の方向性① 地球温暖化を防ぐ仕組みを作る

現在、品川区では地球温暖化対策に関する計画を2つ(区全体を対象とした地域推進計画と、区の事業を対象とした実行計画)有しています。これらの計画を、確実に運用していくことが重要です。

また、カーボンオフセット*など、既存の仕組みを活用することも有効な手段となります。

このような既存の仕組みの運用や、新たな仕組みづくりの検討などを推進します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
関連計画の推進・進行管理	・品川区地球温暖化対策地域推進計画の推進・進行管理	—			○
	・品川区地球温暖化防止対策実行計画の推進・進行管理	—			○
	・各計画の定期的な見直し(地域推進計画:H32年度予定、実行計画:H29年度予定)	—	○	○	○
区民などが参加可能な再生可能エネルギー導入の仕組みの検討	・区民や事業者などの民間活力を活用して再生可能エネルギーを導入する仕組みの検討	—	○	○	○
他自治体との連携による取り組みの検討	・周辺自治体や姉妹都市などとのカーボンオフセットの検討	—	○	○	○
	・周辺自治体や姉妹都市などにおける地球温暖化防止活動(森林整備、再生可能エネルギー設備の設置など)の検討	—			○

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・「品川区地球温暖化対策地域推進計画」の見直し時に、パブリックコメントなどを通して意見を述べます。 ・カーボンオフセットの仕組みを理解し、商品やサービスなどを選択する際の参考とします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・「品川区地球温暖化対策地域推進計画」の見直し時に、パブリックコメントなどを通して意見を述べます。 ・カーボンオフセットや CO₂ 排出量取引などの仕組みを理解し、取引への参加や、製品調達の際の参考とします。

施策の方向性② 日常生活における温室効果ガス排出を減らす

品川区では、CO₂ 排出量の 2 割以上が家庭部門から、4 割以上がオフィスなどの業務部門から排出されています。今後しばらくは、人口やオフィス、商業施設などが増加すると予測されており、日常生活の中で地球温暖化対策に取り組むことは極めて重要です。

そこで、区民や事業者による省エネルギー行動を促進することを目的として、下表に示す施策・事業を展開していきます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
家やオフィスでの省エネルギー行動の推進	・リーフレットやイベントなどによる区民や事業者への呼びかけ	a	○		○
	・しながわ版家庭 ISO ^o の普及推進	a	○		○
	・暮らしの中の電力シェイプ ^o 作戦	a	○	○	○
外出するときの省エネルギー行動の推進	・エコドライブの推進	a	○	○	○
	・公共交通機関の利用促進などによる自家用車の利用抑制	a	○	○	○
	・低公害車 [*] の導入促進	a	○	○	○
事業活動における省エネルギーの推進	・リーフレットやイベントなどによる事業者への呼びかけ	a	○	○	○
	・エコアクション 21 ^o 認証取得支援事業	a		○	○

【関連計画凡例】 a：品川区地球温暖化対策地域推進計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・区が発行している「便利な節電アイデア handbook」などを参考に、日常生活における省エネルギー行動に積極的に取り組みます。 ・公共交通機関を積極的に利用するとともに、自動車の購入に際しては、車両の環境性能に配慮します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・区が発行している「便利な節電アイデア handbook」などを参考に、オフィスや店舗における省エネルギー行動に積極的に取り組みます。 ・エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムを取得するなど、事業における環境負荷の低減に取り組みます。 ・区が実施する事業(各種イベントなど)に積極的に参加します。 ・省エネルギー診断を受けるなど、計画的かつ効果的な設備の更新に取り組みます。

施策の方向性③ 低炭素のまちをつくる

地球温暖化防止を推進するうえで、「低炭素のまち」を形成することは非常に効果が大きく、地域のエネルギー確保の問題も含めて、特に積極的に取り組むべき施策といえます。

「エネルギーを賢く（スマートに）創り、送り、使う」ことができるまちを、下表に示す施策・事業により形成していきます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
家庭や事業所、公共施設の省エネルギー化の推進	・公共施設への省エネルギー設備の導入推進	ac			○
	・省エネルギー型街路灯(高効率の放電灯など)への転換の推進	ac			○
	・省エネルギー住宅、省エネルギーオフィスの普及促進	ac	○	○	○
	・家庭内におけるエネルギーの見える化の促進	—	○	○	○
	・HEMS [*] 、BEMS [*] 、CEMS [*] など効率的なエネルギー管理システムの導入促進	a	○	○	○

家庭や事業所、公共施設への再生可能エネルギーなどの導入推進	・太陽光発電システム等設置助成事業	ac	○	○	○
	・家庭向け蓄電池導入に対する助成の検討	—			○
	・家庭向け導入の手引きなどの情報発信	a			○
	・公共施設への再生可能エネルギー(太陽光発電など)の導入推進	ac			○
スマートコミュニティ*の構築に向けた検討の実施	・地域エネルギーの在り方を研究	—			○
	・区内の未利用エネルギー利用の可能性検討	c			○
	・エネルギーの地産地消や自立分散の可能性検討	—			○
	・エネルギーの面的利用(地域冷暖房など)の可能性検討	c		○	○
防災拠点における災害時のエネルギーの自立を検討	・区施設の防災機能向上における再生可能エネルギーや蓄電池の活用	—			○
	・地域拠点における創エネルギー、蓄エネルギーの仕組みの検討	—			○
環境配慮型自動車の利用促進および有効活用の検討	・環境配慮型自動車の利用促進	ac	○	○	○
	・環境配慮型自動車を活用したカーシェアリング*事業の検討	ac			○
	・急速充電設備の設置検討	ac			○
路面などの温度上昇の抑制の推進	・涼のみち*整備事業	ac			○
	・「打ち水」の推進	a	○	○	○
	・再開発時における気温を下げる工夫の推進(風の道*の創出など)	ac		○	○

【関連計画凡例】 a：品川区地球温暖化対策地域推進計画

c：品川区まちづくりマスタープラン

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・家電製品などの買い替え時、省エネルギー性能に配慮します。 ・国などの助成制度を活用して、高効率な給湯器や燃料電池*の設置を検討します。 ・庭や家の前の道に打ち水を行います。 ・区が検討する再生可能エネルギーに関する出資事業などに関心を持ち、参加を検討します。 ・家の新築や改築時に、建物の省エネルギー性能に配慮します。 ・家屋への太陽光発電や小型蓄電池などの設置を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への再生可能エネルギーの活用を検討します。 ・設備更新の際には、省エネルギー型設備の選択を検討します。 ・打ち水など、地域に貢献できる温暖化対策に取り組みます。 ・再開発を行う際には「気温」に着目して、建物の配置や素材、設備の選択に配慮します。 ・再開発を行う際には、面的なエネルギー利用の可能性を検討するとともに、既存施設における導入の可能性も検討します。 ・ビルなどの建物において、エネルギー管理システム(BEMS など)の導入を検討します。



<打ち水>

施策の方向性④ みんなで地球温暖化対策に取り組む

地球温暖化対策の取り組みは、みんなで取り組むことで、その効果は何倍にも大きくなります。また、制度や技術が日進月歩の分野であり、最新の知識、情報を共有することも重要です。

そこで、区からの分かり易い情報発信を中心として、みんなで地球温暖化対策に取り組むために、下表に示す施策・事業を実施します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
情報の収集・発信の充実	・省エネルギー機器、再生可能エネルギー機器、エコ住宅などに関する情報発信	ac			○
	・補助金制度、固定価格買取制度*などの制度情報の発信	a			○
	・温暖化対策の定量的な効果の情報発信	a			○
	・地球にやさしい環境運動推進事業	—		○	○
	・国産間伐材*の有効活用事業	—	○	○	○
地球温暖化対策に関する参加型イベントの開催	・しながわECOフェスティバルの開催	—	○	○	○

【関連計画凡例】 a：品川区地球温暖化対策地域推進計画
c：品川区まちづくりマスタープラン

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・区などが発信する情報を定期的にチェックし、日々の取り組みに活かします。
事業者	・イベントなどに積極的に参加します。 ・自らもイベントの開催・支援などに取り組み、温暖化対策の普及啓発に協力します。

< 循環型社会を実現する >

施策の方向性⑤ ごみの発生抑制を推進する

ごみの発生抑制を推進することは、省資源、省エネルギー、大気などへの環境負荷の低減など、その効果は多岐にわたります。近年、品川区では区民や事業者の協力により一貫してごみ量が減少しています。

今後もこの傾向を維持しつつ、より取り組みを進めるために、下表に示す施策・事業を実施します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
家庭ごみの発生抑制	・ 生ごみの水切りの励行促進	d	○		○
	・ 食材の使いきりと必要な分だけの購入	d	○		○
	・ 家庭用電気式生ごみ処理機の購入費用助成	d	○		○
	・ マイバッグ、マイはし、マイボトルの励行	d	○		○
	・ 詰め替え製品の購入促進	d	○		○
事業系ごみの発生抑制	・ 製造事業者への働きかけ	d		○	○
	・ 販売業者への働きかけ	d		○	○
	・ 飲食店による生ごみの水切りの徹底	d		○	○
	・ 一事業者としての区の取り組み	d		○	○
再使用の推進	・ リサイクルショップ運営支援	d			○
	・ フリーマーケットの実施	d	○	○	○
	・ 地域団体が実施するフリーマーケットの支援	d			○
	・ 修理・修繕可能な店舗の紹介	d		○	○
	・ 不用品交換情報紙「くるくる」の発行	d			○

【関連計画凡例】 d：品川区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要なものを買わない、簡易包装の商品を選択する、過度な包装は断る、食品の廃棄を減らす、詰め替え製品を選択するなど、家庭から出るごみの減量に取り組みます。 ・ 生ごみは、水切りや堆肥利用などに配慮します。 ・ フリーマーケットやリサイクルショップを積極的に活用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所から出るごみを適切に処理します。 ・ 商店街や事業所内でのリサイクルに取り組み、排出するごみ量の減量に取り組みます。



施策の方向性⑥ リサイクルを推進する

リサイクルを推進することは、省資源、省エネルギー、大気などへの環境負荷の低減など、その効果は多岐にわたります。近年、品川区では区民や事業者の協力により、一貫して資源化率が上昇しています。

今後もこの傾向を維持しつつ、より取り組みを進めるために、下表に示す施策・事業を実施します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
区民の自主的な活動の支援	・ 集団回収事業の推進	d	○		○
	・ 区民やリサイクル団体との協働作業	d	○		○
	・ 相談しやすい窓口体制	d			○
区の資源回収事業の推進	・ 資源リサイクル品目の充実	d			○
	・ 資源ステーション回収・拠点回収の充実	d		○	○
	・ 雑がみ回収の促進	d			○
	・ 資源持ち去り対策の推進	d			○
事業系リサイクルの推進	・ インクカートリッジ里帰りプロジェクトへの参加	d		○	○
	・ 事業者の自主回収の情報提供	d		○	○
	・ 事業系リサイクルシステムの推進	d		○	○

【関連計画凡例】 d：品川区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別などのごみ出しルールを遵守します。 ・ 資源ステーション回収や店頭回収、拠点回収などの取り組みを積極的に活用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別などのごみ出しルールを遵守します。 ・ 事業者自ら回収やリサイクルシステムの構築に取り組みます。

施策の方向性⑦ 情報提供と区民参加を推進する

区民・事業者一人ひとりが環境問題について正しい知識を持ち、行動することが求められることから、環境教育・環境学習の推進、環境情報の発信など普及啓発活動の充実を図り、区民参加を推進します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
子どもを対象とした環境教育	・小学生ポスター展	d	○		○
	・小学生用啓発冊子の配布	d	○		○
	・スケルトン清掃車による環境学習	d	○		○
区民・事業者を対象とした環境教育	・各種イベントにおける啓発展示	d			○
	・出前講座の実施	d	○	○	○
	・「ごみ・資源追っかけ隊」の実施	d	○		○
環境情報の積極的な発信	・「ごみ・リサイクルカレンダー」の配布	d	○	○	○
	・転入者への「ごみ・資源の分け方、出し方」の配布	d	○	○	○
	・「ごみ・リサイクル通信」の配布	d	○		○
区民参加の推進	・廃棄物減量等推進審議会の運営	d	○		○
	・廃棄物減量等推進員制度	d	○		○

【関連計画凡例】 d：品川区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・区が行う取り組みやイベントに積極的に参加し、家族や地域ぐるみで取り組みます。 ・ごみの減量やリサイクルなどに関する情報に興味を持ち、講習会やイベントに参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・区や地域が行う取り組みやイベントに積極的に参加・協力します。 ・従業員に対する環境教育を実施します。

施策の方向性⑧ きれいなまちを目指す

まちの衛生や美観を保全するために、ごみを散乱させない、捨てさせない取り組みが重要です。

そこで、下表に示すとおり、ごみの収集方法の工夫やカラス対策、歩行喫煙防止の推進などの施策・事業に取り組むことできれいなまちを目指します。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
家庭ごみの適正な排出の推進	・ 各戸収集・早朝収集の実施	d	○		○
	・ 不適正な分別についての指導・助言(ふれあい指導)	d	○		○
	・ 高齢者等ふれあい収集の実施	d	○		○
事業系ごみの適正な排出の推進	・ 不適正な分別についての指導・助言(ふれあい指導)	d		○	○
	・ 事業用大規模建築物に係る立ち入り調査	d		○	○
	・ 優良大規模事業者の表彰	d		○	○
きれいなまちづくりの推進	・ 不法投棄対策	d	○	○	○
	・ カラス対策	d	○	○	○
	・ 歩行喫煙の防止	d	○		○
効率的で環境負荷の少ない収集体制	・ 効率的な収集運搬体制の構築	d			○
	・ 環境負荷の少ない車両の使用	d			○

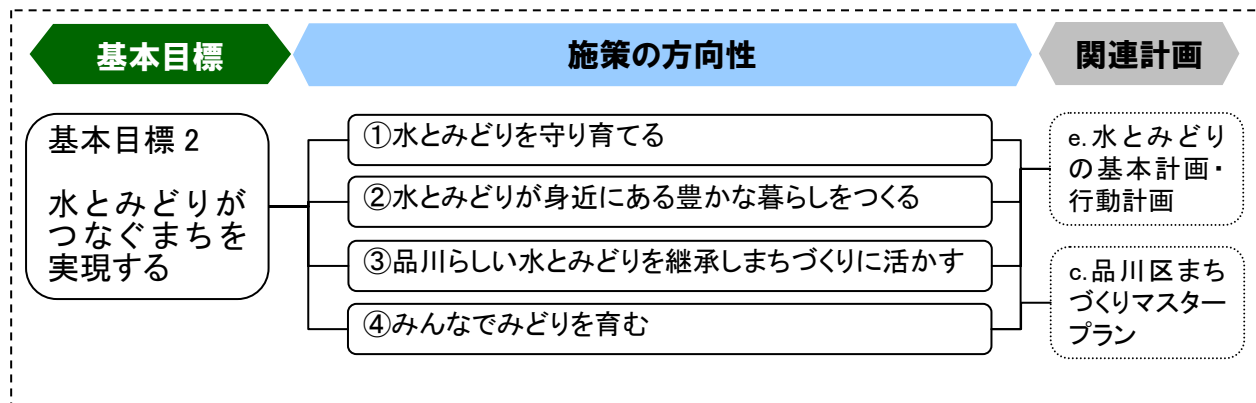
【関連計画凡例】 d：品川区一般廃棄物処理基本計画（第3次）

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ出しのルールを守り、カラスなどによる散乱や資源の持ち去り防止に配慮します。 ・ 路上におけるポイ捨てなどを行わず、気づいたごみは拾います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店などは、ごみ出しのルールを守り、カラスなどによる散乱や資源の持ち去り防止に配慮します。 ・ 事業所周辺の美化に気を配ります。

基本目標 2 水とみどりがつなぐまちを実現する(自然環境)

(1) 施策の体系



(2) 指標・目標値

施策の方向性	指標・目標			備考
	指標	基準値	目標値	
①水とみどりを守り育てる	河川における環境基準の達成状況	全地点において環境基準達成	環境基準達成を維持	
②水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる	水辺に親しめる空間の整備・開放	—	5ヶ所以上(新規)(H33)	注1
③品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす	みどり率の増加	21.2%(H21)	22.6%(H33)	注2
④みんなでみどりを育む				

注1) 「水辺に親しめる空間」とは、河川や運河を活用した親水空間を指します。

注2) みどり率とはある地域の緑被地[樹林地、草地、宅地内の緑(屋上緑地を含む)、公園内の緑、街路樹]の面積に、「公園内の緑で覆われていない面積」と「河川等の水面」を加えた面積が、その地域全体の面積に占める割合です。

(3) 施策の内容

水とみどりはさまざまな機能を有しており、われわれの生活や生物の生息に欠かせないものです。品川区では、「水とみどりの基本計画・行動計画」を策定し、水とみどりの保全、創出に取り組んでいます。

施策の方向性① 水とみどりを守り育てる

河川や運河、樹林地などは、区内の環境の骨格を形成するものです。これらを保全し、さらに魅力あふれるものに育てていくことが、区全体の環境を押し上げる基盤となります。

そこで、既に区内に存在する水とみどりについて、つながりや水循環、水質、生物多様性などに着目して、下表に示す施策・事業によりその保全と改善に取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
水とみどりの骨格形成	・ 河川や運河の緑化推進	ce			○
	・ 緑化事業(河川護岸、公共施設の屋上、壁面など)	e			○
	・ まとまりのある樹林地の保全	e		○	○
健全な水循環の確保	・ 雨水利用タンクの普及(普及啓発、助成)	e	○	○	○
	・ 駐車場緑化の推進	e	○	○	○
	・ 雨水流出抑制事業(道路や公園などへの雨水浸透施設*の設置)	e			○
河川・運河の水質改善	・ 目黒川の水質改善	ce	○	○	○
	・ 立会川の水質改善	ce	○	○	○
	・ 勝島運河の水質改善	e			○
生物生息空間の保全・再生	・ 生物生息空間としてのみどりの保全	e		○	○
	・ 区民参加型の生物多様性保全の取り組み推進	e	○		○
施設のエコアップ ^注	・ 公共および民間施設のエコアップ	e		○	○
継続的な生物生息状況の把握	・ 区民参加による生き物調査の実施	e	○		○

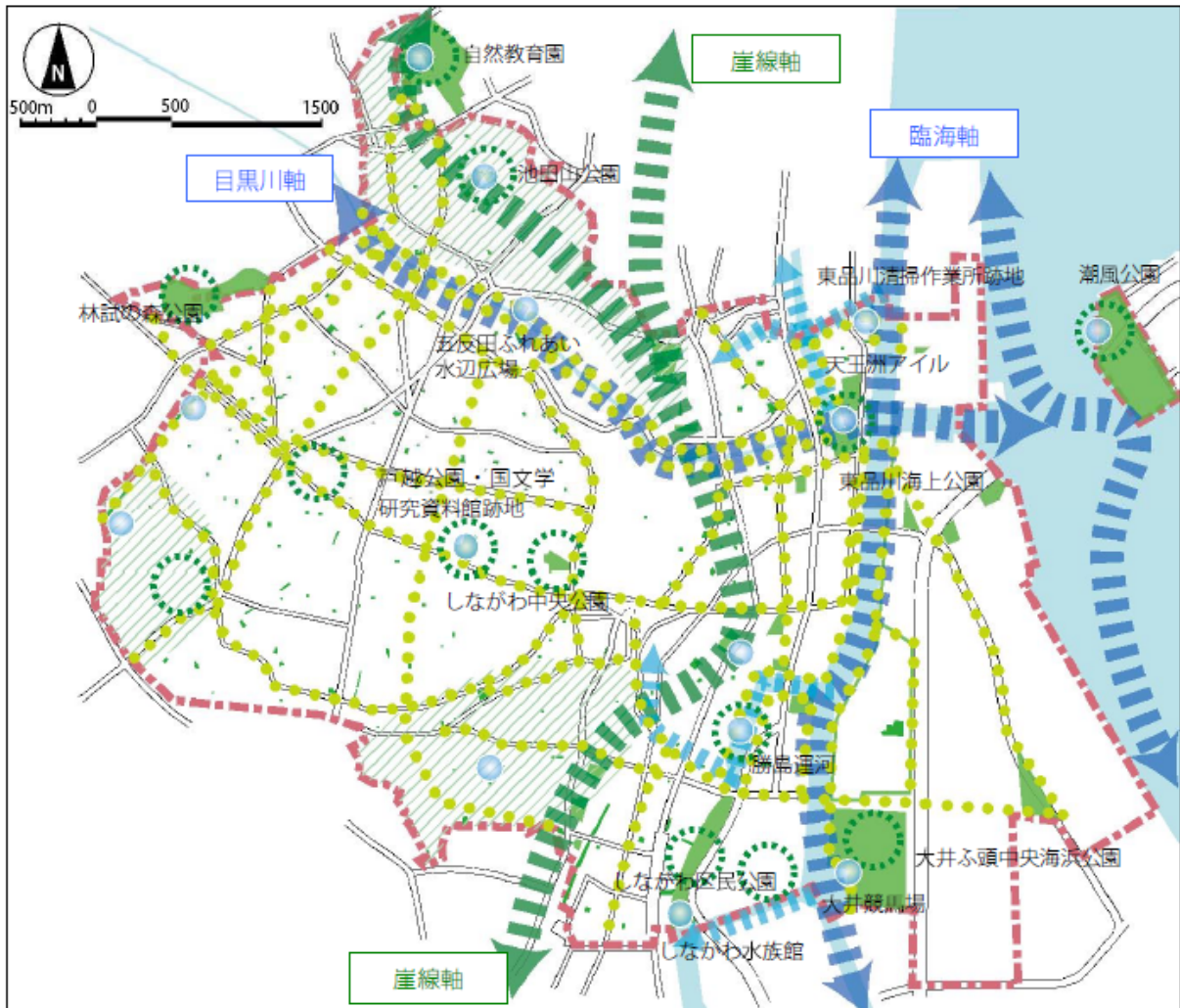
【関連計画凡例】 c：品川区まちづくりマスタープラン

e：水とみどりの基本計画・行動計画

注) エコアップとは、エコを意識した建設および施設運営のことです。

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 何気なく利用している「水」の大切さを改めて認識し、台所に流す水への配慮や、雨水浸透施設の設置などに配慮するとともに、雨水利用に取り組みます。 ・ 身近なところに生息・生育する動植物に興味を持ち、生物多様性の保全について考え、取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水を大量に使用・排出している事業者は、環境負荷の低減に配慮した取り組みを推進します。 ・ 雨水浸透施設の設置などに配慮するとともに、雨水利用に取り組みます。 ・ 土地の開発を行う際は、既存のみどり(樹林地など)に配慮した開発方法を検討します。



資料) 品川区 水とみどりの基本計画・行動計画

<水とみどりの将来構造>

施策の方向性② 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

水辺に親しめる空間や魅力的な公園など、生活の身近なところに水とみどりが存在することで、より豊かな気持ちで生活することができます。

そこで、区民の身近な水とみどりを充実させるために、下表に示す施策・事業に取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
区内の水とみどりのネットワークの充実	・ 緑道の整備	e			○
	・ 沿道の街路樹の整備・管理	ce			○
地域緑化の推進	・ 公共施設・民有地の緑化の連携	e		○	○
	・ 再開発時における地域緑化への配慮	ce		○	○
	・ 生垣助成事業	e	○		○
	・ 屋上緑化*助成事業	e	○	○	○
水辺空間の整備・活用	・ 水辺を活かした街並み形成	e			○
小スペースを活かしたみどりづくり	・ マイガーデンの運営	e	○		○
	・ 路地裏ガーデニングの推進	e	○		○
	・ 街角花壇の維持管理の推進	e	○		○
	・ 界わい緑化の推進	e	○		○
魅力ある公園づくり	・ 公園・児童遊園の改修	e			○
	・ 子どもたちのアイデアを活かした公園作り	e	○		○
	・ 新たな公園の整備	c			○

【関連計画凡例】 c：品川区まちづくりマスタープラン
e：水とみどりの基本計画・行動計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潤いのある豊かな生活を送るために、身近な公園、水辺などを積極的に活用します。 ・ 庭や屋上、生け垣など、自らのできる範囲での緑化に取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上や自社敷地などを活用して、地域緑化に取り組みます。

施策の方向性③ 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

区内には、残された樹林地や、寺社の境内にある大木、大名屋敷に由来する住宅地のみどりなど、品川区の成り立ちや歴史を伝えるみどりが存在します。また、運河や河川の存在も品川らしさを形成する重要な要素です。

これらを後世に伝えつつ、さらなる有効活用を推進するために、下表に示す施策・事業に取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
歴史・文化を伝える資源の保全・活用	・保存樹木の指定	e			○
	・歴史や文化を伝える花の名所づくり	e	○		○
特色ある公園づくり	・しながわ区民公園の再整備	e			○
	・五反田ふれあい水辺広場の活用	ce			○
水とみどりを活かしたにぎわいづくり	・運河ルネサンスとの連携	ce			○
	・水やみどりのイベントの開催	e	○	○	○

【関連計画凡例】 c：品川区まちづくりマスタープラン

e：水とみどりの基本計画・行動計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・区内の成り立ちや歴史を伝える水やみどりに興味を持ち、それらを後世に伝えることに努めます。 ・水やみどりのイベントに積極的に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・水やみどりのイベントに積極的に協力・参加します。

施策の方向性④ みんなでみどりを育む

水とみどりを守り育てていくためには、区民や事業者の協力が不可欠です。区では、さまざまな情報や知識を提供するとともに、区民や事業者が参加できる機会を設けるために、下表に示す施策・事業に取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
普及啓発活動の推進	・ 各種講座の実施	e	○		○
	・ HP や情報誌による情報発信	e	○	○	○
	・ 緑化相談	e	○	○	○
	・ 川の清掃大作戦の実施	e	○		○
水とみどりの活動表彰	・ みどりの顕彰制度の推進	e	○		○
水とみどりの人材の育成	・ 自然観察員やガイド、指導員などの人材育成	e	○		○
基金の推進	・ 品川区地球環境基金の運用推進	e	○		○
区民との協働	・ みどりと花のボランティアへの支援	e	○		○

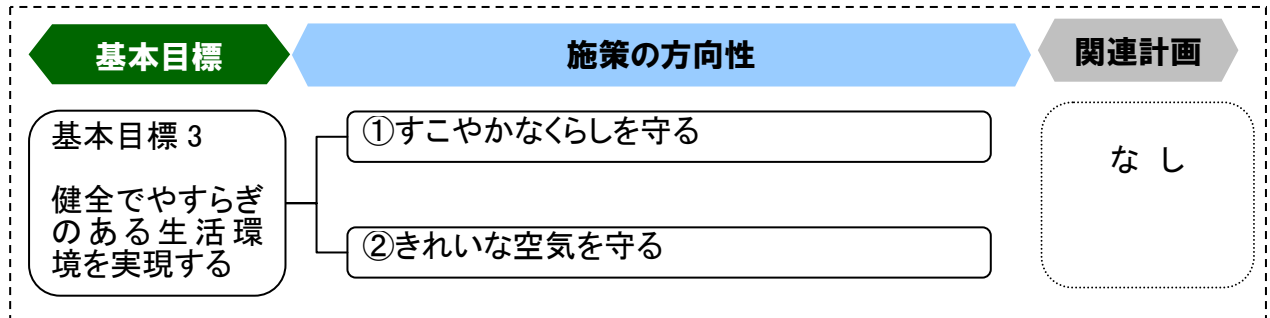
【関連計画凡例】 e：水とみどりの基本計画・行動計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区が提供する情報や参加機会を活用し、知識や技術を身につけます。 ・ 水とみどりを保全する地域活動に率先して参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区が提供する情報や参加機会を活用し、緑化に対する認識を深めます。

基本目標 3 健全でやすらぎのある生活環境を実現する(生活環境)

(1) 施策の体系



(2) 指標・目標値

施策の方向性	指標・目標			備考
	指標	基準値	目標値	
①すこやかな暮らしを守る	大気測定局における 環境基準の達成状況	3局中2局で 達成	全局で達成	注1
②きれいな空気を 守る				

注1) 平成23年(2011年)時点で、大井中央陸橋測定局の「二酸化窒素」が環境基準を超過。

(3) 施策の内容

施策の方向性① すこやかな暮らしを守る

品川区では、幹線道路沿いなど一部の地域では大気や騒音などの環境基準を超過しています。

大気、騒音、振動、土壌など、暮らしの基盤となる環境を保全し、すこやかな暮らしを守るために、次ページに示す施策・事業に取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
有害化学物質*などの使用管理	・ 条例に基づく指導・監督	—		○	○
	・ 有害物質などに関する情報提供	—		○	○
土壌汚染対策の実施	・ 条例に基づく指導・監督	—		○	○
	・ 土壌汚染に関する情報提供	—		○	○
建築物の建設、解体に関する環境指導の実施	・ 中高層建築物等の建設に係る開発環境指導	—		○	○
	・ ワンルーム形式等集合建築物に係る環境指導	—		○	○
	・ 建築物の解体工事に関する指導	—		○	○
	・ 葬祭場の設置に係る環境指導	—		○	○
区民からの環境相談への対応	・ 居住環境に関する相談および検査・指導	—			○
工場などに対する指導	・ 指導・相談・規制	—		○	○
区内の環境モニタリング*の実施	・ 環境調査測定(大気汚染調査、騒音・振動調査、水質汚濁調査)	—			○
アスベスト対策の実施	・ アスベスト調査助成	—		○	○
	・ 法・条例による届出の相談・受付・指導	—		○	○
道路騒音・振動などへの取り組み	・ 路面の改良	—			○
放射能への取り組み	・ 相談・必要に応じた測定	—			○

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係法令や区の指導に則り、有害物質の使用や土壌汚染への対応、騒音・振動・悪臭の防止などに取り組みます。 ・ 取り組みの情報は、可能な範囲で公表・周知していきます。 ・ 区の指導に従い、建築物の建設や解体時には周辺環境に配慮します。

施策の方向性② きれいな空気を守る

品川区における大気汚染の主な要因は自動車排出ガスです。区内を通過する車両による影響も大きく、すぐには解決できない課題ではありますが、下表に示す施策・事業を実施し、大気への影響の低減に努めます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
自動車排出ガスに対する対策の推進	・ 低公害車の普及	a	○	○	○
	・ エコドライブの促進	a	○	○	○
	・ 公共交通機関の利用促進などによる自家用車の利用抑制	a	○	○	○
工場などからのばい煙等に対する対策の実施	・ 工場などに対する指導・監督	—		○	○

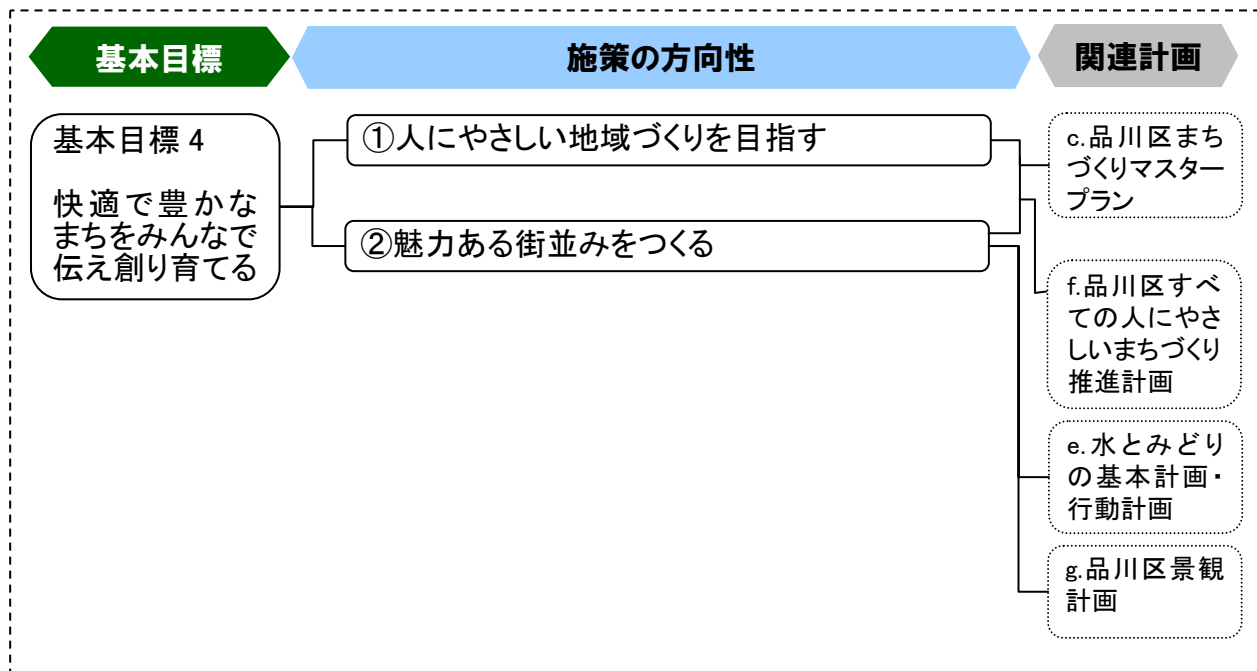
【関連計画凡例】 a：品川区地球温暖化対策地域推進計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の利用抑制、運転方法などに配慮し、自動車排出ガスの低減に努めます。 ・ 自動車の買い替え、新規購入時には、環境負荷の小さい車両の選択を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車の利用抑制、運転方法などに配慮し、自動車排出ガスの低減に努めます。 ・ 工場などを有する事業者は、関係法令を遵守し、大気環境への影響低減に努めます。

基本目標 4 快適で豊かなまちをみんなで伝え創り育てる(快適環境)

(1) 施策の体系



(2) 指標・目標値

施策の方向性	指標・目標			備考
	指標	基準値	目標値	
①人にやさしい地域づくりを目指す	放置自転車・放置バイクの撤去台数	21,119 台 (H23)	前年比減を毎年継続(H34)	注 1
②魅力ある街並みをつくる	景観「重点地区」の指定地区数	1 地区 (H24)	4 地区 (H30)	

注1) 放置自転車・放置バイク「ゼロ」が最終的な目標です。しかし、自転車等駐車を整備できるスペースが限られているなどの理由により、即座に「ゼロ」を達成することは困難であるため、毎年、着実に撤去台数を減らすことを目標としました。

(3) 施策の内容

施策の方向性① 人にやさしい地域づくりを目指す

品川区では、計画的にまちづくりを進めるため、「品川区まちづくりマスタープラン」を策定しています。この計画に基づき、下表に示すような施策・事業を実施し、区民が快適に暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	・ 歩道、交通施設などのバリアフリー*の促進	cf			○
	・ 駅・バス施設へのユニバーサルデザインの整備促進	cf		○	○
	・ しながわお休み石の設置および維持管理	cf			○
利便性の高い公共交通網の整備	・ 鉄道ネットワークの拡充促進	c		○	○
	・ 利便性の高いバス網の形成促進	c		○	○
安全な歩行者・自転車の空間整備	・ 安心して通行できる歩行者・自転車空間の整備	—			○
	・ 自転車等駐車場の利用促進(特に既存の利用率の低い自転車等駐車場の有効活用の推進)	c	○	○	○
	・ 自転車などの放置禁止対策	c	○	○	○
	・ 撤去自転車のリサイクルを推進	—			○
	・ 撤去自転車などの保管・返還	—			○

【関連計画凡例】 c：品川区まちづくりマスタープラン

f：品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 自転車等駐車場を正しく利用し、自転車やバイクは放置しません。
事業者	・ 自転車やバイクの放置禁止対策に協力し、自転車等駐車場の整備・利用促進に取り組めます。

施策の方向性② 魅力ある街並みをつくる

「景観」は、快適な生活をおくる上で重要な要素のひとつです。そのため、品川区では「品川区景観計画」を策定し、景観の創出や保全に取り組んでいます。この計画に基づき、下表に示す施策・事業に取り組むことで、魅力的で品川らしさを感じることができる街並みをつくることに努めます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
多様な品川らしさを踏まえたまちづくりへの活用	・ 道路などの監察・屋外広告物取締り事務	cg		○	○
	・ 水辺景観助成事業	g			○
	・ 海を感じることでできる視点場の確保	eg			○
	・ 水際での交流空間の形成	ceg			○
	・ 地域ぐるみでの水辺の名所づくり	e			○
歴史あるまちの景観の再生と活用	・ 旧東海道品川宿地区での街並み景観の保全・創出の促進(修景助成など)	ceg	○	○	○
	・ 戸越公園周辺での歴史・文化的な景観形成の促進	ceg			○
	・ 歴史・文化を伝える街並み整備の促進	ceg			○
	・ 保存樹木の指定	ceg			○
生活に密着した住宅景観の保全と誘導	・ 良好な住宅地景観の保全と育成の促進	cg	○		○
	・ 景観「重点地区」の追加・拡大	g			○
	・ 地域特性に応じたルールづくりによる住居環境の保全・創出	cg			○
	・ 住宅地などのみどりの保全	ceg	○		○

活気に満ちた賑わいや調和の取れた景観の創出	・ 商店街などの賑わいとまちの美観に配慮した景観の形成	g		○	○
	・ 景観資源を活かした魅力ある景観の形成	g			○
	・ 地域の特色（歴史、文化財、祭り、伝統芸能など）を活かした地域活性化の支援	—	○		○
	・ 道路擁壁などの美化推進	g			○
	・ 再開発地区や避難道路における電線の地中化推進	g			○
新たなまちの景観の整備と誘導	・ 再開発時における地域景観への配慮	g		○	○
身近な環境資源の発掘・創出の推進	・ 区民による「身近な大切な環境」の発見を支援	—	○		○

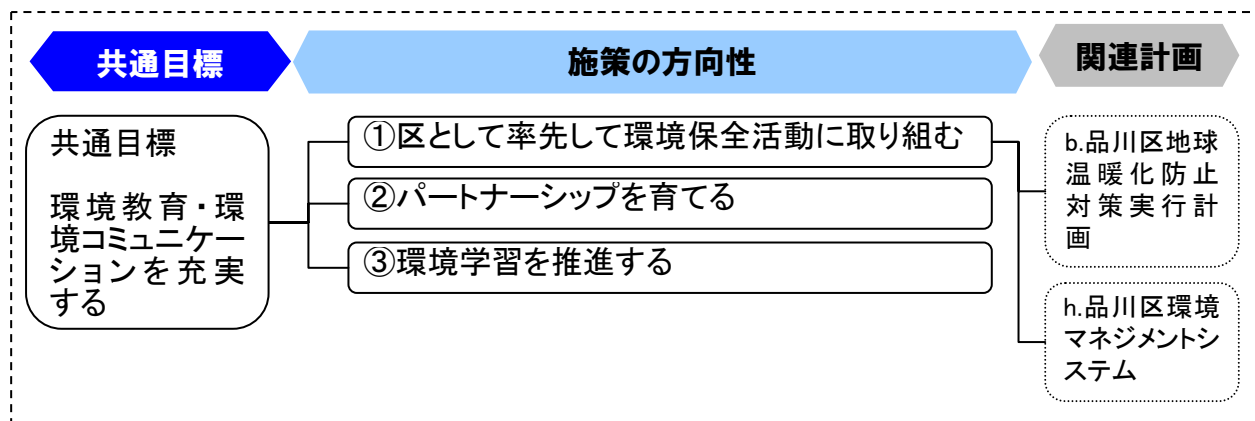
【関連計画凡例】 c：品川区まちづくりマスタープラン
e：水とみどりの基本計画・行動計画
g：品川区景観計画

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	・ 自らの住まいも街並み景観の一部であることを自覚し、街並み景観の形成に協力します。
事業者	・ 自らの事業所も街並み景観の一部であることを自覚し、街並み景観の形成に協力します。 ・ 再開発を行う際などは、地域景観との調和に配慮します。

共通目標 環境教育・環境コミュニケーションを充実する（共通）

(1) 施策の体系



(2) 指標・目標値

施策の方向性	指標・目標			備考
	指標	基準値	目標値	
①区として率先して環境保全活動に取り組む	庁舎などからの単位床面積あたりのCO ₂ 排出量	0.0364t-CO ₂ /m ² (H21)	0.0346t-CO ₂ /m ² 基準年比で5%減(H29)	
②パートナーシップを育てる	エコパワーカンパニーの認定事業所数	46事業所 (H23)	認定事業所数の増(H34)	注1
③環境学習を推進する	体験型の環境学習機会の提供	未実施	年間1回以上開催	注2

注1) 品川区では、環境ISOの導入や環境にやさしい事業活動に率先して取り組む事業所を「エコパワーカンパニー」に認定しています。認定による特典の見直しなど、より魅力的な制度とすることで、今まで以上に多くの事業者の利用を促し、目標の達成を目指します。

注2) 「重点プロジェクト5 体験型環境学習の充実プロジェクト」と連動した指標です。

(3) 施策の内容

施策の方向性① 区として率先して環境保全活動に取り組む

区では、区内の一事業者として、ISO14001の取得や地球温暖化防止対策実行計画の策定など、さまざまな環境保全活動に率先して取り組んできました。

今後も一事業者の立場として区内事業者の模範となるよう、下表に示す施策・事業に率先して取り組みます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
環境マネジメントシステムの適切な運用	・品川区環境マネジメントシステムの適切な運用・更新	bh			○
区施設における省エネルギー活動	・環境情報管理システムの運用	b			○
	・サマールック、ウォームビズキャンペーンの実施	b			○
公共事業における環境保全・創出の推進	・建設廃材の再利用	bh		○	○
	・環境負荷の少ない資材・工法・作業機械などの選択	bh		○	○
	・受託者への監督・指導	h		○	○
職員による環境学習への取り組み	・職員を対象にした環境研修の実施	h			○
調達における環境保全・創出への配慮	・グリーン電力証書*システムの活用	bh			○
環境情報の収集・発信	・区のホームページの有効活用	—			○
	・各種パンフレット、手引きなどの有効活用	—			○

【関連計画凡例】 b：品川区地球温暖化防止対策実行計画

h：品川区環境マネジメントシステム

施策の方向性② パートナーシップを育てる

環境保全活動の推進には、区の施策や事業と一緒に進めていくパートナーが欠かせません。区民、事業者、民間団体などを対象に、環境に関するさまざまな知見や体験を共有する機会を設けて、区との関係を深めるとともに、事業者間、団体間でのパートナーシップの構築に取り組むことも重要です。

区では、下表に示す施策・事業を展開することで、区民、事業者、民間団体、行政のそれぞれの協力関係の構築に取り組めます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
区民や地域団体との協働による環境保全活動の推進	・品川区環境情報活動センターの運営	—	○		○
	・エコサポーター(環境学習講座の運営補助ボランティア)登録・活用	—	○		○
	・環境活動推進会議(区民・事業者・団体の代表による会議、88ページ参照)の開催	—	○	○	○
	・しながわ環境大賞(優れた環境活動を実施している個人や団体を顕彰)	—	○	○	○
	・しながわすまいるネット(区民活動情報サイト)	—	○	○	○
環境に配慮した事業活動の推進	・エコパワーカンパニー認定事業	—		○	○
	・環境経営支援事業(事業者向けセミナーの開催など)	—		○	○
	・エコアクション 21 認証取得支援事業	—		○	○
環境を活用した事業活動の推進	・空き店舗活用支援事業	—		○	○
	・中小企業事業資金融資あっせん	—		○	○
	・環境ビジネス支援事業(環境配慮型製品・技術の開発への助成)	—		○	○
	・環境ビジネスに関する情報発信	—		○	○
	・企業が集う機会の創出	—		○	○
	・区内事業者の環境事業展開の状況の把握	—		○	○

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境活動推進会議などの環境保全活動に積極的に参加します。 ・ 地域団体は、区との協力関係を構築しつつ、環境保全活動を積極的に展開します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区などの制度を活用しつつ、環境に配慮した事業活動に取り組みます。 ・ 環境への取り組みを前向きなチャンスと捉えて、区が展開する事業を積極的に活用します。



施策の方向性③ 環境学習を推進する

環境保全活動の推進には、それを下支えするものとして環境教育・環境学習の実施が極めて重要な役割を果たします。特に子どもを対象とした環境教育は、家庭への波及効果も含め、大きな効果が期待されます。

また、地球温暖化対策の面から見ると、依然として家庭からのCO₂排出量が増加していることから、一人ひとりが地球温暖化問題を認識し、家庭で積極的かつ持続的な取り組みを行うことが重要となっています。

そこで、学校教育と連携した事業や、さまざまな体験ができるしながわECOフェスティバルの開催など、下表に示す施策・事業を実施し、品川区の環境を担う人材を育てます。

施策と具体的な区の取り組み

施策	区の取り組み	関連計画	役割分担		
			区民	事業者	区
学校などにおける環境教育の推進	・ 学校ISOの推進	—			○
	・ 給食ごみの減量とリサイクルの推進	—			○
	・ 体験型環境学習の実施	—		○	○
区民参加型の環境学習の推進	・ 環境学習講座の開催	—	○	○	○
区民参加型の環境イベントの開催	・ しながわECOフェスティバルの開催	—	○	○	○
	・ しながわ打ち水大作戦の実施	—	○	○	○

区民・事業者の取り組みの指針

主体	取り組みの指針
区民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や講座における環境学習の成果を家族で共有し、日常生活に活かします。 ・ しながわECOフェスティバルやしながわ打ち水大作戦などに積極的に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境の専門家として、学校教育や環境学習講座の開催に協力します。 ・ しながわECOフェスティバルを活用して、自社の環境に対する取り組みをPRします。 ・ しながわ打ち水大作戦に、地域社会の一員として積極的に参加します。

第5章 重点プロジェクト

本区の地域特性や環境の課題などを踏まえ設定した本環境計画の 4 つの基本目標と 1 つの共通目標を達成する上で、重点的かつ計画的な展開を図っていく必要のある主要なテーマを『重点プロジェクト』に位置付け、推進します。

1 重点プロジェクトの選び方

重点プロジェクトは、以下の方針に則り選定しました。

<重点プロジェクトの選定方針>

(必須項目)

- 基本目標と共通目標を強力に牽引するものであること。
- 本計画の計画期間中に実現可能なものであること。
- 取り組みの効果が区民に「見える」ものであること。

(任意項目)

- 普及啓発、教育などの波及効果が期待できるものであること。
- 区民・事業者が参加可能なものであること。

2 重点プロジェクトの概要

前述の方針に則り、下表に示すとおり各基本目標および共通目標に1つずつ、計5つの重点プロジェクトを選定しました。

基本目標・共通目標	プロジェクト名称	概要
基本目標1(地球環境) 持続可能な地域社会を実現する	重点プロジェクト1 民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入推進プロジェクト	区の施設、民間の施設などへの再生可能エネルギーの導入促進を図るため、民間の活力(知恵、技術、資金など)を活用する仕組みを検討します。
基本目標2(自然環境) 水とみどりがつながるまちを実現する	重点プロジェクト2 水質改善による水辺の魅力アッププロジェクト	勝島運河の水質悪化の原因となっている大雨時の初期雨水放流を防ぐため、一時的に初期雨水を貯留する施設整備を実施し、勝島運河の水質改善を図ります。 これにより、人がふれあい親しめる水環境の実現の促進を目指します。
基本目標3(生活環境) 健全でやすらぎのある生活環境を実現する	重点プロジェクト3 電気自動車等の有効活用プロジェクト	区として、率先して電気自動車等を有効活用する方策を検討し、電気自動車等の普及を促進することを目的とします。 また、庁有車として電気自動車を導入する場合には、非常時の「蓄電池」として位置付け、区内に分散電源を確保することを目指します。
基本目標4(快適環境) 快適で豊かなまちをみんなで作る	重点プロジェクト4 身近にある「大切な環境」発見プロジェクト	区民が身近にある「大切な環境」に気づき、目を向けてもらうために、「身近にある大切な環境コンテスト」の開催を目指します。 発掘された大切な環境は、地域で共有し、地域の「環境資源」にまで育て、それらを区のまちづくりや環境行政に反映していきます。
共通目標 環境教育・環境コミュニケーションを充実する	重点プロジェクト5 体験型環境学習の充実プロジェクト	小中学生や地域を対象に、環境行政の「現場」を体感できる体験型環境学習プログラムを立案し、学校教育や地域活動との連携を目指します。

3 各重点プロジェクトの内容

5つの重点プロジェクトの詳細な内容を、次ページ以降に示します。

重点プロジェクト 1 民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入推進プロジェクト

(1) 基本目標等との関係

基本目標	基本目標 1（地球環境） 持続可能な地域社会を実現する
関連施策	<p>【施策の方向性】 地球温暖化を防ぐ仕組みを作る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区民などが参加可能な再生可能エネルギー導入の仕組みの検討 ・ 他自治体との連携による取り組みの検討 <p>【施策の方向性】 低炭素のまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭や事業所、公共施設への再生可能エネルギーなどの導入推進 ・ 防災拠点における災害時のエネルギーの自立を検討
関連計画	品川区地球温暖化対策地域推進計画 品川区地球温暖化防止対策実行計画（第三次）
関連指標・目標	公共施設への再生可能エネルギー導入量 目標値：平成 34 年度（2022 年度）までに導入施設数の増

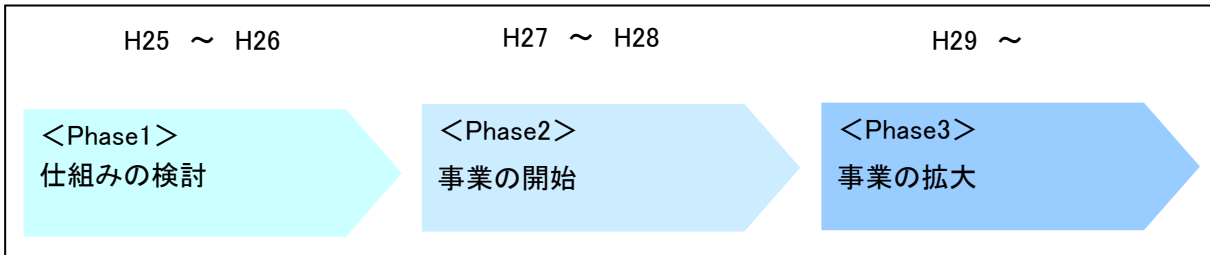
(2) プロジェクトの内容

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の活力を活用し、区内への再生可能エネルギーの導入を促進することを目的とします。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の施設、民間の施設などへの再生可能エネルギーの導入促進を図るため、民間の活力（知恵、技術、資金など）を活用する仕組みを検討します。 ・ 区民参加の仕組みを検討する際は、住宅事情などにより、再生可能エネルギーを導入したくてもできない区民の参加機会（受け皿）となるよう配慮します。 ・ 事業者参加の仕組みを検討する際は、地域産業の活性化に寄与することを意識します。 ・ その他に、土地の制約などから、区内への再生可能エネルギーの導入には限界があることから、区外との連携も模索します。 <div style="margin-top: 20px;"> <p>The diagram illustrates the process of utilizing private vitality. On the left, two boxes list concerns from citizens and businesses. These concerns lead to a central circle labeled '民間活力を活用する仕組み' (Mechanism for utilizing private vitality). This mechanism then leads to a large blue arrow pointing right, labeled '区内の再エネ導入の促進へ' (Towards promoting the introduction of renewable energy in the district).</p> </div>

検討例	<p>このプロジェクトにおける「検討例」を以下に示します。</p> <p>検討例① 区民参加による地域防災拠点への自立型電源の導入 地域の防災拠点となる施設（地域センター・学校など）への自立型電源の確保において、区民参加による再生可能エネルギーや蓄電池、コージェネレーション*システムなどを設置する仕組みを検討。</p> <p>検討例② 事業所や工場の屋根などへの再生可能エネルギー導入 屋根や空地など、再エネを導入可能な空間を有している事業者（区も含む）に対して、導入に協力可能な区民や事業者をマッチングする仕組みを検討。</p> <p>検討例③ 他自治体との連携による再生可能エネルギー導入 周辺自治体や姉妹都市、東日本大震災の被災地域などとの連携を模索し、区内の民間活力を区外において活用する仕組みを検討。</p> <div style="text-align: center;"> <p><検討例①②の仕組みのイメージ></p> </div>
実施主体	<p>区 ⇒ 仕組み検討、事務局機能、公共施設敷地の貸与</p> <p>区民・地域団体 ⇒ 仕組みへの参加・活用</p> <p>事業者 ⇒ 仕組みへの参加・活用</p>
環境保全・創出の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー由来の温室効果ガス排出量の低減 ・再生可能エネルギーの普及啓発
その他の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の災害時の電源確保

(3) ロードマップ

プロジェクトは、下図に示す工程で推進します。



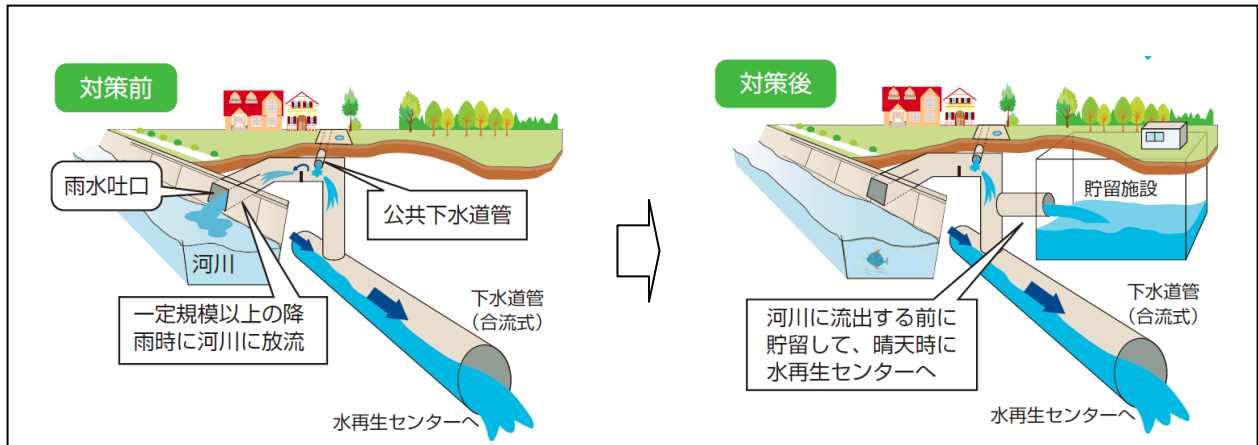
重点プロジェクト 2 水質改善による水辺の魅力アッププロジェクト

(1) 基本目標等との関係

基本目標	基本目標2（自然環境） 水とみどりがつなぐまちを実現する
関連施策	<p>【施策の方向性】 水とみどりを守り育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川・運河の水質改善 <p>【施策の方向性】 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺空間の整備・活用 <p>【施策の方向性】 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水とみどりを活かしたにぎわいづくり
関連計画	水とみどりの基本計画・行動計画
関連指標・目標	<p>河川および運河における環境基準の達成状況</p> <p>目標値：全地点において環境基準達成を維持</p>

(2) プロジェクトの内容

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勝島運河では、大雨時に汚水混じりの雨水が下水道から放流されているため、運河内の水質悪化が問題となっています。 ・ この問題を解決し、水質を改善することを目的として、「勝島運河雨水貯留施設建設工事」に取り組みます。
内容	<p><勝島運河雨水貯留施設建設工事の内容></p> <p>合流式下水道では、水再生センターの処理能力を超える量の雨水は、下水道から河川などへ放流される構造となっています。勝島運河においても、しながわ区民公園下の潮通し管を通して大雨時に汚水混じりの雨水が放流されています。</p> <p>その対策のため、放流される雨水のうち特に汚濁負荷の高い初期の放流雨水を貯留し、天候回復後、水再生センターで処理するための「貯留施設（貯留管）」を設置します。</p> <p><貯留管の諸元></p> <p>内径φ2,200 mm、延長約 1,302m、計画貯留量 4,750 m³</p>
実施主体	区（東京都下水道局からの受託事業）
環境保全・創出の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運河への汚水混じりの雨水放流が減ることによる水質改善効果
その他の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺の利活用の促進 ・ しながわ花海道など水辺空間のイメージアップ

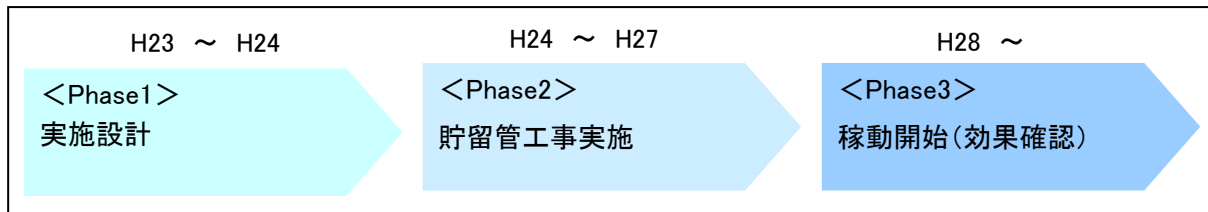


資料) 東京都下水道事業経営計画 2010

<貯留施設による合流式下水道の改善対策のイメージ>

(3) ロードマップ

プロジェクトは、下図に示す工程で推進します。



重点プロジェクト3 電気自動車等の有効活用プロジェクト

(1) 基本目標等との関係

基本目標	基本目標1（地球環境） 持続可能な地域社会を実現する 基本目標3（生活環境） 健全でやすらぎのある生活環境を実現する
関連施策	【施策の方向性】 低炭素のまちをつくる ・ 防災拠点における災害時のエネルギーの自立を検討 ・ 環境配慮型自動車の利用促進および有効活用の検討 【施策の方向性】 きれいな空気を守る ・ 自動車排出ガスに対する対策の推進
関連計画	品川区地球温暖化対策地域推進計画 品川区地球温暖化防止対策実行計画（第三次）
関連指標・目標	大気測定局における環境基準の達成状況 目標値：平成34年度（2022年度）までに全局で環境基準を達成

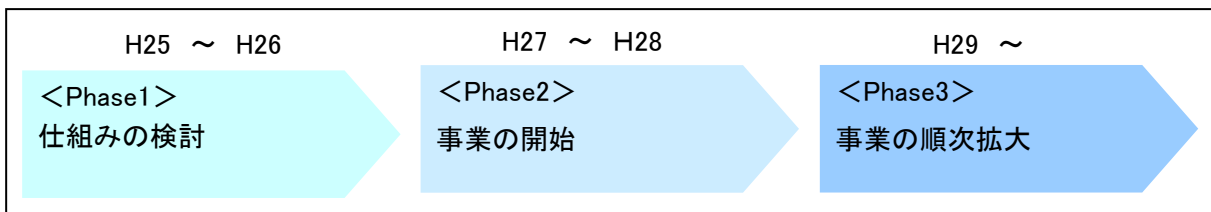
(2) プロジェクトの内容

目的	<ul style="list-style-type: none"> 区として、率先して電気自動車等を有効活用する方策を検討し、電気自動車等の普及を促進することを目的とします。 庁有車として電気自動車を導入する場合には、非常時の「蓄電池」として位置付け、区内に分散電源を確保することも目的とします。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 庁有車として「電気自動車等」を率先して導入・活用することを目指します。 庁有車として「電気自動車」を導入する際は、大規模災害などの非常時に「蓄電池」として活用することを見込み、区内における「配置」や「有事の運用方法」を併せて検討します。 カーシェアリング事業などを検討する際は、区内事業者の参入を促し、地域産業の活性化につなげることに配慮します。

検討例	<p>このプロジェクトにおける検討例を以下に示します。これらはあくまで「事例」であり、これにとらわれず、実現性が高く効果が大きい仕組みを検討します。</p> <p>検討例 公共施設などを活用した「電気自動車カーシェアリング事業」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区内の公共施設敷地（駐車場など）を活用した「電気自動車カーシェアリング事業」を検討。 ・ 事業の実施主体は「民間事業者」とし、区から公共施設の敷地の貸与を受けることを想定。 <p style="text-align: center;"><公共施設などを活用した電気自動車カーシェアリング事業のイメージ></p>
実施主体	<p>区 ⇒ 庁有車としての電気自動車等の導入推進、電気自動車等を活用した事業仕組みの検討、事業の運営支援</p> <p>区民 ⇒ 電気自動車の導入検討、区が実施する事業への参加協力</p> <p>事業者 ⇒ 電気自動車の導入検討、区が実施する事業の事業主体としてまたは利用者として参加</p>
環境保全・創出の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染・騒音の低減、温室効果ガス排出の抑制 ・ 電気自動車の普及促進
その他の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内産業の活性化 ・ 区内公共施設への分散電源の配備（災害時の備え）

(3) ロードマップ

プロジェクトは、下図に示す工程で推進します。



重点プロジェクト 4 身近にある「大切な環境」発見プロジェクト

(1) 基本目標等との関係

基本目標	基本目標4（快適環境） 快適で豊かなまちをみんなで伝え創り育てる
関連施策	【施策の方向性】 魅力ある街並みをつくる ・身近な環境資源の発掘・創出の推進
関連計画	—
関連指標・目標	コンテストの開催の実現、応募者数などが進捗管理の対象となります

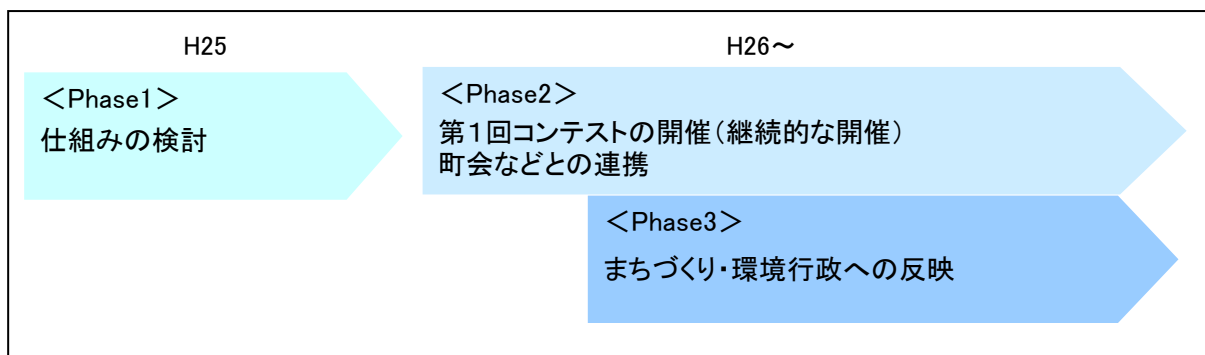
(2) プロジェクトの内容

目的	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階として、区民のみなさんが身近にある「大切な環境」に気づき、目を向けてもらうことを目的とします。 第2段階として、これらを地域で共有し、地域の「環境資源」にまで育てます（公表、町内会や商店街などとの連携）。 最終段階として、それらを区のまちづくりや環境行政に反映していきます。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>【区民】 → 【地域】 → 【区】</p> <p>発見・再認 → 共有 → 保全・創出</p> <p><プロジェクトの流れ></p> </div>
内容	<ul style="list-style-type: none"> 日常の身近なところに、自分だけの「大切な環境」を持つことで、環境への関心を高めるとともに、それを地域で共有し、新たな環境資源を発見し育てることを目的に実施します。 「身近にある大切な環境コンテスト」の開催を検討します。自分認定の「大切な環境」（通勤路沿いに咲く花、家のベランダから見る青空、学校の校庭の大木など、身近な生活の中で大切と感じられる環境）の写真とコメントを募集し、区のHPで公開などを行います。 「大切な環境」は、町内会や商店街などと連携し、より地域に密着した「環境資源」として育てていくことを検討します。 寄せられた情報は、区の街並み整備や環境保全・創出の方針に反映していきます。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p><生活空間></p> <p><プロジェクトのメッセージ></p> </div>

実施主体	区 ⇒ 事務局 区民 ⇒ コンテストへの参加 町内会、商店街など ⇒ 地域の「大切な環境」のPR
環境保全・創出の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな「環境資源」の発掘 ・ 区民意識の向上 ・ 地域の環境保全・創出に対する連帯感の醸成
その他の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりへの区民視点の取り込み

(3) ロードマップ

プロジェクトは、下図に示す工程で推進します。

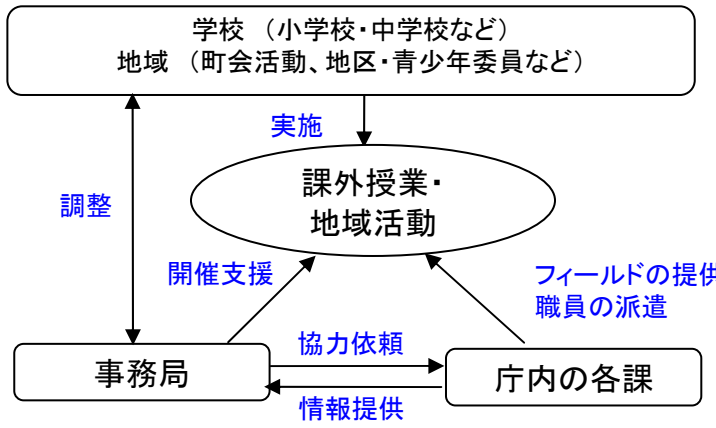


重点プロジェクト5 体験型環境学習の充実プロジェクト

(1) 基本目標等との関係

基本目標	共通目標 環境教育・環境コミュニケーションを充実する
関連施策	【施策の方向性】 環境学習を推進する ・学校などにおける環境教育の推進
関連計画	—
関連指標・目標	体験型環境学習機会の提供 目標値：年間1回以上開催

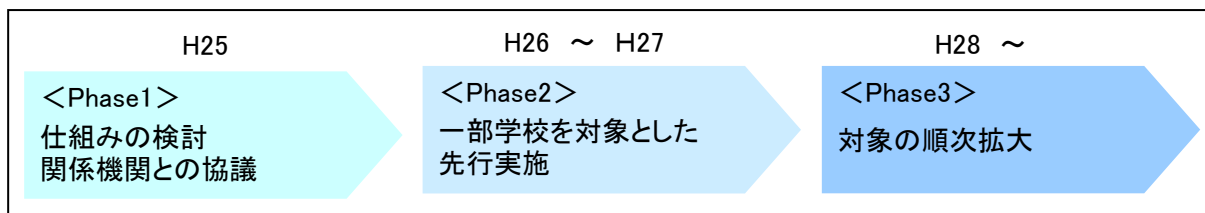
(2) プロジェクトの内容

目的	<ul style="list-style-type: none"> 小中学生・地域住民が、環境行政の「現場」を体験し、環境保全活動の「実際」を見て聞いて体験することで、環境への理解を深め、自分なりに環境について考えるきっかけとなることを目指します。
内容	<ul style="list-style-type: none"> 学校（小中学校の課外授業など）・地域（町会活動、地区・青少年委員など）を対象に、区内における環境行政の「現場」をフィールドとして提供し、主管部署の協力を得ながら、具体的な体験ができる機会を創出することを検討します。 対象とする現場としては、「大気や水質などの測定・調査の現場」や「工事の現場」、「公園管理の現場」など、区が実施する環境保全・創出に関する取り組み現場を対象とします。 区として、より「生」の体験ができることに配慮し、「環境」に対する正しい知識の取得を目指します。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <pre> graph TD A[学校（小学校・中学校など） 地域（町会活動、地区・青少年委員など）] -- 実施 --> B(課外授業・ 地域活動) C[事務局] -- 調整 --> A C -- 開催支援 --> B D[庁内の各課] -- フィールドの提供 職員の派遣 --> B D -- 協力依頼 --> C C -- 情報提供 --> D </pre> <p><プロジェクトのイメージ></p> </div>
実施主体	区 ⇒ 現場の提供、職員の派遣、授業・活動の開催支援 学校 ⇒ 事業の受け入れ、授業の実施 地域 ⇒ 町会や地区・青少年委員などによる支援

環境保全・創出の 効果	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の「環境理解度」の向上 授業・活動の受け入れによる職員の意識の向上
その他の効果	<ul style="list-style-type: none"> 公共事業全般に対する理解度の向上

(3) ロードマップ

プロジェクトは、下図に示す工程で推進します。



第6章 地区別配慮指針

本章では、区内を5つの地区（品川地区、大崎地区、大井地区、荏原地区、八潮地区）に分け、それぞれの地区について、地区の特性を踏まえた環境保全・創出の基本的な方針を示します。



<品川区の地区区分>

1 地区別配慮指針の概要

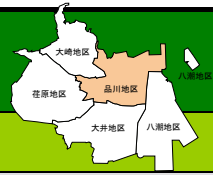
各地区の環境配慮指針の概要を下表に示します。

地区名	各地区の配慮指針の概要
品川地区	<ul style="list-style-type: none"> 目黒川の水質改善や、沿道騒音の改善などに取り組みます。 開発事業に対するハードの対策と、居住者や事業者に対するソフトの対策の両面を推進し、環境負荷の低減に取り組みます。 旧東海道品川宿地区の環境美化や景観保全などに継続して取り組み、「環境のしながわ」をPRしていきます。 水辺に親しめる空間や魅力的な公園づくりなど地域の魅力の向上に取り組みとともに、市街地の防災性の向上を進めます。
大崎地区	<ul style="list-style-type: none"> 目黒川の水質改善や、沿道騒音の改善などに取り組みます。 地区としての一体的な環境保全・創出の取り組みを進めます。 本地区の先進的な環境保全・創出の取り組みについて、区内外に対して発信・共有し、大崎地区で生まれた事業を大きく育てます。 みどり豊かな住宅地の形成を進めるとともに、目黒川の交流空間としての魅力の向上と、周辺市街地におけるみどりの創出に取り組みます。
大井地区	<ul style="list-style-type: none"> 立会川の水質改善や、沿道騒音の改善などに取り組みます。 開発事業に対するハードの対策と、居住者や事業者に対するソフトの対策の両面を推進し、環境負荷の低減に取り組みます。 寺社や公園のみどりの保全と、西大井における緑の多い住宅地の形成に取り組みとともに、水辺の名所づくりや水辺の活動促進に取り組みます。
荏原地区	<ul style="list-style-type: none"> 沿道騒音の改善に取り組みます。 住宅密集地域において、環境負荷の小さいまちづくりに取り組むことを検討します。 地域の防災性の向上に向け、広がりや厚みのあるみどりのネットワークづくりに取り組みます。 戸越公園の広域防災拠点としての機能向上と、生き物とのふれあいやレクリエーションの場としての魅力の向上を進めます。
八潮地区	<ul style="list-style-type: none"> 沿道の騒音や大気環境（二酸化窒素）について、環境基準の達成に向けて取り組みます。 東京湾や京浜運河などの水質について、さらなる改善に取り組みます。 環境負荷が小さく快適な生活空間の実現を目指します。 地域の生態系を支える豊富な水と緑の資源の保全に取り組みとともに、水とみどりのレクリエーションの機能の向上を進めます。

2 各地区の配慮指針

地区別配慮指針では、各地区の環境の課題をふまえて、それを解決するための環境保全・創出の方針と具体的な取り組みを整理しました。

品川地区

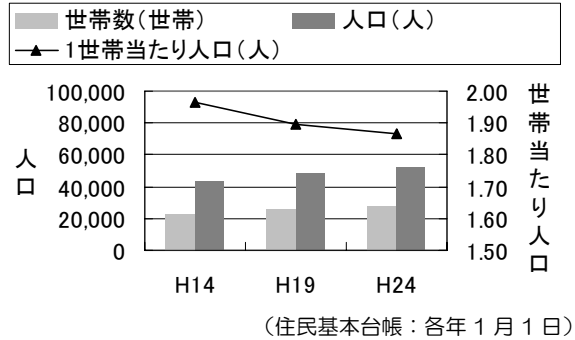


■ 地区の概要

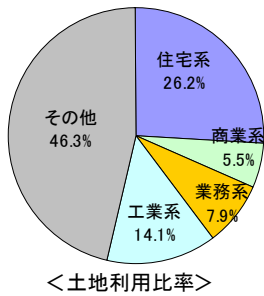
特徴

- 羽田空港国際化や品川駅のリニア中央新幹線始発駅選定など、交通結節機能の高まりが期待され、駅周辺の開発が進んでいます。
- 品川駅南地域では、旧東海道品川宿地区などの歴史性と、臨海部に生み出された新たなまちの先進性を活かしながら、優れた景観を有する国際的な地区としての発展が期待されています。

人口

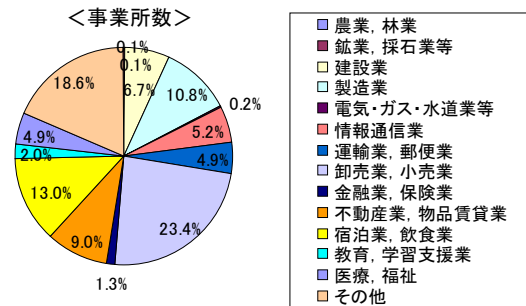


土地利用



資料) 品川区土地利用概況(平成18年度)より作成

産業



資料) 経済センサス(平成21年度)より作成

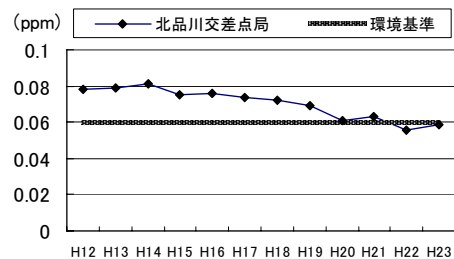
■ 環境の概要

みどり

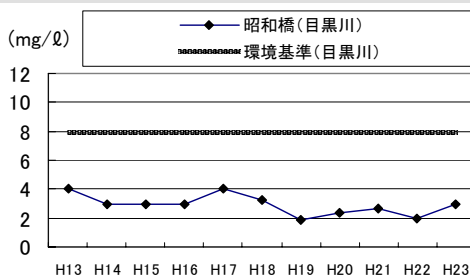
	品川地区	品川区全体
地区面積	428ha	2,272ha
緑被面積	57.7ha	357.9ha
緑被率	13.5%	15.8%
みどりの面積	98.7ha	497.1ha
みどり率	21.7%	21.2%
区立公園		
箇所数	59箇所	227箇所
面積	14.4ha	56ha
都立公園		
箇所数	0箇所	8箇所
面積	0ha	71.4ha

資料) 水辺とみどりの実態調査(平成21年度)より作成

大気(二酸化窒素)



水質(BOD)



騒音

- 地区内を通る国道1号、国道15号、国道357号、都道環状6号、都道鮫洲大山線、都道東品川下丸子線のいずれにおいても沿道地域の一部で環境基準を超過しています。
- 地区内の幹線道路3地点において騒音・振動の測定を実施しており、いずれも要請限度*を達成しています。

■ 環境の課題

- ・ 地区内を通る幹線道路沿いでは、騒音の環境基準を超過している地域もあり、引き続き、対策が必要です。
- ・ 目黒川・天王洲運河・京浜運河の水質は、BOD／CODの環境基準を達成しており、今後も継続するとともに一層の改善に取り組む必要があります。
- ・ 地区の北部には寺社、商業施設、集合住宅にある斜面緑地がまとまりをもってみられますが、東京総合車両センターや地区中央部の住宅地にはみどりが少ない状況であり、細街路の多い既成市街地では、防災面からもみどりの充実が必要です。

■ 環境保全・創出の方針

- ・ 目黒川の水質改善や、沿道騒音の改善など、関係機関と連携しながら継続して取り組みます。
- ・ 今後も人口、世帯数、事業所の延べ床面積などが増加する傾向にあり、環境負荷がさらに大きくなることが懸念されます。開発事業に対するハードの対策と、居住者や事業者に対するソフトの対策の両面を推進し、環境負荷の低減に取り組みます。
- ・ 旧東海道品川宿地区の環境美化や景観保全などに継続して取り組み、区外からの来訪者に対しても「環境のしながわ」をPRしていきます。
- ・ 旧東海道沿いの歴史ある水とみどりや、近代的な街並みを形成するウォーターフロントなどを活かし、水辺に親しめる空間や魅力的な公園づくりなど地域の魅力の向上に取り組むとともに、目黒川周辺および臨海地区の機能強化と、市街地の防災性の向上を進めます。

■ 地域における具体的な取り組み

<旧東海道品川宿周辺のまちづくり>

昭和 63 年の旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会の設立後、景観計画における重点地区への指定や、電線類の地中化・石畳の整備、建物の修景費用補助などにより、地元と区の協働により歴史を踏まえたまちづくりを進めています。

本環境計画では、「基本目標 4 快適で豊かなまちをみんなで伝え創り育てる」の指標のひとつとして、『景観「重点地区」の指定数』を掲げており、品川宿での取り組みを区全域に水平展開していくことを目指しています。

また、重点プロジェクト 4 として『身近にある「大切な環境」発見プロジェクト』を掲げています。このプロジェクトを通して、区内に散りばめられたさまざまなまちの魅力や実力を掘り起こし、品川宿のような「みんなが大切と思える」まちづくりに、環境面から取り組んでいきます。

大崎地区



■ 地区の概要

特徴	人口
<ul style="list-style-type: none"> 大崎駅周辺は大規模開発事業などが連続的に進み、街並みが大きく変容しています。 目黒駅・五反田駅周辺は、駅のターミナル性を活かした拠点市街地が形成されています。 目黒川の北側は、古くからの閑静な住宅地として知られています。 	<p>世帯数(世帯) 人口(人)</p> <p>1世帯当たり人口(人)</p> <p>世帯数(世帯) 人口(人)</p> <p>1世帯当たり人口(人)</p> <p>(住民基本台帳：各年1月1日)</p>
土地利用	産業
<p>住宅系 33.0%</p> <p>商業系 6.6%</p> <p>業務系 10.3%</p> <p>工業系 4.6%</p> <p>その他 45.6%</p> <p><土地利用比率></p> <p>資料) 品川区土地利用概況(平成18年度)より作成</p>	<p><事業所数></p> <p>建設業 4.6%</p> <p>製造業 6.1%</p> <p>電気・ガス・水道業等 0.1%</p> <p>情報通信業 8.4%</p> <p>運輸業、郵便業 1.4%</p> <p>卸売業、小売業 23.6%</p> <p>金融業、保険業 2.6%</p> <p>不動産業、物品賃貸業 10.4%</p> <p>宿泊業、飲食業 2.5%</p> <p>教育、学習支援業 5.0%</p> <p>医療、福祉 14.2%</p> <p>その他 21.0%</p> <p>資料) 経済センサス(平成21年度)より作成</p>

■ 環境の概要

みどり	大気(二酸化窒素)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>大崎地区</th> <th>品川区全体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区面積</td> <td>341ha</td> <td>2,272ha</td> </tr> <tr> <td>緑被地面積</td> <td>51.2ha</td> <td>357.9ha</td> </tr> <tr> <td>緑被率</td> <td>15.0%</td> <td>15.8%</td> </tr> <tr> <td>みどりの面積</td> <td>57.2ha</td> <td>497.1ha</td> </tr> <tr> <td>みどり率</td> <td>17.2%</td> <td>21.2%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">区立公園</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>28箇所</td> <td>227箇所</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>2.9ha</td> <td>56ha</td> </tr> <tr> <td colspan="3">都立公園</td> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>0箇所</td> <td>8箇所</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>0ha</td> <td>71.4ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料) 水辺とみどりの実態調査(平成21年度)より作成</p>		大崎地区	品川区全体	地区面積	341ha	2,272ha	緑被地面積	51.2ha	357.9ha	緑被率	15.0%	15.8%	みどりの面積	57.2ha	497.1ha	みどり率	17.2%	21.2%	区立公園			箇所数	28箇所	227箇所	面積	2.9ha	56ha	都立公園			箇所数	0箇所	8箇所	面積	0ha	71.4ha	<p>中原口交差点 環境基準</p> <p>(ppm)</p> <p>H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23</p> <p><中原口交差点測定局の二酸化窒素></p>
	大崎地区	品川区全体																																			
地区面積	341ha	2,272ha																																			
緑被地面積	51.2ha	357.9ha																																			
緑被率	15.0%	15.8%																																			
みどりの面積	57.2ha	497.1ha																																			
みどり率	17.2%	21.2%																																			
区立公園																																					
箇所数	28箇所	227箇所																																			
面積	2.9ha	56ha																																			
都立公園																																					
箇所数	0箇所	8箇所																																			
面積	0ha	71.4ha																																			
水質(BOD)	騒音																																				
<p>市場橋(目黒川) 居木橋(目黒川) 環境基準(目黒川)</p> <p>(mg/l)</p> <p>H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23</p> <p><市場橋、居木橋のBOD></p>	<ul style="list-style-type: none"> 地区内を通る都道環状6号、都道東京丸子横浜線、都道北品川四谷線のいずれにおいても、沿道地域の一部で環境基準を超過しています。 地区内の幹線道路5地点において騒音・振動の測定を実施しており、いずれも要請限度を達成しています。 																																				

■ 環境の課題

- ・ 区内を通る幹線道路沿いでは、騒音の環境基準を超過している地域もあり、引き続き、対策が必要です。
- ・ 大崎駅周辺は大型の開発事業により緑地や水辺の整備が進められている一方、周辺の密集市街地ではオープンスペースが確保できず、水とみどりが十分とは言えません。
- ・ 目黒川の水質は、BODなどの環境基準は達成しており、今後も継続するとともに一層の改善に取り組む必要があります。

■ 環境保全・創出の方針

- ・ 目黒川の水質改善や、沿道騒音の改善など、関係機関と連携しながら継続して取り組みます。
- ・ 今後も、大規模な再開発事業が進められる予定であり、これまで同様、地区としての一体的な環境保全・創出の取り組みを進める必要があります。
- ・ 本地区のまちづくりにおける先進的な環境保全・創出の取り組みについて、区内外に対して発信・共有し、大崎地区で生まれた事業を大きく育てます。
- ・ 高台の斜面緑地を活かし、みどり豊かな住宅地の形成を進めるとともに、五反田ふれあい水辺広場を中心とした目黒川の交流空間としての魅力の向上と、周辺市街地におけるみどりの創出に取り組めます。

■ 地域における具体的な取り組み

<電気自動車カーシェアリング事業への取り組み>

大崎地区では、地元企業により構成される「一般社団法人大崎エリアマネジメント」により、電気自動車カーシェアリング事業を開始しています。事業の概要は下表のとおりです。

貸出場所	東京都品川区大崎2丁目2番
対象車両	電気自動車2台（三菱自動車製 i-MiEV） ハイブリッド自動車1台（補助用）
充電設備	200Vの普通充電器
貸出時間	24時間
利用料金	時間料金：130円/10分、距離料金：7円/km（すべて税込）
入会方法	「カーシェアリングクラブ」への入会が必要

本環境計画では、重点プロジェクト3として「電気自動車等の有効活用プロジェクト」を掲げています。本プロジェクトでは、このような先進的な民間の動きと連携・支援することにより、電気自動車を利用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

大井地区

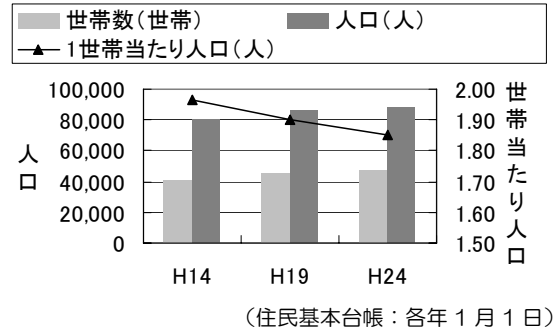


地区の概要

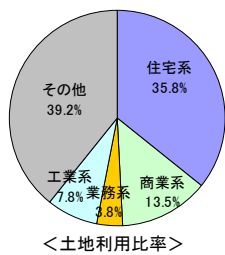
特徴

- ・ 大井町駅を中心に開発が進み、商業施設や業務施設が建設されています。
- ・ 都市計画道路の補助 163 号線の整備に合わせ、高層の住宅開発なども進みつつあります。
- ・ 大井町駅周辺・西大井駅周辺の再開発事業が進んでいます。
- ・ しながわ区民公園や寺社林など、まとまった緑被地が多く分布しています。

人口

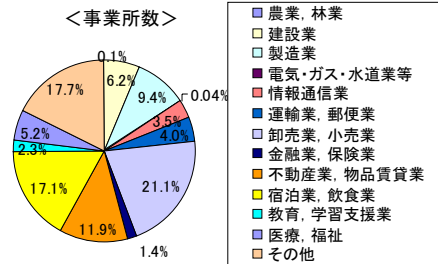


土地利用



資料) 品川区土地利用概況(平成 18 年度)より作成

産業



資料) 経済センサス(平成 21 年度)より作成

環境の概要

みどり

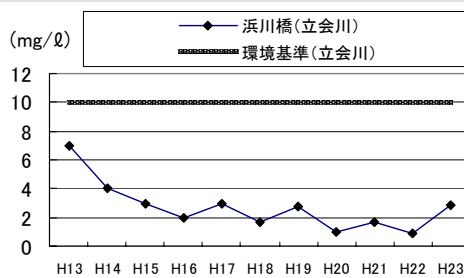
	大井地区	品川区全体
地区面積	470ha	2,272ha
緑被地面積	75.4ha	357.9ha
緑被率	16.0%	15.8%
みどりの面積	113.8ha	497.1ha
みどり率	23.1%	21.2%
区立公園		
箇所数	56 箇所	227 箇所
面積	25.6ha	56ha
都立公園		
箇所数	0 箇所	8 箇所
面積	0ha	71.4ha

資料) 水辺とみどりの実態調査(平成 21 年度)より作成

大気(二酸化窒素)

- ・ 地区内において大気の定常的な観測は実施していません。

水質(BOD)



騒音

- ・ 地区内を通る国道 1 号、国道 15 号、国道 357 号、都道鮫洲大山線、都道東品川下丸子線のいずれにおいても、沿道地域の一部で環境基準を超過しています。
- ・ 地区内の幹線道路 1 地点(国道 15 号)において騒音・振動の測定を実施しており、夜間騒音が要請限度を超過しています。

■ 環境の課題

- ・ 地区内を通る幹線道路沿いでは、国道 15 号夜間騒音の要請限度を超過しており、また、環境基準を超過している地域もあることから、引き続き、対策が必要です。
- ・ 立会川・勝島運河・京浜運河の水質は、BOD／COD の環境基準を達成しており、今後も継続するとともに一層の改善に取り組む必要があります。
- ・ 大井、西大井を中心とした内陸の市街地では、住宅地のみどりが比較的多くみられ、今後もきめ細かな工夫により、暮らしに密着したみどりの保全・創出が必要です。

■ 環境保全・創出の方針

- ・ 立会川の水質改善や、沿道騒音の改善など、関係機関と連携しながら継続して取り組みます。
- ・ 品川地区と同様に、住居施設、商業施設、業務施設などが増加する傾向にあり、「環境負荷」がさらに大きくなることが懸念されます。開発事業に対するハードの対策と、居住者や事業者に対するソフトの対策の両面を推進し、環境負荷の低減に取り組めます。
- ・ JR東海道線沿いの斜面地に残された寺社や公園のみどりの保全と、西大井における緑の多い住宅地の形成に取り組むとともに、しながわ花海道に代表される水辺の名所づくりや水辺の活動促進により、臨海地区の機能の充実を進めます。

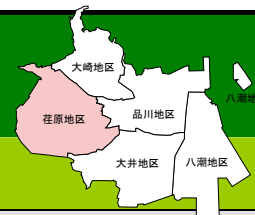
■ 地域における具体的な取り組み

<しながわ花海道プロジェクトへの取り組み>

「しながわ花海道」は、平成 14 年（2002 年）に「勝島運河の土手をお花畑にしよう」を合言葉に、立会川商店街と鮫洲商店街が中心になって「しながわ花海道プロジェクト」を設立し、運河の土手にある 1.5 メートル四方の区画およそ 1,200 区画に個人や学校、企業などが種をまき、春には菜の花、秋にはコスモスの花を咲かせて楽しんでいます。

本環境計画では、「基本目標 2 水とみどりがつながまちを実現する」の指標のひとつとして、「みどり率の増加」を掲げています。これを実現するためには、「いまあるみどりを大切に守る」と、「新たなみどりを創出する」ことの両面からの取り組みが必要です。区では、区内で暮らし働くすべての皆さんと連携しながら、みどり率の増加を実現していきます。

荏原地区

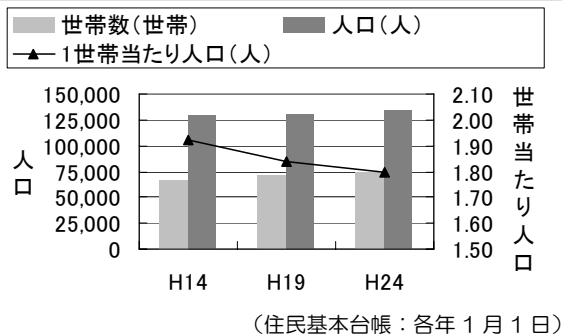


■ 地区の概要

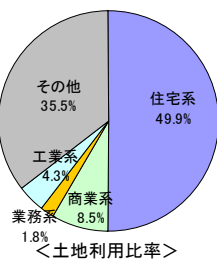
特徴

- ・ 戦前の耕地整理を基にした区画のまま、工場や住宅が集積したため、防災性に課題を抱える街区が多くなっています。
- ・ 武蔵小山駅や戸越銀座駅などを中心とした商店街により、にぎわいと活気のある商業空間が形成されています。
- ・ 大規模な公園・緑地が少なく、緑被率・みどり率ともに最も低い地区となっています。

人口

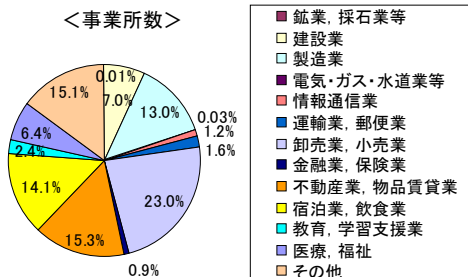


土地利用



資料) 品川区土地利用概況(平成18年度)より作成

産業



資料) 経済センサス(平成21年度)より作成

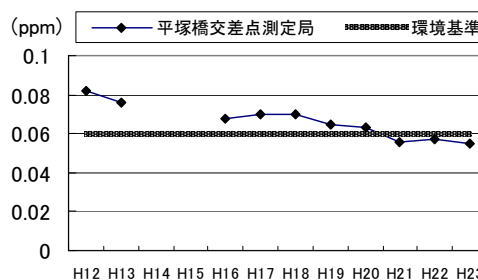
■ 環境の概要

みどり

	荏原地区	品川区全体
地区面積	578ha	2,272ha
緑被地面積	69.2ha	357.9ha
緑被率	12.0%	15.8%
みどりの面積	73.8ha	497.1ha
みどり率	13.2%	21.2%
区立公園		
箇所数	81箇所	227箇所
面積	7.3ha	56ha
都立公園		
箇所数	1箇所	8箇所
面積	6.4ha	71.4ha

資料) 水辺とみどりの実態調査(平成21年度)より作成

大気(二酸化窒素)



水質

- ・ 地区内において河川などの水質の定常的な観測は実施していません。

騒音

- ・ 地区内を通る国道1号、都道東京丸子横浜線、都道鮫洲大山線のいずれにおいても、沿道地域の一部で環境基準を超過しています。
- ・ 地区内の幹線道路2地点において騒音・振動の測定を実施しており、いずれも要請限度を達成しています。

■ 環境の課題

- ・ 地区内を通る幹線道路沿いでは、騒音の環境基準を超過している地域もあり、引き続き、対策が必要です。また沿道の大気環境（二酸化窒素）については、平成22年（2010年）以降、環境基準を達成していますが、引き続き、注意深く観測していく必要があります。
- ・ 荏原地区は、大規模な公園・緑地が少なく、その大部分が住宅密集地であることから、緑被率・みどり率ともに5地区の中で最も低くなっています。
- ・ 旗の台や二葉地区の住宅密集地では、公共空間が少なくオープンスペースの確保が難しいことから、防災の視点からも課題となっています。
- ・ また、広域避難場所に指定されている林試の森公園や戸越公園一帯は、防災拠点としての機能の向上はもちろんのこと、特色ある公園として、生き物の生息空間や区民のレクリエーションの場としての機能の充実も求められています。

■ 環境保全・創出の方針

- ・ 沿道騒音の改善には、関係機関と連携しながら継続して取り組みます。
- ・ 住宅密集地域において新たなまちづくりに着手する際は、「スマートコミュニティ」の構築や、高度な土地利用など、環境負荷の小さいまちづくりに取り組むことを検討します。
- ・ 地域の防災性の向上に向け、接道部の緑化や防災広場の整備などによりみどりを充実させ、広がりや厚みのあるみどりのネットワークづくりに取り組みます。
- ・ 戸越公園の広域防災拠点としての機能向上と、生き物とのふれあいやレクリエーションの場としての魅力の向上を進めます。

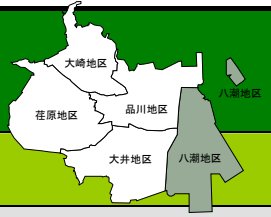
■ 地域における具体的な取り組み

<密集事業への取り組み>

荏原地区には、老朽化した木造住宅が密集している地区が多く、防災の観点から建替えや公園整備、道路の拡幅整備などを進めています。

本環境計画では、重点プロジェクト1として「民間活力を活用した再生可能エネルギープロジェクト」を掲げています。本プロジェクトでは、地域におけるエネルギーのあり方を考えるなかで、特に荏原地区の密集事業のような「新たなまちづくり」において、環境面（温室効果ガスの削減）と防災面（エネルギーの自立）の両面から、再生可能エネルギーなどを活用した「地域」としての面的エネルギー利用についても検討していきます。

八潮地区



■ 地区の概要

特徴

- ・ 本地区の大半を埋立地が占め、大井ふ頭を中心に国際物流機能が集積しています。
- ・ 住宅団地に加え、教育施設や高齢者福祉施設などが建設され、活性化に寄与しています。
- ・ 区内の公園面積の約半分が位置しています。
- ・ 品川清掃工場の廃熱を利用した地域冷暖房が導入されています。

人口

年	世帯数(世帯)	人口(人)	1世帯当たり人口(人)
H14	~5,500	~14,000	~2.55
H19	~5,500	~13,500	~2.45
H24	~5,500	~13,000	~2.36

(住民基本台帳：各年 1 月 1 日)

土地利用

資料) 品川区土地利用概況 (平成 18 年度) より作成

産業

資料) 経済センサス (平成 21 年度) より作成

■ 環境の概要

みどり

	八潮地区	品川区全体
地区面積	455ha	2,272ha
緑被地面積	104.4ha	357.9ha
緑被率	22.9%	15.8%
みどりの面積	153.6ha	497.1ha
みどり率	30.5%	21.2%
区立公園		
箇所数	3 箇所	227 箇所
面積	5.7ha	56ha
都立公園		
箇所数	7 箇所	8 箇所
面積	65ha	71.4ha

資料) 水辺とみどりの実態調査 (平成 21 年度) より作成

大気(二酸化窒素)

資料) 八潮測定局、大井中央陸橋測定局の二酸化窒素

水質(COD)

資料) 八潮二丁目地先、勝島橋のCOD

騒音

- ・ 区内を通る国道 357 号において、沿道地域の一部で環境基準を超過しています。
- ・ 区内の幹線道路 1 地点において騒音・振動の測定を実施しており、いずれも要請限度を達成しています。

■ 環境の課題

- ・ 近年、人口の減少が続いており、環境面においても魅力ある地域づくりが課題となっています。
- ・ 区内を通る幹線道路沿いでは、騒音の環境基準を超過している地域もあり、引き続き、対策が必要です。また沿道の大気環境（二酸化窒素）については、八潮測定局において環境基準を超過しており、継続的な対策が必要です。
- ・ 東京湾や京浜運河の水質（COD）は、環境基準は達成しており、今後も継続するとともに一層の改善に取り組む必要があります。
- ・ 臨海部に位置することから水辺空間も豊富ですが、水際に近づけない場所が多く、その改善がよりよいネットワークづくりのための課題となっています。

■ 環境保全・創出の方針

- ・ 区内を通る幹線道路沿いでは、騒音の環境基準を超過している地域もあり、引き続き、対策が必要です。また沿道の大気環境（二酸化窒素）については、関係機関への積極的な働きかけなどにより、環境基準の達成に向けて取り組みます。
- ・ 東京湾や京浜運河などの水質改善について、東京都や河川上流地域の自治体などとの連携をより密にしつつ、さらなる改善に取り組みます。
- ・ 八潮地区の「生活空間」としての魅力向上策を環境面から考え、環境負荷が小さく快適な生活空間の実現を目指します。
- ・ 八潮団地のまとまりあるみどりや、なぎさの森の干潟など、地域の生態系を支える豊富な水と緑の資源の保全に取り組むとともに、水辺の散歩道の充実や舟運ルートとしての運河の活用など、水とみどりのレクリエーションの機能の向上を進めます。

■ 地域における具体的な取り組み

<環境活動の拠点施設>

八潮地区では、自治会主導で美化運動や清掃活動が盛んです。さまざまな地域活動の拠点となるべく、品川区立八潮南小学校跡地を利用して、こみゅにていびらざ八潮がオープンしました。

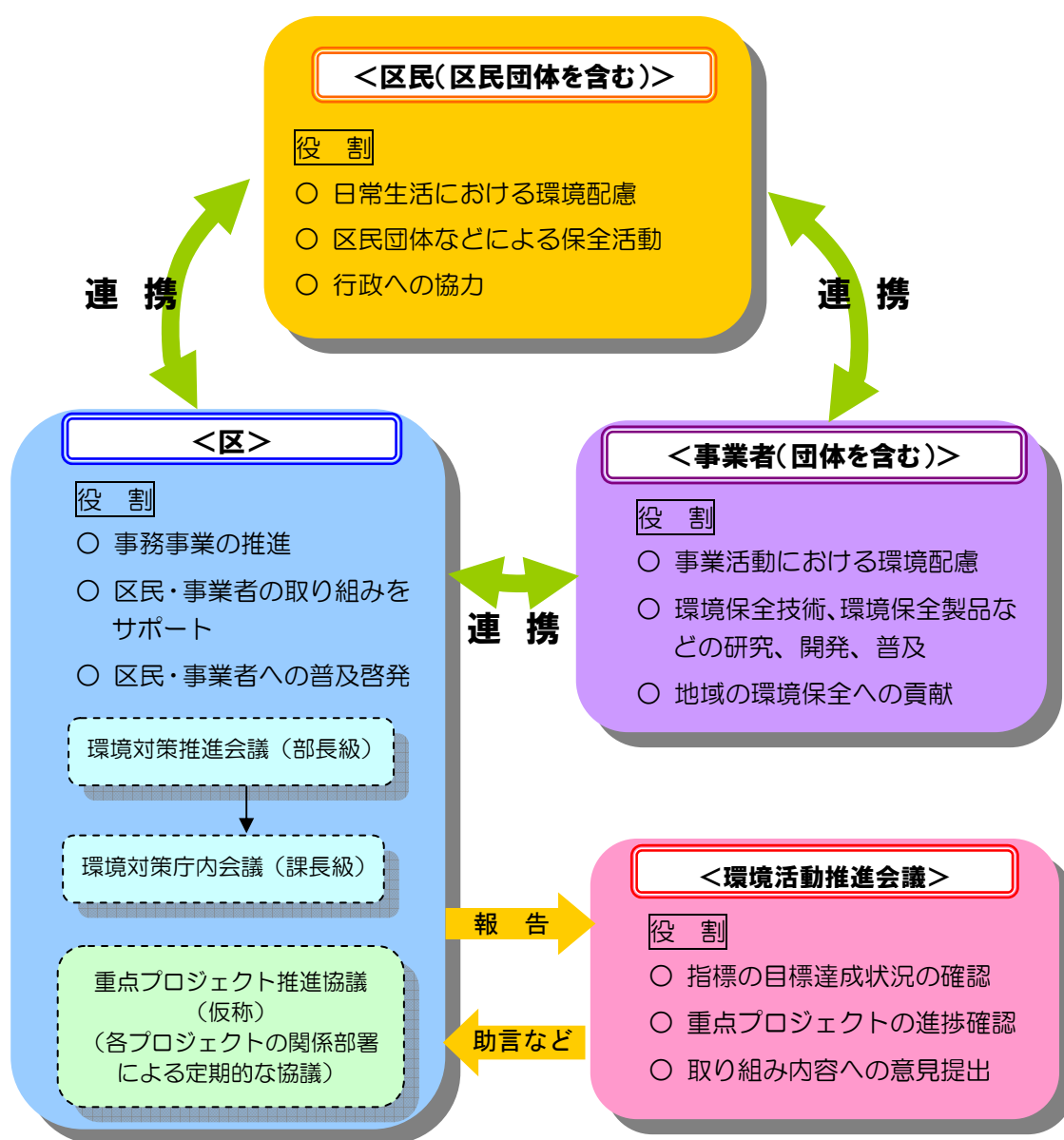
本環境計画では、将来像として「みんなで創る環境都市 しながわ」を掲げています。こみゅにていびらざ八潮や、区民の環境活動を支援する「環境情報活動センター」のような「多世代」が利用できる活動拠点の存在は、将来像の達成にきわめて重要な足がかりとなります。今後も、このような「拠点」を有効活用しつつ、これらを利用する「人・団体」と連携しながら、みんなで環境保全・創出に取り組むための機会や場の提供に取り組めます。

第7章 計画の推進体制・進行管理

1 推進体制

品川区では、本環境計画を推進していくために、庁内組織である「環境対策推進会議」により全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取り組みを進めます。

また、有識者や区民・事業者・団体の代表で構成される「環境活動推進会議」は、区民の立場および専門的な見地から計画の達成、進捗状況を点検・評価し、計画の見直し、区に対して助言・提言を行います。



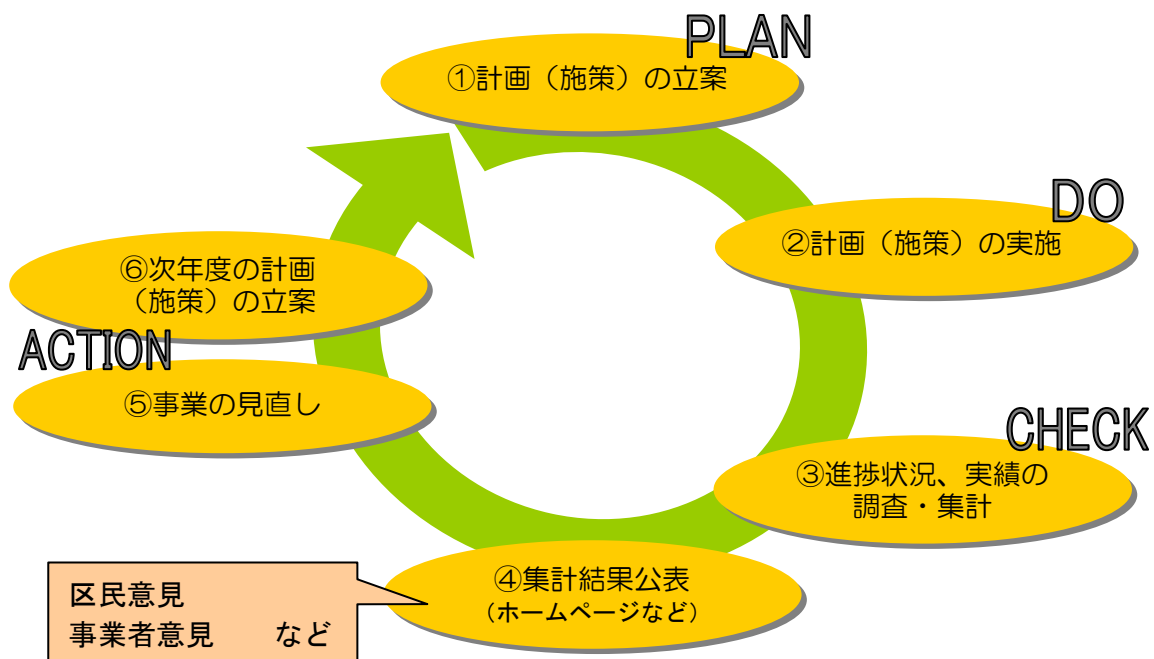
<第二次品川区環境計画 推進体制>

2 進行管理

(1) 進行管理の手順

品川区は、行政評価などにより、環境関連施策の取り組み状況の把握、評価および次年度の取り組みへの反映を行っています。

これまで行っている計画の進行管理に加え、多くの区民が参加できるように、計画の進捗状況をホームページなどで公開します。



(2) ロードマップ

本環境計画のロードマップを次ページの表に整理しました。

これに従い、指標・目標値の達成状況や重点プロジェクトの進捗状況などの管理を行うとともに、関連施策、関連計画との連携を図りながら計画を推進していきます。

＜第二次品川区環境計画 ロードマップ＞

区分		項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
			2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
指標・目標値	地球環境	品川区のCO ₂ 排出量	平成32年度までに1,324千t-CO ₂									
		一世帯あたりの品川区の家庭部門CO ₂ 排出量	平成32年度までに1.7t-CO ₂ /世帯									
		公共施設への再生可能エネルギー導入量	平成34年度までに導入施設数の増									
		地球温暖化防止に関する環境講座の継続的な開催	年2回以上開催									
		区民一人一日あたりの収集ごみ量	平成34年度までに440g/人・日									
		資源化率	平成34年度までに31%									
		スケルトン清掃車を使った環境学習	継続して実施									
		世論調査などによる環境意識アンケート	環境満足度の向上									
	自然環境	河川における環境基準の達成状況	環境基準達成を維持									
		水辺に親しめる空間の整備・開放	平成33年度までに5ヶ所以上設置(新規)									
		みどり率の増加	平成33年度までに22.6%									
	生活環境	大気測定局における環境基準の達成状況	平成34年度までに全局で環境基準達成									
	快適環境	放置自転車・放置バイクの撤去台数	前年比減を毎年継続									
		景観「重点地区」の指定地区数	平成30年度までに4地区指定									
	共通	庁舎などからの単位床面積あたりのCO ₂ 排出量	平成29年度までに基準年比5%減									
		エコパワーカンパニーの認定事業所数	平成34年度までに認定事業所数の増									
		体験型の環境学習機会の提供	年間1回以上開催									
	重点プロジェクト	地球環境 ① 民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入推進プロジェクト	仕組み検討	事業の開始	事業の拡大							
自然環境 ② 水質改善による水辺の魅力アッププロジェクト		貯留管工事								稼働開始(効果確認)		
生活環境 ③ 電気自動車等の有効活用プロジェクト		仕組み検討	事業の開始	事業の拡大								
快適環境 ④ 身近にある「大切な環境」発見プロジェクト		仕組み検討	コンテストの継続的な開催、まちづくり行政・環境行政への反映									
共通 ⑤ 体験型環境学習の充実プロジェクト		仕組み検討 関係者協議	先行実施	対象校の順次拡大								
第二次環境計画の見直し			◆									
関連計画の計画期間	品川区長期基本計画	平成21年度～平成30年度										
	品川区総合実施計画	第二次										
	品川区まちづくりマスタープラン	平成25年度～平成44年度										
	品川区景観計画	平成23年度～										
	品川区一般廃棄物処理基本計画(第3次)	平成25年度～平成34年度										
	品川区地域防災計画	平成25年度～										
	水とみどりの基本計画・行動計画	平成24年度～平成33年度										
	品川区地球温暖化対策地域推進計画	平成22年度～平成32年度										
	品川区地球温暖化防止対策実行計画	平成25年度～平成29年度										
	すべての人にやさしいまちづくり推進計画	平成20年度～平成30年度										

資料編

資料1 第二次品川区環境計画策定懇談会の開催概要	92
資料2 主な環境関連法律	94
資料3 進行管理チェックシート	100
資料4 環境に関するアンケート結果	102
資料5 用語解説	125

資料1 第二次品川区環境計画策定懇談会の開催概要

第二次品川区環境計画策定懇談会 委員名簿

氏名（敬称略、順不同）		区分	所属
会長	吉岡 茂	学識経験者	立正大学 副学長・地球環境科学部 教授
副会長	山際 康之		東京造形大学 教授・学校法人理事 特定非営利活動法人エコタウンしながわ 理事長
委員	森川 高志		関東学院大学 人間環境学部 非常勤講師 品川区廃棄物減量等推進審議会 前会長
委員	高林 正敏	区内関係団体	品川区町会連合会 会長
委員	小平 貞子		品川生活学校 会長 品川区消費者団体連絡会 代表
委員	松浦 啓雄		東京商工会議所 品川支部 副会長 (株式会社東京鉸製作所 代表取締役)
委員	中村 義輝		大崎工場協会 専務理事
委員	浦山 嗣雄		品川区商店街連合会 会長
委員	石川 健治		環境活動推進会議 委員
委員	吉野 賢一		区内事業者
委員	服部 茂	株式会社イトーヨーカ堂 大井町店 販売促進部長	
委員	大野 潤一	株式会社大井開発 取締役社長	
委員	関 聡史	東京急行電鉄株式会社 鉄道事業本部 事業統括部 企画課 課長	
委員	吉江 秀哉	株式会社ローソン 社会共生ステーション 環境推進マネジャー	
委員	野々目 一也	東京電力株式会社 品川支社 副支社長兼環境担当	
委員	近藤 俊幸	東京ガス株式会社 南部支店 副支店長	
委員	保坂 駒雄	区民	公募区民
委員	岩城 英規		公募区民
委員	徳島 政治		公募区民
委員	片田 友昭	区職員	都市環境事業部 部長

■ 策定の経緯

	環境計画策定懇談会	環境対策庁内会議	区民参加
平成 24 年			
4 月			
5 月			区民・事業者 アンケート (5/15~6/4)
6 月	第 1 回 環境計画策定懇談会	第 1 回 環境対策庁内会議	
7 月	第 2 回 環境計画策定懇談会		} 区内事業者への ヒアリング
8 月	第 3 回 環境計画策定懇談会	第 2 回 環境対策庁内会議	
9 月	第 4 回 環境計画策定懇談会		
10 月	第 5 回 環境計画策定懇談会		
11 月		第 3 回 環境対策庁内会議	
12 月			パブリックコメント (12/12~1/10)
平成 25 年			
1 月	第 6 回 環境計画策定懇談会		
2 月		環境対策推進会議	
3 月			

資料2 主な環境関連法律

分類	法令	公布日及び最終改正
環境全般	環境基本法	平成5年11月19日公布 平成24年6月27日最終改正
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年8月30日公布 平成24年6月27日最終改正
公害	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	昭和46年6月10日公布 平成23年6月24日最終改正
大気環境	大気汚染防止法	昭和43年6月10日公布 平成23年8月30日最終改正
	自動車NO _x ・PM法 (自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)	平成4年6月3日公布 平成23年8月30日最終改正
	ダイオキシン類対策特別措置法	平成11年7月16日公布 平成23年8月30日最終改正
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	平成17年5月25日公布
水環境	水質汚濁防止法	昭和45年12月25日公布 平成23年8月30日最終改正
	河川法	昭和39年7月10日公布 平成23年12月14日最終改正
	工業用水法	昭和31年6月11日公布 平成12年5月31日最終改正
	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	平成21年7月15日公布 平成23年6月15日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
化学物質	PCB 特別措置法 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)	平成 13 年 6 月 22 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	PRTR 法 (環境汚染物質排出管理改善促進法)	平成 11 年 7 月 13 日公布 平成 14 年 12 月 13 日最終改正
騒音	騒音規制法	昭和 43 年 6 月 10 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正
振動	振動規制法	昭和 51 年 6 月 10 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正
悪臭	悪臭防止法	昭和 46 年 6 月 1 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正
エネルギー	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法	平成 5 年 3 月 31 日公布 平成 23 年 6 月 24 日最終改正
	新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法	平成 9 年 4 月 18 日公布 平成 21 年 7 月 8 日最終改正
	省エネ法 (エネルギーの使用の合理化に関する法律)	昭和 54 年 6 月 22 日公布 平成 23 年 6 月 24 日最終改正
	エネルギー政策基本法	平成 14 年 6 月 14 日公布
	バイオマス活用推進基本法	平成 21 年 6 月 12 日公布
	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律	平成 21 年 7 月 8 日公布
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 30 日公布 平成 24 年 6 月 27 日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
廃棄物・リサイクル	循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月 2 日公布 平成 24 年 6 月 27 日最終改正
	廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	昭和 45 年 12 月 25 日公布 平成 24 年 8 月 1 日最終改正
	容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	平成 7 年 6 月 16 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	平成 10 年 6 月 5 日公布 平成 23 年 6 月 24 日最終改正
	建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	平成 12 年 5 月 31 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	平成 12 年 6 月 7 日公布 平成 19 年 6 月 13 日最終改正
	自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	平成 14 年 7 月 12 日公布 平成 24 年 8 月 1 日最終改正
	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法	平成 23 年 8 月 18 日公布 平成 23 年 12 月 16 日最終改正
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	平成 25 年 4 月 1 日公布(予定)
資源の有効利用	グリーン購入法 (国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)	平成 12 年 5 月 31 日公布 平成 15 年 7 月 16 日最終改正
	資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3 年 4 月 26 日公布 平成 14 年 2 月 8 日最終改正
	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	平成 20 年 5 月 28 日公布 平成 22 年 4 月 9 日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年 10 月 9 日公布 平成 23 年 6 月 24 日最終改正
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	平成 19 年 5 月 23 日公布
	都市の低炭素化の促進に関する法律	平成 24 年 12 月 4 日公布
環境アセスメント	環境アセスメント法 (環境影響評価法)	平成 9 年 6 月 13 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正
自然環境	自然環境保全法	昭和 47 年 6 月 22 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	自然公園法	昭和 32 年 6 月 1 日公布 平成 14 年 4 月 24 日最終改正
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成 4 年 6 月 5 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	平成 14 年 7 月 12 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正
	自然再生推進法	平成 14 年 12 月 11 日公布
	森林法	昭和 26 年 6 月 26 日公布 平成 24 年 6 月 27 日最終改正
	遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律	平成 15 年 6 月 18 日公布 平成 19 年 3 月 30 日最終改正
	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法	平成 20 年 5 月 16 日公布
	生物多様性基本法	平成 20 年 6 月 6 日公布
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	平成 16 年 6 月 2 日公布 平成 17 年 4 月 27 日最終改正
土壌環境	農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	昭和 45 年 12 月 25 日公布 平成 23 年 8 月 30 日最終改正
	土壌汚染対策法	平成 14 年 5 月 29 日公布 平成 23 年 6 月 24 日最終改正
環境教育	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	平成 15 年 7 月 25 日公布
	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	平成 15 年 7 月 25 日公布 平成 23 年 6 月 15 日最終改正
工場立地	工場立地法	昭和 34 年 3 月 20 日公布 平成 23 年 12 月 14 日最終改正

分類	法令	公布日及び最終改正
条例 (東京都)	環境確保条例 (都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)	平成 12 年 12 月 22 日公布 平成 13 年 12 月 26 日最終改正
	東京都環境基本条例	平成 6 年 7 月 20 日公布
条例 (品川区)	品川区歩行喫煙および吸い殻・空き缶等の投げ捨てるの防止に関する条例	平成 15 年 3 月 31 日公布
	品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例	平成 11 年 12 月 10 日公布 平成 20 年 3 月 31 日最終改正
	品川区みどりの条例	平成 6 年 3 月 30 日公布 平成 14 年 3 月 29 日最終改正
	品川区景観条例	平成 22 年 7 月 8 日公布 平成 24 年 3 月 26 日最終改正
	品川区対象区域における特定工場の緑地面積率等に関する条例	平成 24 年 12 月 10 日公布

資料3 進行管理チェックシート

施策の方向性	指標	基準値	実績値(達成度%)												目標値	備考	
			H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	H33 2021	H34 2022				
基本目標1 持続可能な地域社会を実現する(地球環境)																	
低炭素社会を実現する	①地球温暖化を防ぐ仕組みを作る	品川区のCO ₂ 排出量	1,765千t-CO ₂ (H18)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	1,324千t-CO ₂ (H32)	注1 注2
	②日常の生活における温室効果ガス排出を減らす	一世帯当たりの品川区の家庭部門CO ₂ 排出量	2.6t-CO ₂ /世帯(H21)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	1.7t-CO ₂ /世帯(H32)	注2 注3
	③低炭素のまちをつくる	公共施設への再生可能エネルギー導入量	23施設(H24)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	平成34年度までに導入施設数の増	
	④みんなで地球温暖化対策に取り組む	地球温暖化防止に関する環境講座の継続的な開催	年2回開催	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	年2回以上開催(1回当たりの受講者数20人以上)	
	⑤ごみの発生抑制を推進する	区民一人一日あたりの収集ごみ量	567g/人・日(H23)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	440g/人・日(H34)	
循環型社会を実現する	⑥リサイクルを推進する	資源化率	26%(H23)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	31%(H34)		
	⑦情報提供と区民参画を推進する	スクールン車を使った環境学習	保育園・幼稚園:27園 小学校:11校	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	継続して実施		
	⑧きれいなまちを目指す	世論調査などによる環境意識アンケート	-	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	環境満足度の向上		
基本目標2 水とみどりが増えがちなまちを実現する(自然環境)																	
①水とみどりを守り育てる	河川における環境基準の達成状況	全地点において環境基準	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	環境基準達成を維持		
	②水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる	水辺に親しめる空間の整備・開放	-	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	5ヶ所以上(新規)(H33)	注4	
	③品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす	みどり率の増加	21.2%(H21)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	22.6%(H33)	注5	
	④みんながみどりを育てる			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()			

施策の方向性	指標	基準値	実績値(達成度%)											目標値	備考		
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34				
			2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022				
基本目標③ 健全でやすらぎのある生活環境を実現する(生活環境)																	
①すこやかなくらしを守る	大気測定局における環境基準の達成状況	3局中2局で達成	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	注6
②きれいな空を守る			()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
基本目標④ 快適で豊かなまちをみんなで伝え創り育てる(快適環境)																	
①人にやさしい地域づくりを目指す	放置自転車・放置バイクの撤去台数	21,119台(H23)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	注7
②魅力ある街並みをつくる	景観「重点地区」の指定地区数	1地区(H24)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
共通目標 環境教育・環境コミュニケーションを充実する(共通)																	
①区として率先して環境保全活動に取り込む	庁舎などからの単位床面積あたりのCO ₂ 排出量	0.0364t-CO ₂ /㎡(H21)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	注8
②パートナーシップを育てる	エコパワーカンパニーの認定事業所数	46事業所(H23)	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	注9
③環境学習を推進する	体験型の環境学習機会の提供	未実施	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	注10

注1) 品川区地球温暖化対策地域推進計画の目標値を採用しました。本目標値は、国が作成した目標達成に向けたロードマップに基づき設定したものであるため、国の目標が変更された場合は、速やかに見直しを検討します。

注2) CO₂の排出量について、区の確定値が得られるのは当該年の「2年後」となっています。したがって、計画終了時点(平成34年度)で評価に利用できる値は平成32年度であるため、目標値も平成32年度の値に設定します。

注3) 品川区で平成23年度に実施した「節電コンテスト」では、参加世帯の7月～9月の平均削減率は、前年比約35%減を達成しました。この結果を受け、電力だけでなくガスなども含め、品川区の家庭部門から排出される一世帯当たりのCO₂を35%削減することを目標として設定します。

注4) 「水辺に親しめる空間」とは、河川や運河を活用した親水空間を指します。

注5) 「水辺に親しめる空間」とは、河川や運河を活用した親水空間を指します。

注6) 平成23年時点で、大井中央陸橋測定局の「二酸化窒素」が環境基準を超過。

注7) 放置自転車・放置バイク「ゼロ」が最終的な目標です。しかし、自転車等駐車場を整備できるスペースに限られているなどの理由により、即座に「ゼロ」を達成することは困難であるため、毎年、着実に撤去台数を減らすことを目標としました。

注8) 品川区地球温暖化防止対策実行計画(第三次)の目標値。

注9) 品川区では、環境ISOの導入や環境にやさしい事業活動に率先して取り組む事業所を「エコパワーカンパニー」に認定しています。認定による特典の見直しなど、より魅力的な制度とすることで、今まで以上に多くの事業者の活用を促し、目標の達成を目指します。

注10) 「重点プロジェクト5 体験型環境学習の充実プロジェクト」と運動した目標です。

資料 4 環境に関するアンケート結果

(1) アンケートの実施概要（再掲）

区民および事業者を対象に実施した環境に関するアンケートの実施概要および回収率などは下表に示すとおりです。

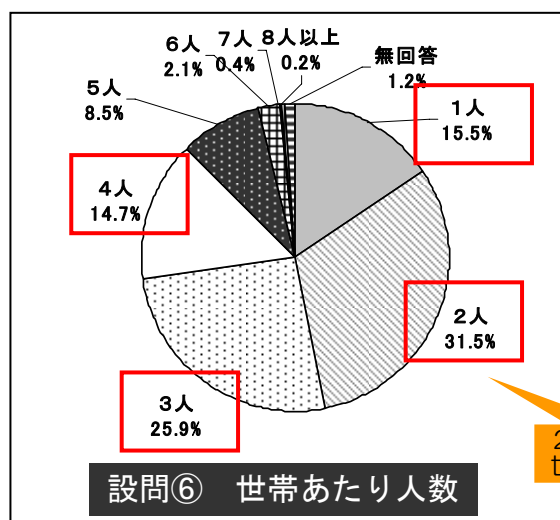
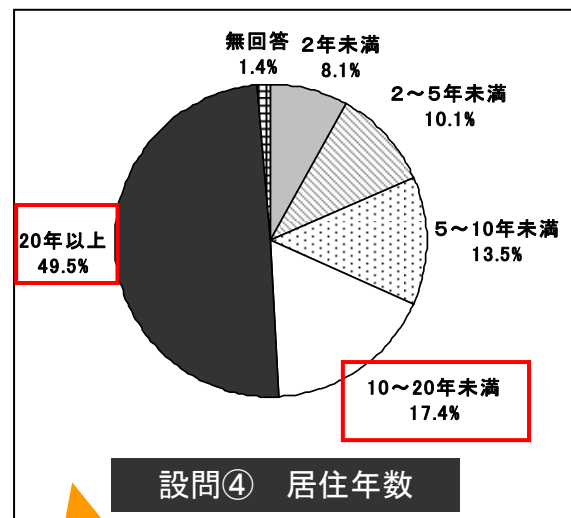
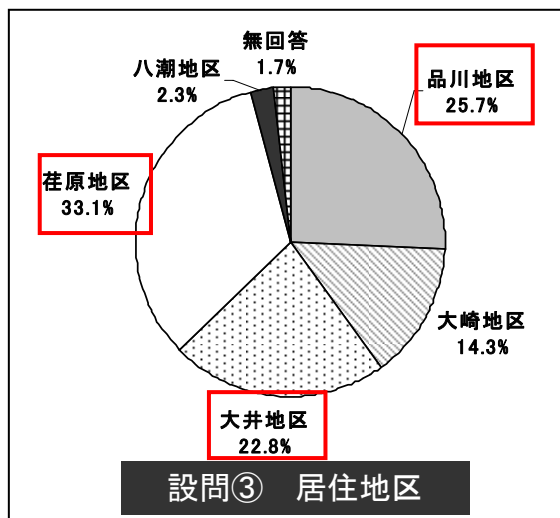
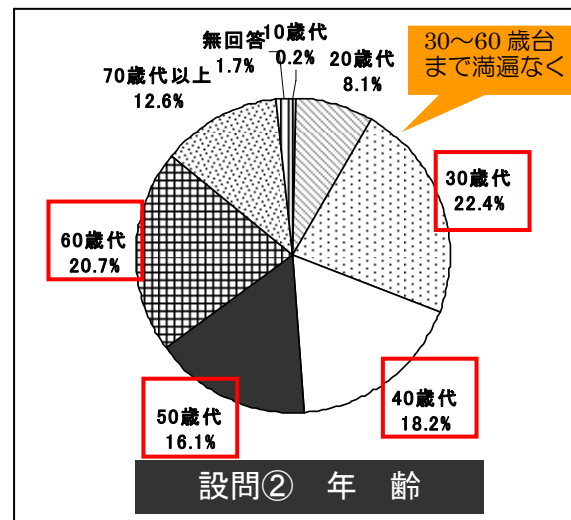
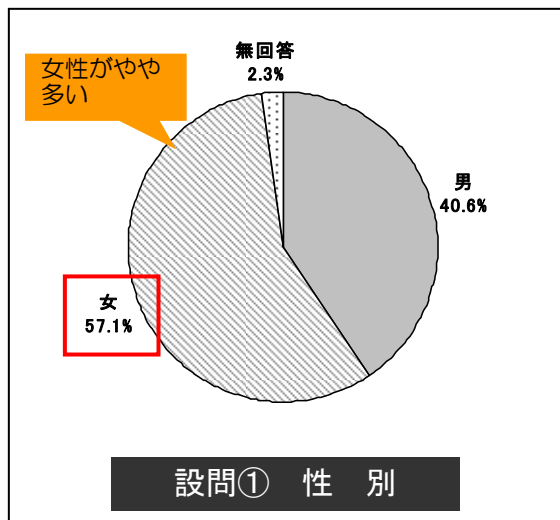
区民アンケートは 517 通（回収率：約 35%）の回答を得ることができ、統計的に有意な結果（有意：確率的に偶然とは考えにくく、意味があると考えられること）を得ることが出来ました。

<区民・事業者アンケートの実施概要>

項目		内容
実施概要	抽出方法	無作為抽出
	対象	区民 1,500 人(18～70 歳)、事業者 500 事業所
	回答期間	2012 年 5 月 15 日～2012 年 6 月 4 日
	回答方法	択一式(一部、自由記載)
	発送・回収方法	アンケート票を郵便により発送。アンケート回答後、同封の返信用封筒に入れて投函して頂く方式。
回収率 【確定】	区民	配 付 : 1,500 通 回 収 : 517 通 回 収 率 : 34.8% :
	事業者	配 付 : 500 通 回 収 : 188 通 回 収 率 : 38.1%

(2) 区民アンケート

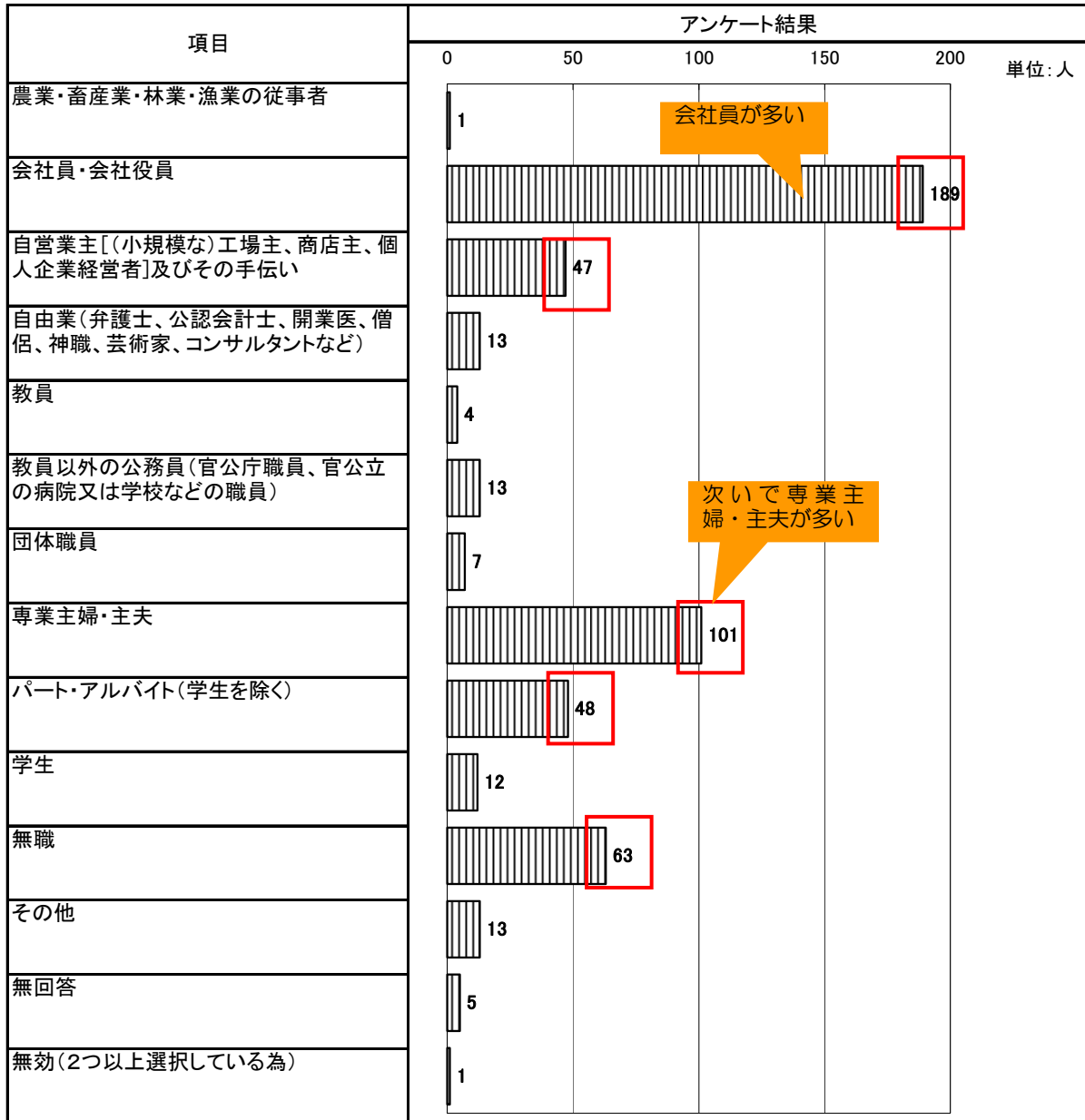
① 回答者の属性



品川区に20年以上居住する人が半数以上

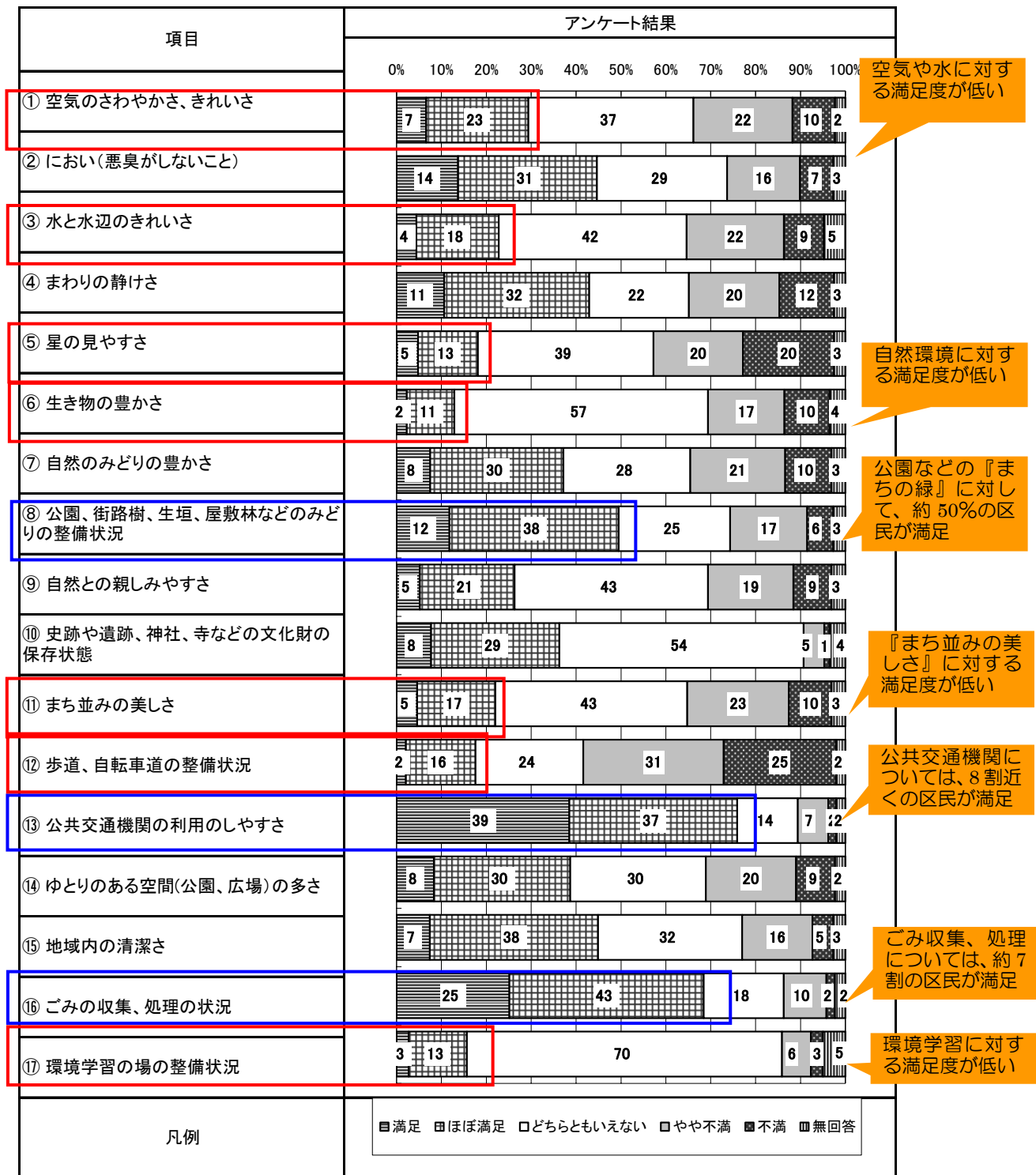
2人世帯、3人世帯が多い

設問⑤ 職業



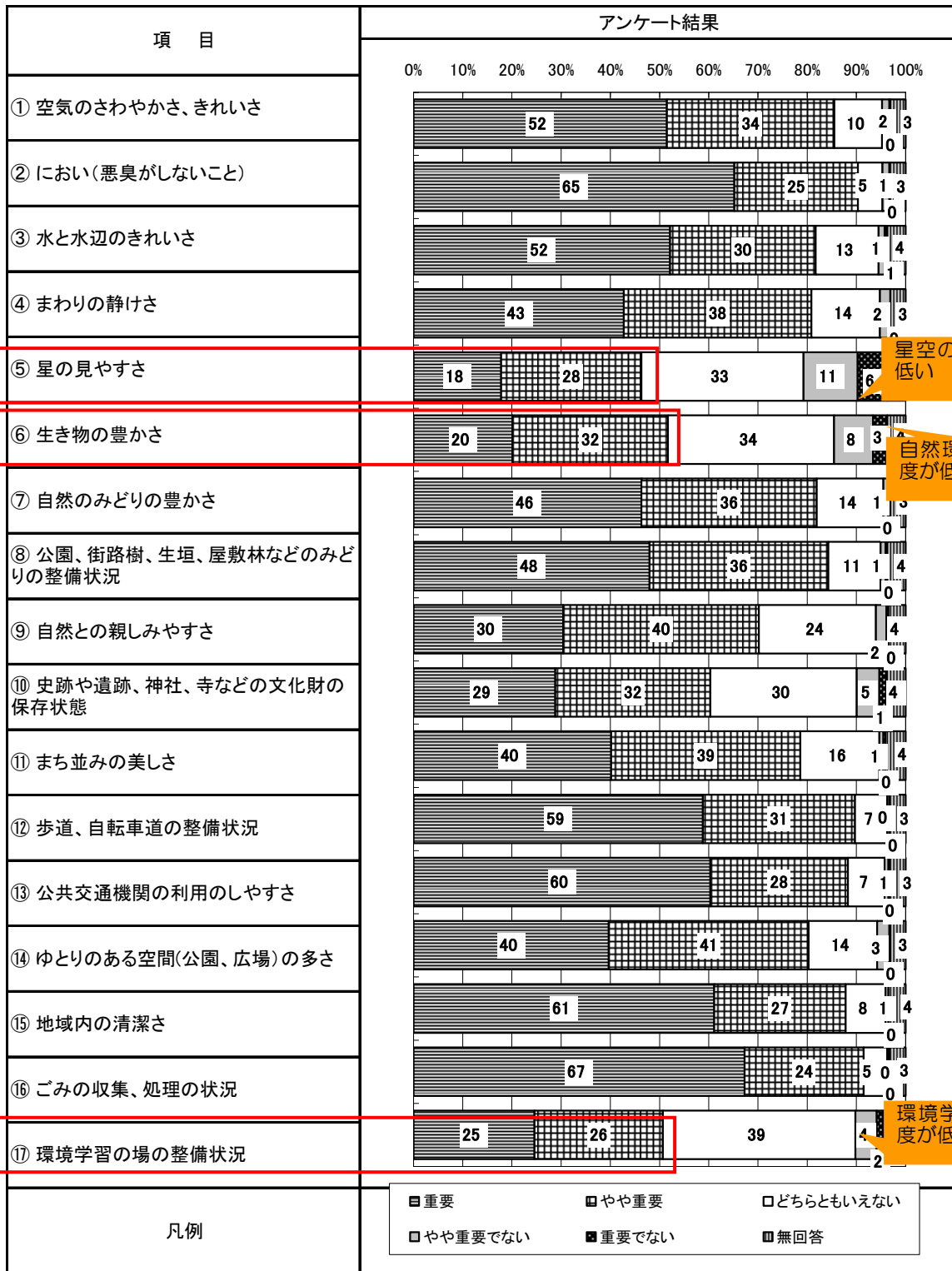
② 品川区の環境に対する「満足度」と「重要度」

設問⑦-1 品川区の環境に対する満足度



- ※ 図中表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。
- ※ 図中の は、満足度50%以上(満足+ほぼ満足)の項目を示す。
- ※ 図中の は、満足度30%以下(満足+ほぼ満足)の項目を示す。

設問⑦-2 品川区の環境の重要度



星空の重要度が低い

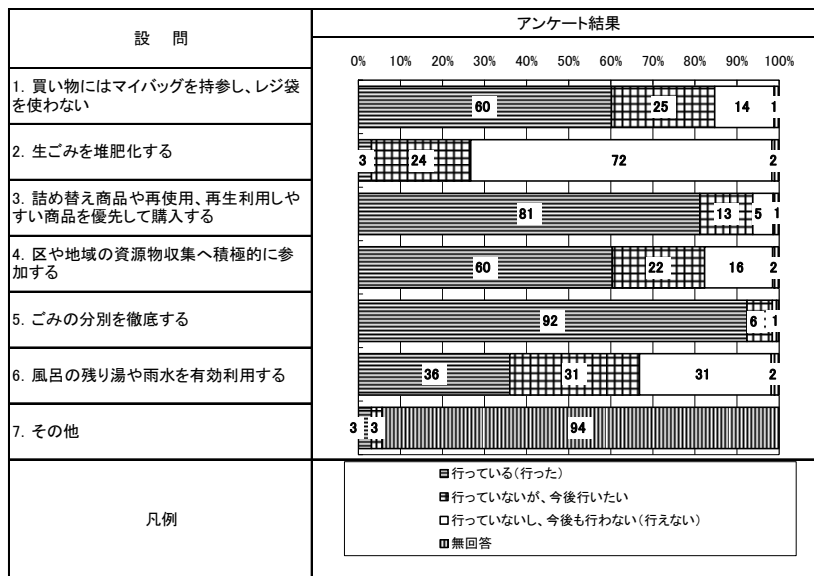
自然環境の重要度が低い

環境学習の重要度が低い

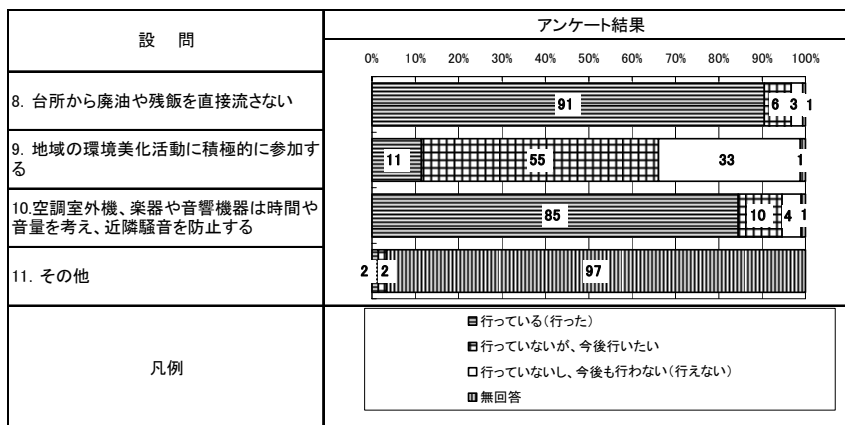
※ 図中に表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。
 ※ 図中の は、重要度60%以下(重要+やや重要)の項目を示す。

③ 区民の環境保全活動への取り組み状況

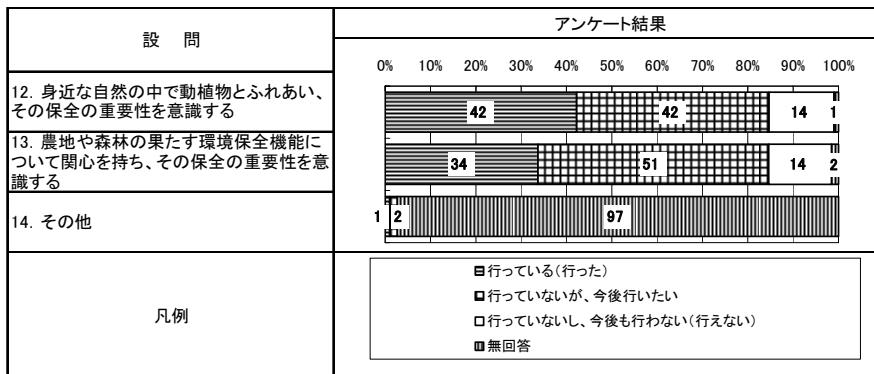
設問⑧-1 ごみの減量やリサイクル等に関する取り組み状況



設問⑧-2 生活環境の保全に関する取り組み状況

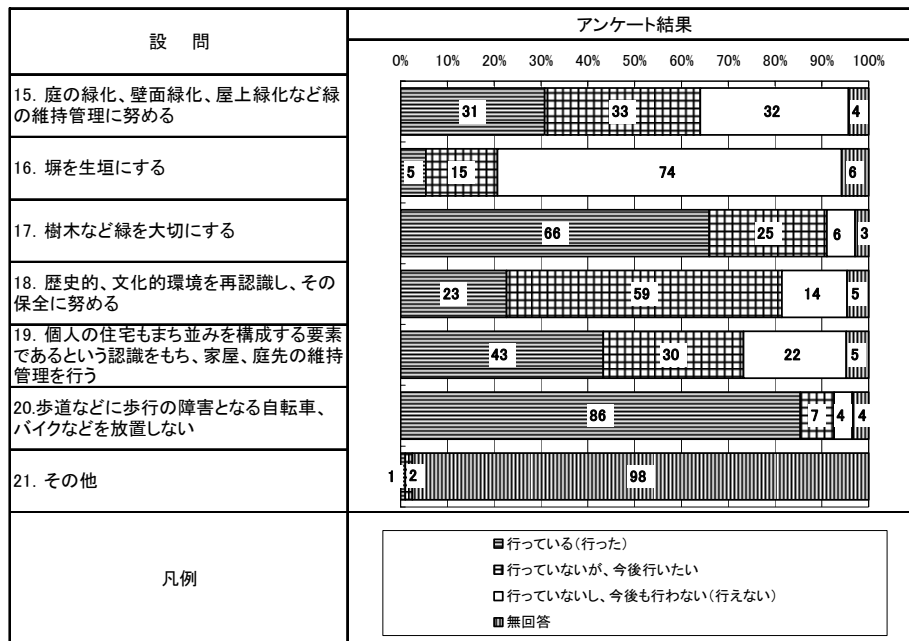


設問⑧-3 自然環境の保全に関する取り組み状況

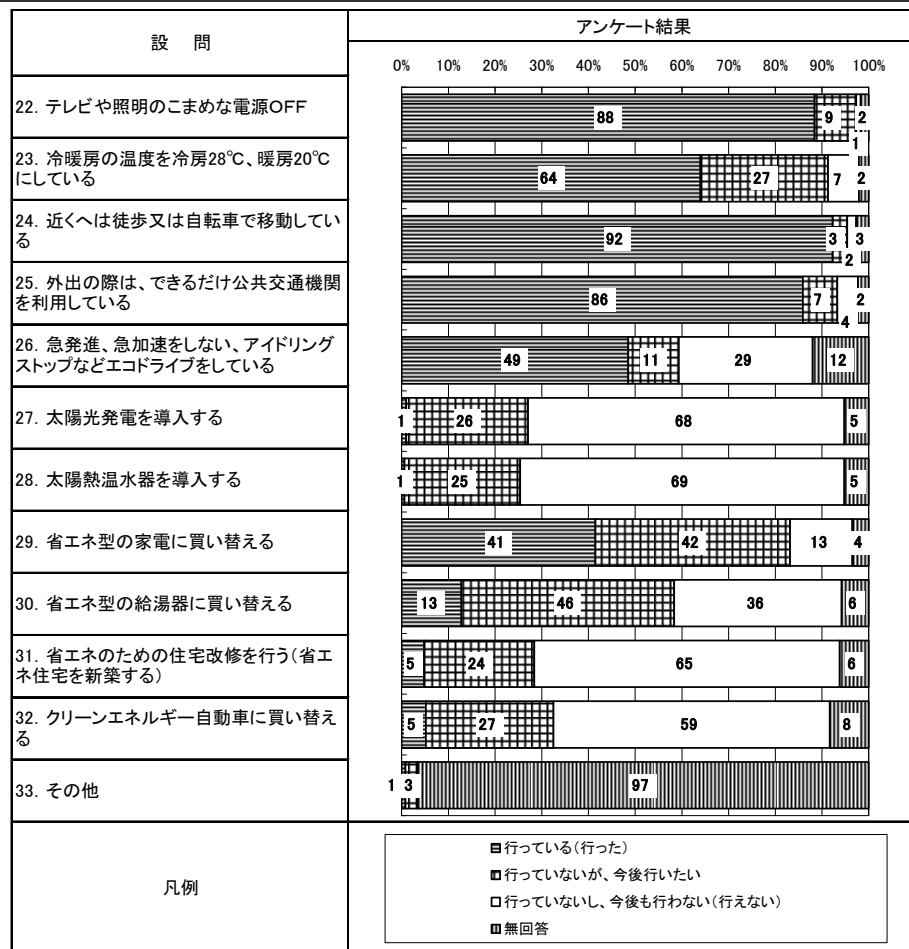


※ 図中表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

設問⑧-4 まちのみどりや快適な生活空間の保全に関する取り組み状況

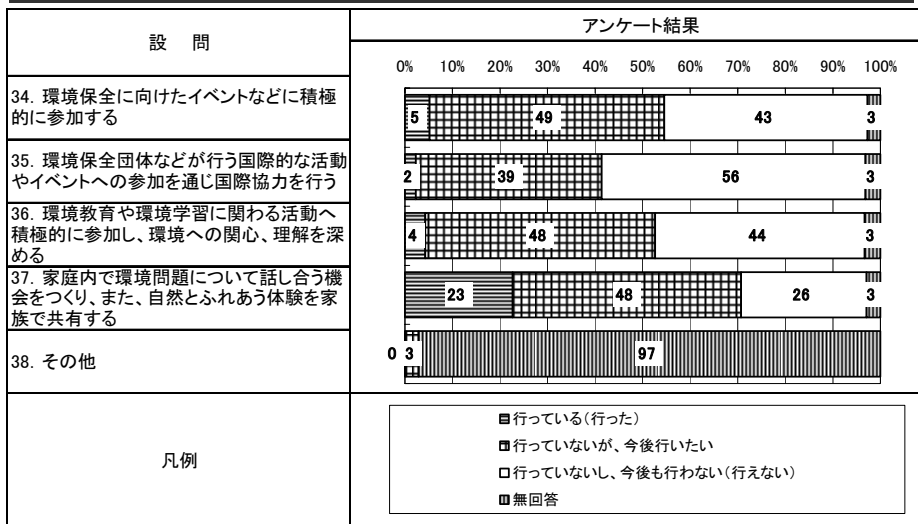


設問⑧-5 地球温暖化の防止に関する取り組み状況



※ 図中に表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

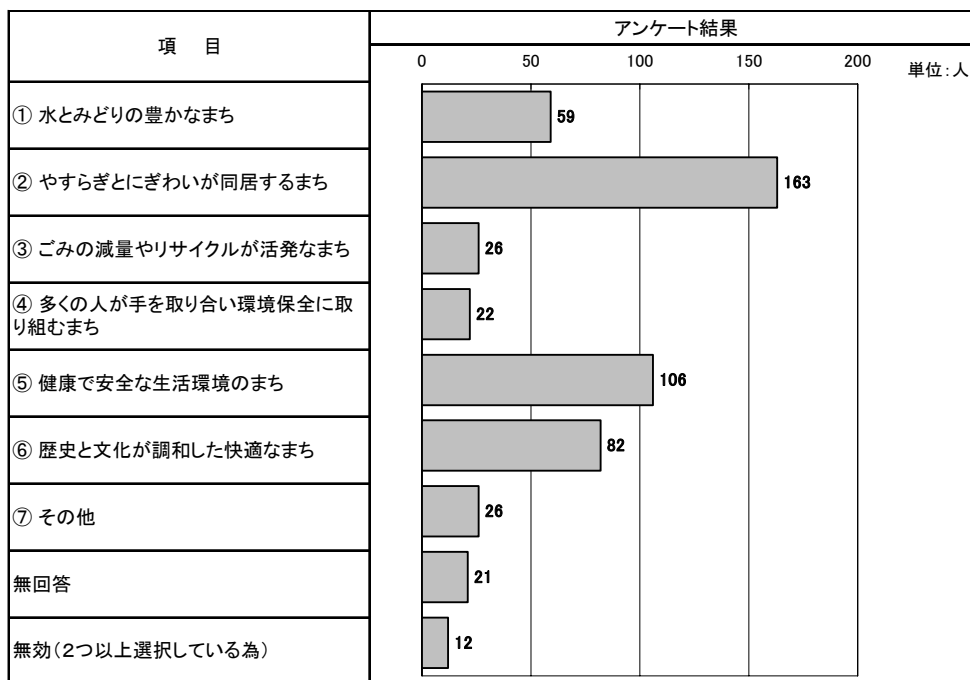
設問⑧-6 地域の環境活動や環境学習等への取り組み状況



※ 図中に表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

④ 区民が感じる品川らしさ

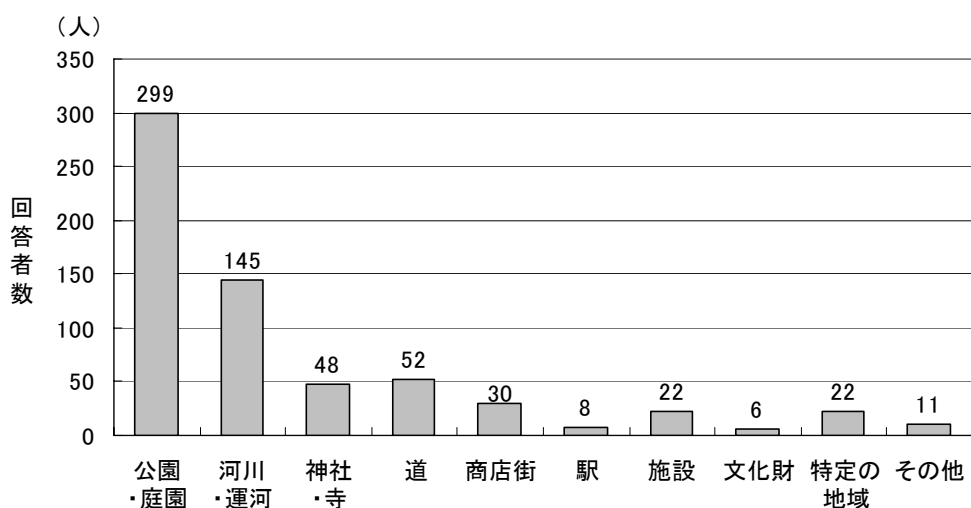
設問⑨ 区民が「品川らしい」と感じるフレーズ



⑤ 区民にとっての大切な環境

設問⑩ 未来に残したい「大切な環境」(回答者数上位 10 箇所)

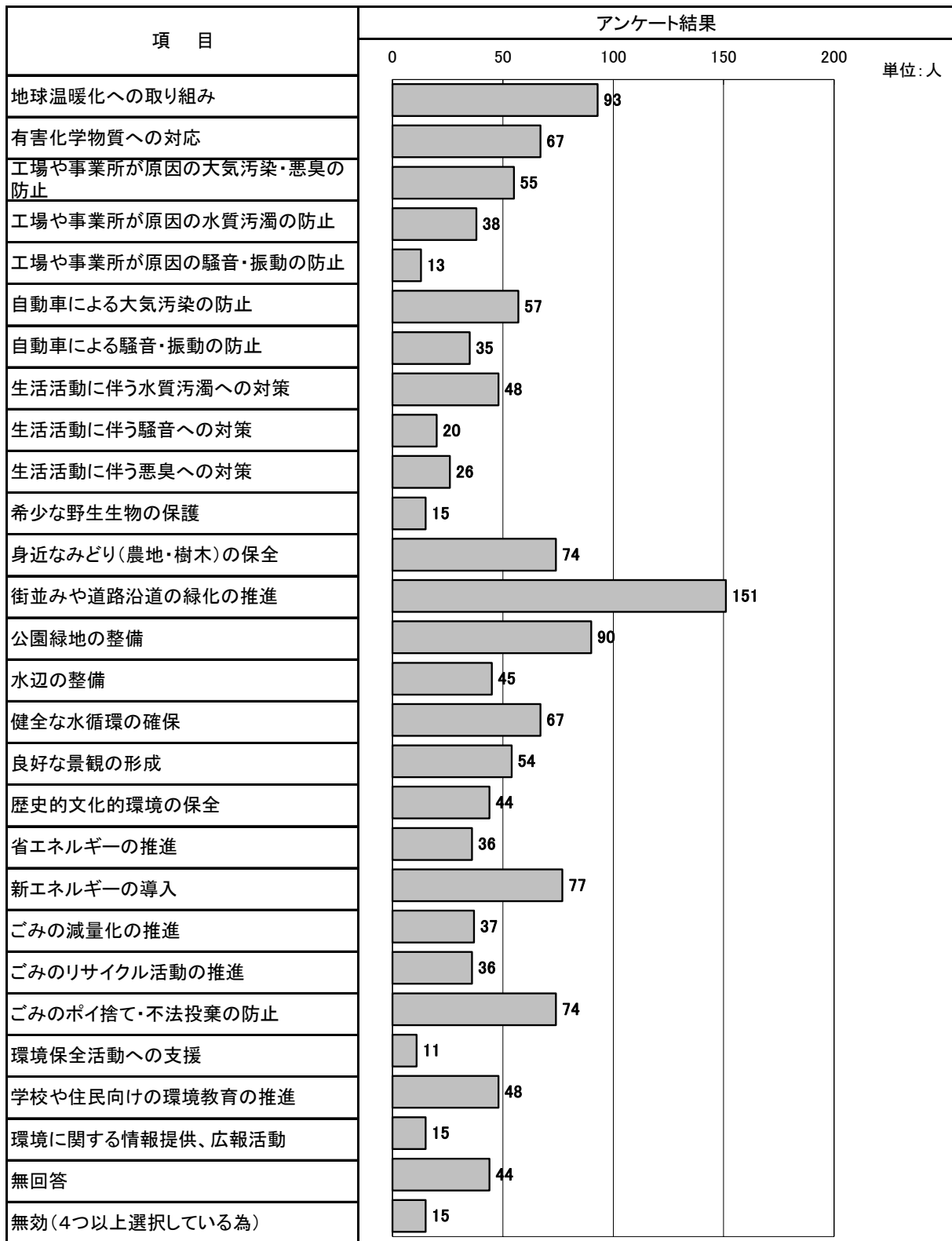
No	名称	主な理由	人
1	目黒川及びその沿道	・桜並木が美しい ・水辺の散歩が気持ちよい ・桜の季節は来訪者でにぎわう	96
2	林試の森公園	・緑が豊かで、森林を感じられる憩いの場 ・子供から大人まで楽しめる	75
3	戸越公園	・豊かな緑の中で、安らぎを感じられる ・歴史を感じられる庭園	65
4	旧東海道・品川宿	・歴史のある街道だから ・歴史を感じることの出来る街並み	37
5	しながわ区民公園	・緑が豊かで自然と触れ合える ・バーベキュー設備やスポーツ施設がある	36
6	大井ふ頭中央海浜公園	・スポーツができる ・水辺で野鳥観察など、自然に触れ合える ・釣りや散策を楽しめる	23
7	立会川及び沿道	・桜並木が美しい	20
8	池田山公園	・歴史を感じさせる日本庭園 ・水と緑が豊かにある	20
9	品川神社	・歴史があり、緑が豊か ・日頃から街の人たちの生活と密着した場所	18
10	戸越銀座商店街	・活気がある、昔ながらの商店街	13



設問⑩ 未来に残したい「大切な環境」(種類別回答者数)

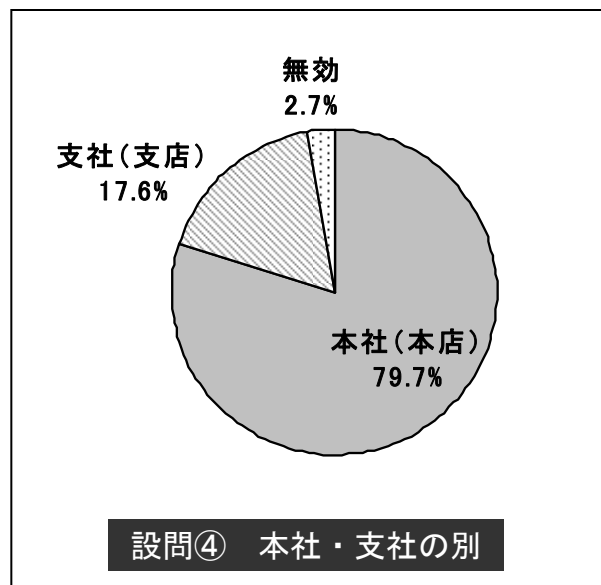
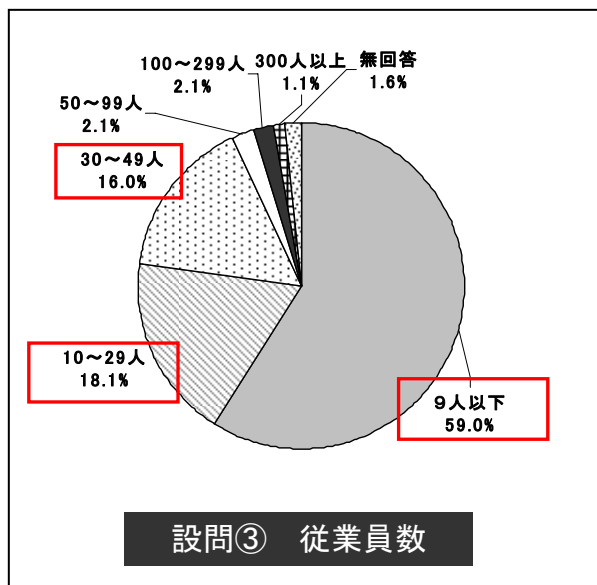
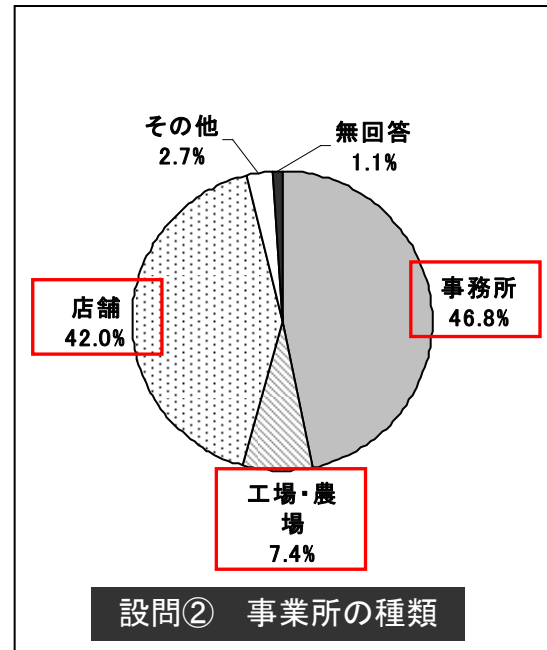
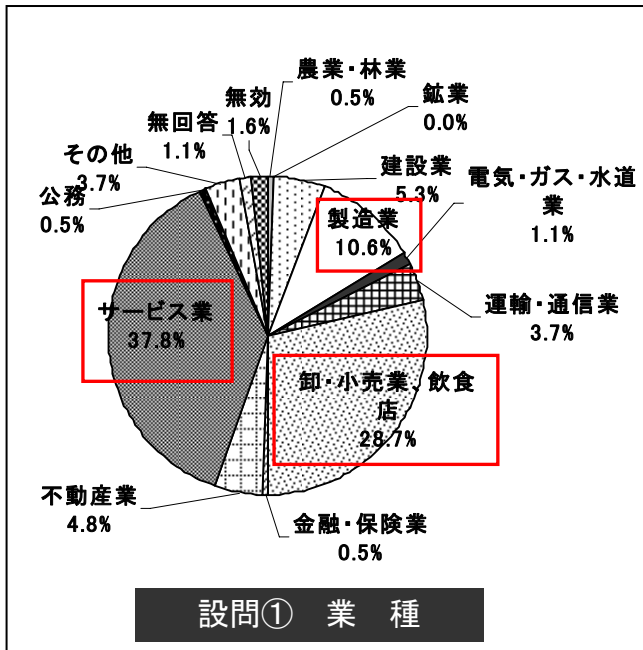
⑥ 区の環境行政に望む取り組み

設問⑪ 区が優先的に取り組むべき環境保全の取り組み



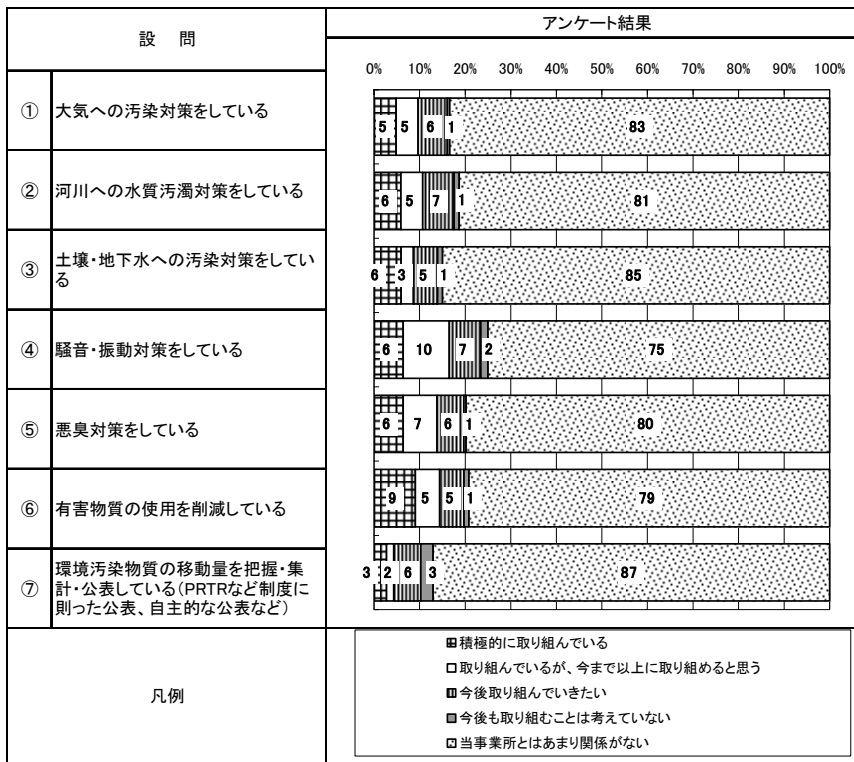
(2) 事業者アンケートの結果

① 回答者の属性

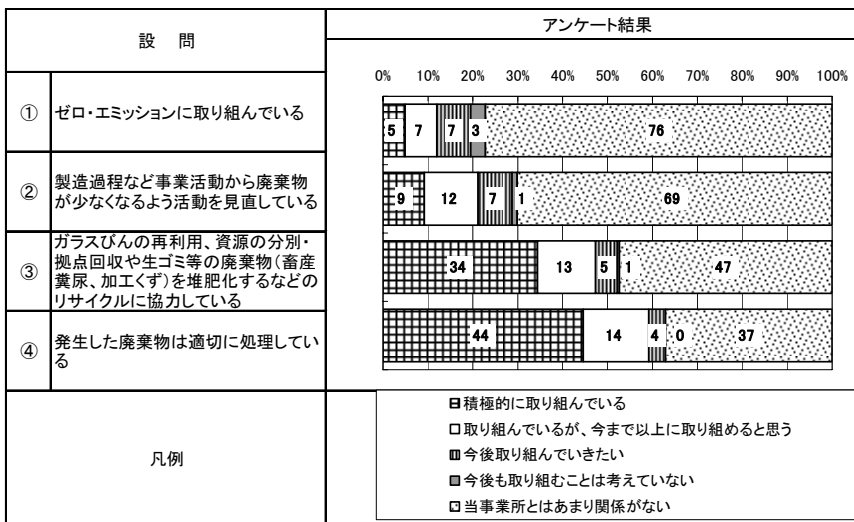


② 環境保全活動への取り組み状況

設問⑤ 環境保全対策の実施状況

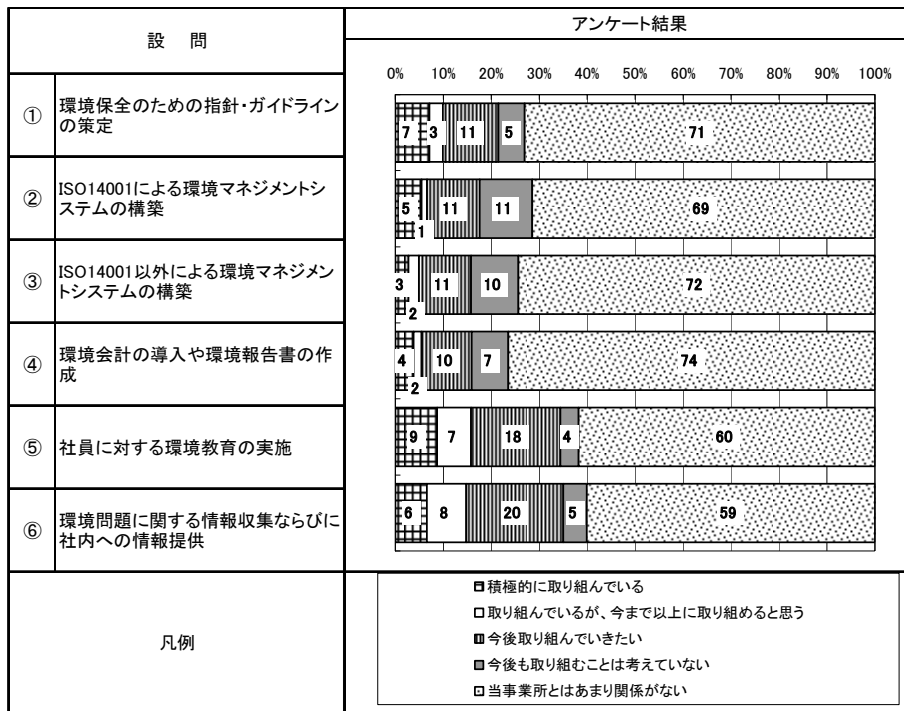


設問⑥ 廃棄物の減量・リサイクルへの取り組み状況

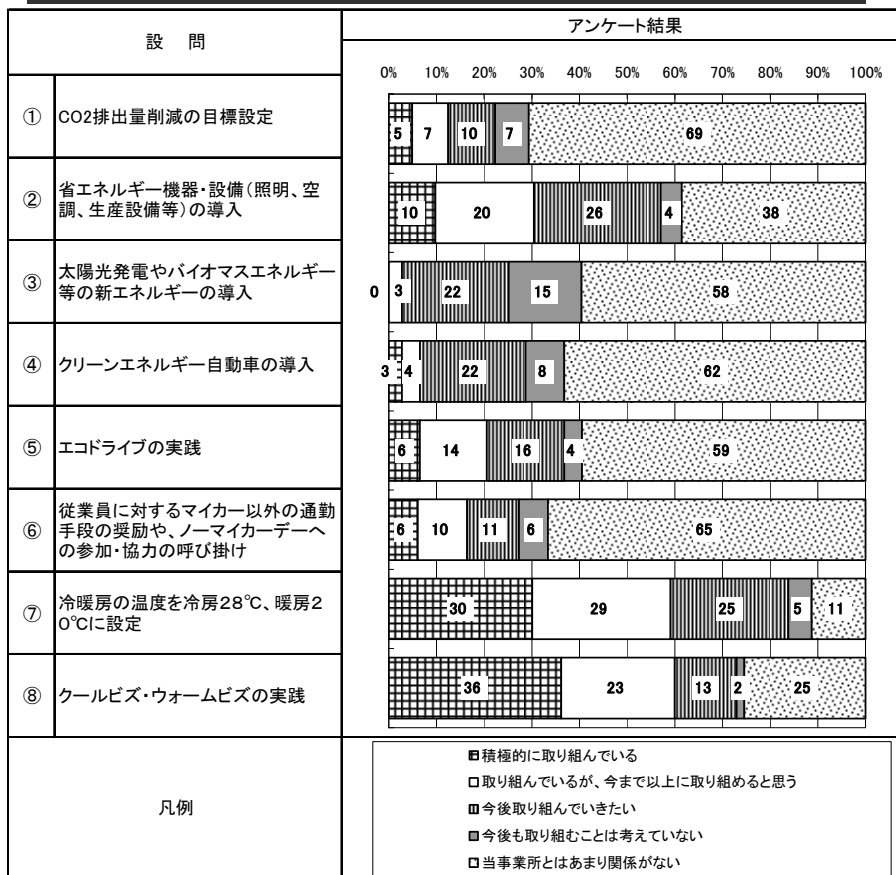


※ 図中に表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

設問⑦（総括） 環境管理への取り組み状況

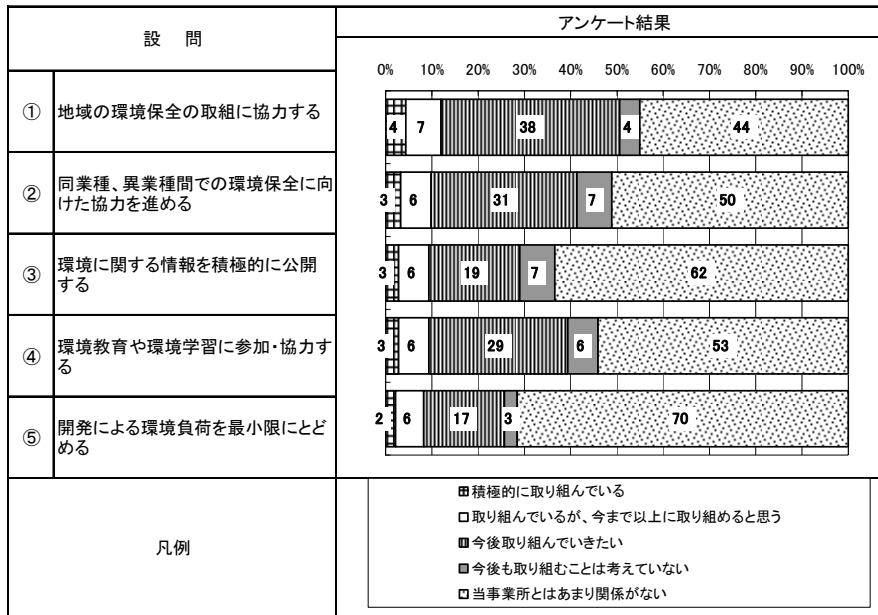


設問⑧ 地球温暖化防止への取り組み状況

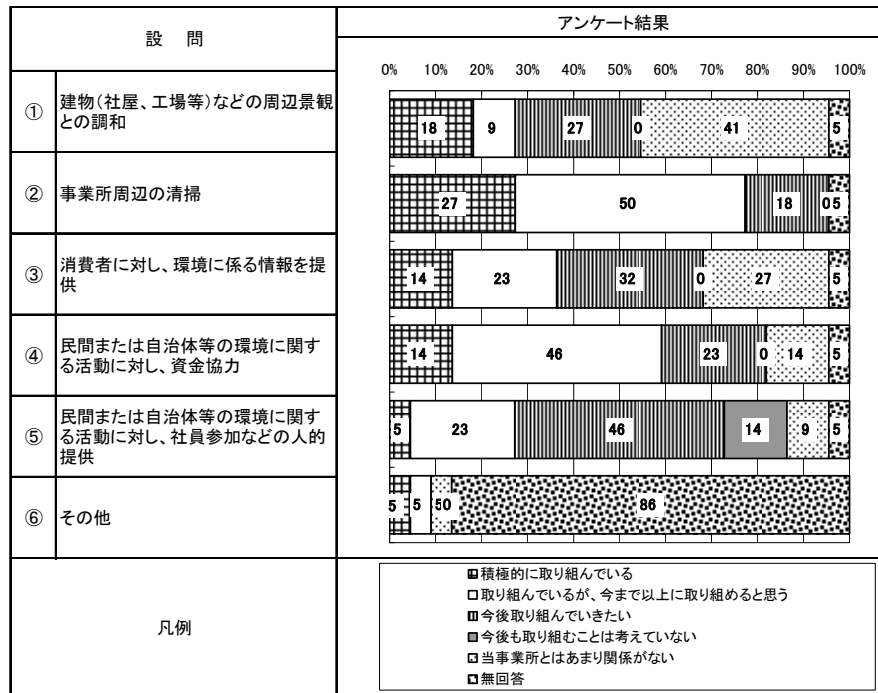


※ 図中表示した割合（％）は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

設問⑨-1 環境保全に関わる地域貢献や環境学習等への取り組み状況



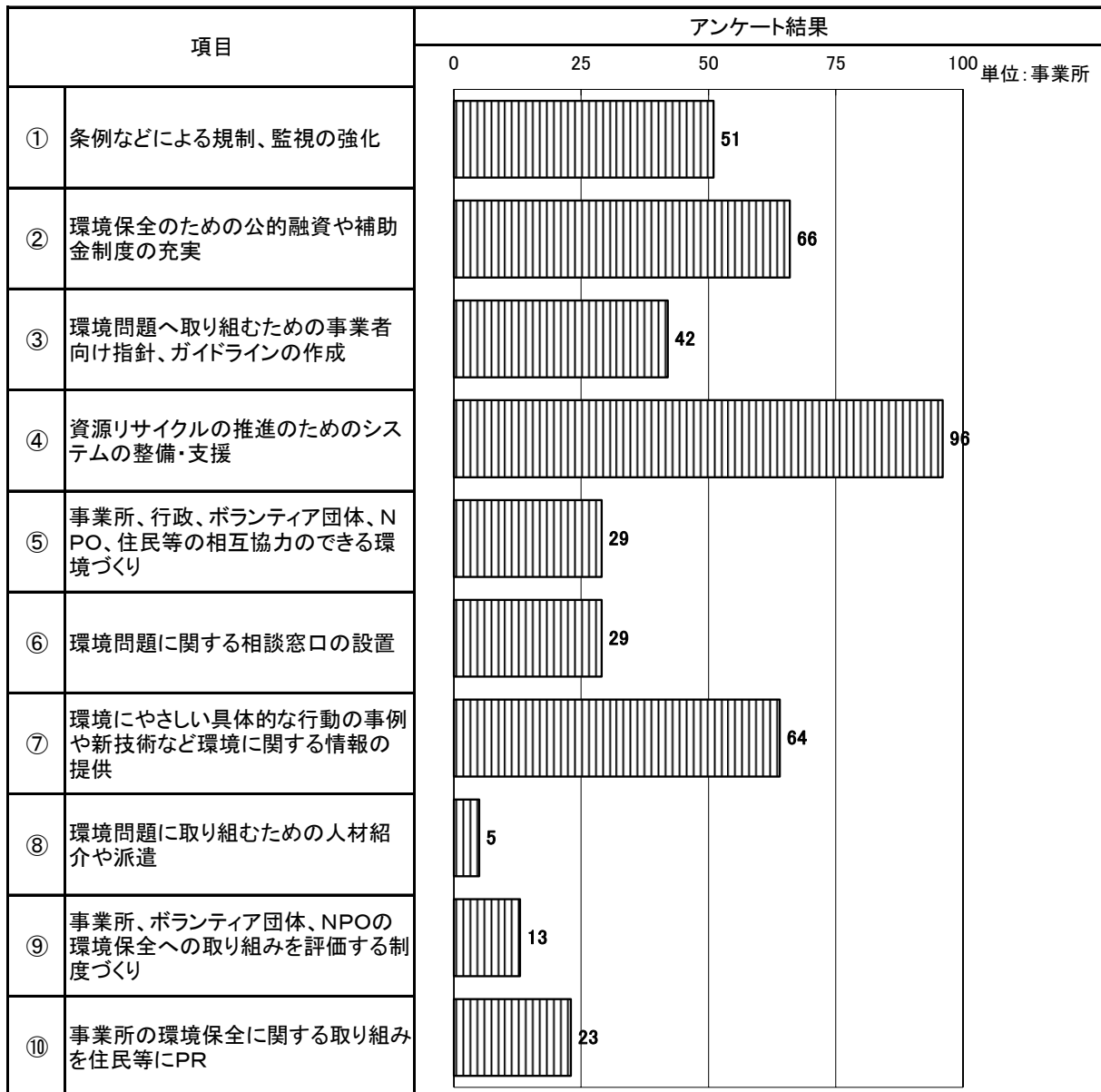
設問⑨-2 地域の環境保全活動の取り組み内容



※ 図中に表示した割合(%)は四捨五入しているため、各項目の合計値が100%にならない場合がある。

③ 区の環境行政に望む取り組み

設問⑩ 事業者が区に望む取り組み



※ 本設問は、3つまでの複数回答としたものである。

(3) 区民アンケート用紙

(1) あなた自身について

設問1 あなたの性別についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

男	女
1	2

設問2 あなたの年齢についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上
1	2	3	4	5	6	7

設問3 あなたのお住まいの地区についてお尋ねします。該当する箇所に○をつけてください。

品川地区	大井地区	荏原地区	八潮地区
1	2	3	4
			5

※地区名がわからない場合は、町名を記入してください。()

設問4 あなたは品川区にお住まいになって、何年(通算)になりますか? 該当する番号に○をつけてください。

2年未満	2～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年以上
1	2	3	4	5

品川区の環境に関する意識調査のお願い

日頃、品川区政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、区では「品川区環境計画」(平成15年8月策定)に基づき環境の保全と創造に取り組んでおりますが、本計画が平成24年度で終了することを受け、このたび新たに「第二次品川区環境計画」を策定することとなりました。

本計画の策定にあたっては、区民のみなさまの環境に対するご意見を伺い、この計画に反映させたいと考えております。

大変お手数ですが、このアンケートの目的・趣旨をご理解の上、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

平成24年5月
品川区 都市環境事業部 環境課

【このアンケートについて】

- ◆このアンケートは、区内にお住まいの方から無作為に1,500名を選ばせていただき、ご協力をお願いしています。
- ◆回答は、このアンケート調査票に直接ご記入ください。(あてはまる番号に○をつけるか、回答欄にご記入ください。)
- ◆アンケートにお答えいただいた内容については、本計画の策定以外の目的に使用することはありません。また、結果は統計的に処理いたしますので、ご回答いただいた方に迷惑をお掛けすることはありません。
- ◆ご回答いただいたアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れて**6月4日(月)までに**ご返函ください。なお、返信用封筒に切手は不要です。

【お問い合わせ先】
品川区都市環境事業部環境課
電話：03-5742-6749
受付時間：平日 午前9時～午後5時

【設問】 あなたのご職業についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

職業の種類	回答欄
農・畜産業・林業・漁業の従事者	1
会社員・会社役員	2
自営業主〔小規模な〕工務主、商店主、個人企業経営者) 及びその手伝い	3
自由業 (弁護士、公認会計士、開業医、僧侶、神職、芸術家、コンサルタントなど)	4
教員	5
職員以外の公務員 (官公庁職員、官公立の病院又は学校などの職員)	6
団体職員	7
専業主婦・主夫	8
パート・アルバイト (学生を除く)	9
学生	10
無職	11
その他 ()	12

【設問】 あなたの家の居住者人数はあなたを含め何人ですか? 該当する番号に○をつけてください。

家の居住者人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
回答欄	1	2	3	4	5	6	7	8

(2) 環境の現状認識

【設問】 品川区の環境についてお尋ねします。

項目ごとにあなたの「満足度」及び「重要度」について、それぞれ最も近い答えを1つずつ選び、番号に○をつけて下さい。

ご回答上の注意点

○満足度：各項目について、あなたがどの程度満足しているかをご回答下さい。
○重要度：各項目がどの程度重要かについて、他の項目と比較しながらご回答下さい。

＜満足度＞		項目	＜重要度＞							
満足	どちらともいえない		重要	どちらかや重要でない						
1	2	3	4	5	① 空気のさわやかさ、きれいさ	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	② におい(悪臭)がないこと	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	③ 水と水辺のきれいさ	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	④ まわりの静けさ	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑤ 車の見やすさ	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑥ 生き物の豊かさ	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑦ 自然のみどりの豊かさ	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑧ 公園、街路樹、生垣、屋敷林などのみどりの整備状況	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑨ 自然との親しみやすさ	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑩ 東郷や覆鉢、神社、寺などの文化財の保存状態	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑪ まち並みの美しさ	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑫ 歩道、自転車道の整備状況	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑬ 公共交通機関の利用のしやすさ	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑭ ゆどりのある公園(公園、広場)の多さ	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑮ 地域内の清潔さ	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑯ ごみの収集、処理の状況	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5	⑰ 環境学習の場の整備状況	1	2	3	4	5

(3) 保全活動の状況

設問8 あなたが（または、あなたのご家庭で）日頃行っている、または、関心がある取組についてお尋ねします。項目ごとに最も近い答えを1つずつ選び、該当する番号に○をつけてください。

保全活動の種類	行っている (行った)	行っていないが、今後 行いたい	行っていないし、今後 行わない (行えない)
● 循環型社会の構築			
1. 買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋を使わない	1	2	3
2. 生ごみを堆肥化する	1	2	3
3. 詰め替え商品や再利用、再生利用しやすい商品を優先して購入する	1	2	3
4. 区や地域の資源物収集へ積極的に参加する	1	2	3
5. ごみの分別を徹底する	1	2	3
6. 風呂の残り湯や雨水を有効利用する	1	2	3
7. その他()	1	2	
● 良好で安全な生活環境の確保			
8. 台所から廃油や残飯を直接流さない	1	2	3
9. 地域の環境美化活動に積極的に参加する	1	2	3
10. 空調室外機、楽器や音響機器は時間や音量を考え、近隣騒音を防止する	1	2	3
11. その他()	1	2	
● 質の高い自然環境の確保			
12. 身近な自然の中で動植物とふれあい、その保全の重要性を意識する	1	2	3
13. 農地や森林の果たす環境保全機能について関心を持ち、その保全の重要性を意識する	1	2	3
14. その他()	1	2	

保全活動の種類	行っている (行った)	行っていないが、今後 行いたい	行っていないし、今後 行わない (行えない)
● 快適な環境の創造			
15. 庭の緑化、壁面緑化、屋上緑化など緑の維持管理に努める	1	2	3
16. 卵を生垣にする	1	2	3
17. 樹木など緑を大切にす	1	2	3
18. 歴史的、文化的環境を再認識し、その保全に努める	1	2	3
19. 個人の住宅もまち並みを構成する要素であるという認識を持ち、家屋、庭先の維持管理を行う	1	2	3
20. 歩道などに歩行の障害となる自転車、バイクなどを放置しない	1	2	3
21. その他()	1	2	
● 地球温暖化の防止			
22. テレビや照明のこまめな電源OFF	1	2	3
23. 冷蔵庫の温度を冷房28℃、暖房20℃にしている	1	2	3
24. 近くへは徒歩又は自転車で移動している	1	2	3
25. 外出の際は、できるだけ公共交通機関を利用している	1	2	3
26. 急発進、急加速をしない、アイドリングストップなどエコドライブをしている	1	2	3
27. 太陽光発電を導入する	1	2	3
28. 太陽熱温水器を導入する	1	2	3
29. 省エネ型の家電に買い替える	1	2	3
30. 省エネ型の給湯器に買い替える	1	2	3
31. 省エネのための住宅改修を行う（省エネ住宅を新築する）	1	2	3
32. クリーニングエネルギー自動車に買い替える	1	2	3
33. その他()	1	2	
● 環境の保全と創造のための仕組みづくり			
34. 環境保全に向けたイベントなどに積極的に参加する	1	2	3
35. 環境保全団体などが行う国際的な活動やイベントへの参加を通じ国際協力を行う	1	2	3
36. 環境教育や環境学習に関わる活動へ積極的に参加し、環境への関心、理解を深める	1	2	3
37. 家庭内で環境問題について話し合う機会をつくり、また、自然とふれあう体験を家族で共有する	1	2	3
38. その他()	1	2	

(4) 「品川らしさ」について

設問9 あなたが考える、「品川らしさ」についてお答え下さい。
第二次品川区環境計画の策定に当たり、「品川らしい」「品川らしさ」と感じられるフレイズを、①～⑦の中から1つ選択し
て、該当する番号に○をつけてください。また、①～⑦に当てはるものが無い場合には、⑦
にあなたがお考えになる品川らしさを記入して下さい。

項目	回答欄
① 水とみどりの豊かなまち	1
② やすらぎとにぎわいが同居するまち	2
③ ごみの減量やリサイクルが活発なまち	3
④ 多くの人が手を取り合い環境保全に取り組みまち	4
⑤ 健康で安全な生活環境のまち	5
⑥ 歴史と文化が調和した快適なまち	6
⑦ その他 ()	7

(5) 品川区に残したい環境

設問10 あなたが考える、品川区の後世に残したい環境をお答えください。
具体的にその名称(場所)と残したい理由について、3箇所まで記入してください。

① 名称(場所)	理由
② 名称(場所)	理由
③ 名称(場所)	理由

例) 名称：○○川、理由：水辺を散歩できる
※名称や場所は、位置がわかるように(所在地など)出来るだけ詳細に記入してください。

(6) 品川区の環境行政に対するご意見等

設問11 品川区が優先的に取り組む必要があると思われるものを3つまで選び、該当する番号に○をつけてください。

項目	回答欄
地球温暖化への取組	1
有害化学物質への対応	2
工場や事業所が原因の大気汚染・悪臭の防止	3
工場や事業所が原因の水質汚濁の防止	4
工場や事業所が原因の騒音・振動の防止	5
自動車による大気汚染の防止	6
自動車による騒音・振動の防止	7
生活活動に伴う水質汚濁への対策	8
生活活動に伴う騒音への対策	9
生活活動に伴う悪臭への対策	10
希少な野生生物の保護	11
身近なみどり(農地・樹木)の保全	12
街並みや道路沿道の緑化の推進	13
公園緑地の整備	14
水辺の整備	15
健全な水循環の確保	16
良好な景観の形成	17
歴史的文化的環境の保全	18
省エネルギーの推進	19
新エネルギーの導入	20
ごみの減量化の推進	21
ごみのリサイクル活動の推進	22
ごみのホイ捨て・不法投棄の防止	23
環境保全活動への支援	24
学校や住民向けの環境教育の推進	25
環境に関する情報提供、広報活動	26

設問12 品川区の環境についてご意見・ご要望等がありましたら、自由に記入してください。

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございます。

(5) 事業者アンケート用紙

品川区の環境に関する意識調査のお願い

日頃、品川区政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、区では「品川区環境計画」(平成15年8月策定)に基づき環境の保全と創造に取り組んでおりますが、本計画が平成24年度で終了することを受け、このたび新たに「第二次品川区環境計画」を策定することとなりました。

本計画の策定にあたっては、事業者のみなさまの環境に対するご意見を伺い、この計画に反映させたいと考えております。

大変お手数ですが、このアンケートの目的、趣旨をご理解の上、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

平成24年5月
品川区 都市環境事業部 環境課

【このアンケートについて】

- ◆このアンケートは、区内に所在している事業者の方から無作為に500事業者を選ばせていただき、ご協力をお願いしています。
- ◆回答は、この資料の次頁から始まる回答欄に直接ご記入ください。(あてはまる番号に○をつけるか、回答欄にご記入ください。)
- ◆アンケートにお答えいただいた内容については、本計画の策定以外の目的に使用することはありません。また、結果は統計的に処理いたしますので、ご回答いただいた方にご迷惑をお掛けすることもありません。
- ◆ご回答いただいたアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れて**6月4日(月)まで**にご投函ください。なお、返信用封筒に切手は不要です。

【お問い合わせ先】
品川区都市環境事業部環境課
電話：03-5742-6749
受付時間：平日 午前9時～午後5時

1 (事業所)

(1) 貴事業所について

設問1 貴事業所の業種についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>項目</th><th>回答欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>農業・林業</td><td style="text-align: center;">1</td></tr> <tr><td>鉱業</td><td style="text-align: center;">2</td></tr> <tr><td>建設業</td><td style="text-align: center;">3</td></tr> <tr><td>製造業</td><td style="text-align: center;">4</td></tr> <tr><td>電気・ガス・水道業</td><td style="text-align: center;">5</td></tr> </tbody> </table>	項目	回答欄	農業・林業	1	鉱業	2	建設業	3	製造業	4	電気・ガス・水道業	5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>項目</th><th>回答欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>運輸・通信業</td><td style="text-align: center;">6</td></tr> <tr><td>卸・小売業、飲食店</td><td style="text-align: center;">7</td></tr> <tr><td>金融・保険業</td><td style="text-align: center;">8</td></tr> <tr><td>不動産業</td><td style="text-align: center;">9</td></tr> <tr><td>サービス業</td><td style="text-align: center;">10</td></tr> </tbody> </table>	項目	回答欄	運輸・通信業	6	卸・小売業、飲食店	7	金融・保険業	8	不動産業	9	サービス業	10	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>項目</th><th>回答欄</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>公務</td><td style="text-align: center;">11</td></tr> <tr><td>その他()</td><td style="text-align: center;">12</td></tr> </tbody> </table>	項目	回答欄	公務	11	その他()	12
項目	回答欄																															
農業・林業	1																															
鉱業	2																															
建設業	3																															
製造業	4																															
電気・ガス・水道業	5																															
項目	回答欄																															
運輸・通信業	6																															
卸・小売業、飲食店	7																															
金融・保険業	8																															
不動産業	9																															
サービス業	10																															
項目	回答欄																															
公務	11																															
その他()	12																															

設問2 貴事業所 (このアンケートが届いた所) の種類についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

項目	回答欄
事務所	1
工場・農場	2
店舗	3
その他()	4

設問3 貴事業所 (このアンケートが届いた所) の従業員数 (パート・アルバイト等を含む) についてお尋ねします。該当する番号に○をつけてください。

従業員数	1	2	3	4	5	6
5人以下	6-9人	10-49人	50-99人	100-299人	300人以上	
回答欄	1	2	3	4	5	6

設問4 貴事業所 (このアンケートが届いた所) は本社 (本店) ですか? それとも支社 (支店) ですか? 該当する番号に○をつけてください。

本社・支社の別	本社 (本店)	支社 (支店)
回答欄	1	2

※以下、このアンケートが届いた事業所または事務所等の取組等をお尋ねください。

2

(2) 保全活動の状況

設問9 貴事業所における**環境保全対策の取組状況**について、項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	回答欄			当事業所とはあまり関係がない	
		積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今更に取り組んでいきたいと思います	今後取り組んでいきたいと思います		
①	大気への汚染対策をしている	1	2	3	4	5
②	河川への水質汚濁対策をしている	1	2	3	4	5
③	土壌・地下水への汚染対策をしている	1	2	3	4	5
④	騒音・振動対策をしている	1	2	3	4	5
⑤	悪臭対策をしている	1	2	3	4	5
⑥	有害物質の使用を削減している	1	2	3	4	5
⑦	有害物質の移動量を把握・集計・公表している（PRTBなど制度に則った公表、自主的な公表など）	1	2	3	4	5

上記以外で取り組んでいる環境保全対策があれば、ご記入ください。

設問10 貴事業所から発生する**廃棄物の減量・リサイクルに対する取組**について、お尋ねします。項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	回答欄			当事業所とはあまり関係がない	
		積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今更に取り組んでいきたいと思います	今後取り組んでいきたいと思います		
①	ゼロ・エミッション*1に取り組んでいる	1	2	3	4	5
②	製造過程など事業活動から廃棄物が少なくなるよう活動を見直している	1	2	3	4	5
③	ガラスびんの再利用、資源の分別・拠点回収や生ゴミ等の廃棄物（産廃業界、加工くず）を堆肥化するなどのリサイクルに協力している	1	2	3	4	5
④	発生した廃棄物は適切に処理している	1	2	3	4	5

*1 ゼロ・エミッション：製造工程等から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなどし、全体での「廃棄物ゼロ」を目指す生産システムのこと。

上記以外で取り組んでいる廃棄物の減量・リサイクルの取組があれば、ご記入ください。

設問7 貴事業所の**環境管理の取組状況**について、項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	回答欄			当事業所とはあまり関係がない	
		積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今更に取り組んでいきたいと思います	今後取り組んでいきたいと思います		
①	環境保全のための指針・ガイドラインの策定	1	2	3	4	5
②	ISO14001による環境マネジメントシステム*2の構築	1	2	3	4	5
③	ISO14001以外による環境マネジメントシステム*2の構築	1	2	3	4	5
④	環境会計*3の導入や環境報告書*4の作成	1	2	3	4	5
⑤	社員に対する環境教育の実施	1	2	3	4	5
⑥	環境問題に関する情報収集ならびに社内への情報提供	1	2	3	4	5

*2 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、自主的に環境保全に関する取組を進めるための事業所内の体制や手続き等の仕組みのこと。代表的なものに、ISO14001、エコアクション21、エコスターなどがある。

*3 環境会計：事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果等を認識し、可能な限り定量的（貨幣単位又は物理単位）に測定し伝達する仕組み。

*4 環境報告書：企業などの事業者が、原簿責任者のメッセージ（環境保全に関する方針・目標、計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等）、環境改善の低減に向けた取組の状況（CO₂排出量の削減、廃棄物の排出削減）等）について取りまとめた、名称や報告を発信する媒体を問わず、定期的に公表するもの。

環境管理について、上記以外で取り組んでいるものがあれば、ご記入ください。

設問8 貴事業所の地球温暖化対策への取組状況について、項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当該事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	回答欄				
		積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今以上に取組むことを考えていない	今後取り組むことは考えていない	当該事業所とはあまり関係がない	
①	CO ₂ 排出量削減の目標設定	1	2	3	4	5
②	省エネルギー機器・設備（照明、空調、生産設備等）の導入	1	2	3	4	5
③	太陽光発電やバイオマスエネルギー等の新エネルギーの導入	1	2	3	4	5
④	クリーンエネルギー自動車*の導入	1	2	3	4	5
⑤	エネドライブの実装	1	2	3	4	5
⑥	従業員に対するマイカー以外の通勤手段の奨励や、ノーマイカーへの参加・協力への呼びかけ	1	2	3	4	5
⑦	冷暖房の温度を冷房28℃、暖房20℃に設定	1	2	3	4	5
⑧	クールビズ・ウォームビズ*の実装	1	2	3	4	5

*5 クリーンエネルギー自動車：石油代替エネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで排気ガスを全く排出しない、又は排出しても量が少ない車のこと。
 電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車、メタン自動車、水素自動車、燃料電池車がある。
 *6 クールビズ・ウォームビズ：クールビズとは、たとえばノーネクタイなど、軽装等のビジネススタイルのこと。ウォームビズとは、腰際に着る通ぎす、暖かく履きやすいビジネススタイルのこと。

地球温暖化対策について、上記以外で取り組んでいるものがあれば、ご記入ください。

設問9 貴事業所の環境保全と創価のための仕組みづくりに関する取組について、お尋ねします。
 (1) 項目ごとに答えを1つずつ選んで、該当する番号に○をつけてください。業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当該事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	回答欄				
		積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今以上に取組むことを考えていない	今後取り組むことは考えていない	当該事業所とはあまり関係がない	
①	地域の環境保全の取組に協力する	1	2	3	4	5
②	同業種、異業種間での環境保全に向けた協力を進める	1	2	3	4	5
③	環境に関する情報を積極的に公開する	1	2	3	4	5
④	環境教育や環境学習に参加・協力する	1	2	3	4	5
⑤	開業による環境負荷を最小限にとどめる	1	2	3	4	5

(2) (1)の「① 地域の環境保全の取組に協力する」で「積極的に取り組んでいる」、「取り組んでいるが、今以上に取組むことを思う」と回答した方にお尋ねします。取組の具体的な内容について、各項目の該当する番号に○をつけてください。業務上必要のない項目、または、不可能な項目については、「当該事業所とはあまり関係がない」の欄に○をつけてください。

No.	項目	回答欄				
		積極的に取り組んでいる	取り組んでいるが、今以上に取組むことを思う	今後取り組むことは考えていない	当該事業所とはあまり関係がない	
①	建物（社屋、工場等）などの周辺景観との調和	1	2	3	4	5
②	事業所周辺の清掃	1	2	3	4	5
③	消費者に対し、環境に係る情報を提供	1	2	3	4	5
④	民間または自治体等の環境に関する活動に対し、資金協力	1	2	3	4	5
⑤	民間または自治体等の環境に関する活動に対し、社員参加などの人的提供	1	2	3	4	5
⑥	その他（ ）	1	2	3	4	5

設問10 貴事業所が品川区に望む環境保全に関する施策について、該当する番号に3つまで
○をつけてください。

No.	項目	回答欄
①	条例などによる規制、監視の強化	1
②	環境保全のための公的融資や補助金制度の充実	2
③	環境問題へ取り組みのための事業者向け指針、ガイドラインの作成	3
④	資源リサイクルの推進のためのシステムの整備・支援	4
⑤	事業所、行政、ボランティア団体、NPO、住民等の相互協力のできる環境づくり	5
⑥	環境問題に関する相談窓口の設置	6
⑦	環境にやさしい具体的な行動の事例や新技術など環境に関する情報の提供	7
⑧	環境問題に取り組むための人材紹介や派遣	8
⑨	事業所、ボランティア団体、NPOの環境保全への取組を評価する制度づくり	9
⑩	事業所の環境保全に関する取組を住民等にPR	10

そのほか品川区に望む環境保全に関する施策がありましたら、ご記入ください。

以上でアンケートは終了です。
ご協力ありがとうございました。

資料5 用語解説

■ア行

ウォームビズ	地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのことです。	p27
雨水浸透施設	雨水を地下に浸透しやすくする施設のことです。浸透ます、浸透管（浸透トレンチ）などがあります。雨水を地中に浸透させることで大雨による浸水被害の軽減や下水道管の負担軽減に役立てることができま	p47
エコアクション 21 (EA21)	環境省が創設した環境マネジメントシステムの規格のひとつです。ISO14001の規格を基本としていますが、中小事業者でも取り入れやすいようにするため、システムの構築がISO14001より容易なものとなっています。	p36
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素（CO ₂ ）や大気汚染物質の排出削減のための運転技術をさす概念。関係するさまざまな機関がドライバーに呼び掛けています。 主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の順守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などがあげられます。	p28
屋上緑化	建築物等の屋上などに植物を植えて緑化することを屋上緑化といいます。 緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減等の効果があります。	p49
温室効果ガス	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。 地球温暖化対策の推進に関する法律では、温室効果ガスを二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFC類）、パーフルオロカーボン類（PFC類）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）の6種類と定めています。	p10

■カ行

カーシェアリング	複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用することです。個人で所有するマイカーに対して、自動車の新しい所有・使用形態を提唱したシステムです。走行距離や利用時間に応じて課金されるため、適正な自動車利用を促し、公共交通など自動車以外の移手段の活用を促すとされています。自動車への依存が生んだ環境負荷の軽減や、交通渋滞の緩和、駐車場問題の解消、公共交通の活性化などが期待されています。	p38
化石燃料	石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限の燃料資源をいいます。化石燃料は、輸送や貯蔵が容易であることや大量のエネルギーが取り出せることなどから使用量が急増していますが、燃焼にもなって発生する硫酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっています。	p11
風の道	郊外から都市内に吹き込む風の通り道を作り、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができるよう、道路や建物の配置などを計画する考え方です。	p38

カーボンオフセット	省エネ活動を実行した上でもなお発生してしまう二酸化炭素(CO ₂)を、自然エネルギー事業や植林、森林保護の推進などによる二酸化炭素(CO ₂)排出量の削減・吸収量を用いて、打ち消したり、削減しようとするものです。	p35
環境基準	環境基本法により国が定めているもので、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされている基準のことです。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて基準が定められています。	p18
環境教育	国際的規範として評価されている、ベオグラード憲章では、環境教育の目標に関心、知識、態度、技術、評価、参加の6項目にまとめています。環境教育は一部の学校教育や社会教育にとどまるものではなく、生涯にわたってあらゆる主体に対して行われ、またその結果は、頭の中の知識に終わることなく何らかの環境を守る行動に移されることが求められています。	p5
環境マネジメントシステム	企業・組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減させることを目的とし、環境保全の方針や目標を定め、これを実行し、その結果を点検して方針等を見直すという、一連の管理の仕組みのことをいいます。 ISO14001は、平成8年9月に国際標準化機構(ISO)によって制定された環境マネジメントに関する国際規格のことで、環境マネジメントシステムの構築と運用を求める国際規格のことです。	p27
協働	区民、町会、自治会、NPO・ボランティア、学校、企業、区などの様々な主体がお互いの立場や特性を尊重しあいながら、連携、協力して継続的にまちづくりを進めていくことです。	p1
京都議定書	1997年12月京都で開催され、COP3で採択された気候変動枠組条約の議定書です。先進締約国に対し、2008～12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、52%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けています。	p10
クリーンエネルギー自動車	石油代替エネルギーを利用したり、ガソリンの消費量を削減したりすることで排気ガスを全く排出しない、または排出しても量が少ない車をクリーンエネルギー自動車といいます。 具体的には、電気自動車や天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車などが挙げられます。	p25
グリーン電力証書	自然エネルギーや再生可能エネルギーにより発電された電気の環境付加価値に対し、取引するための形をつけたものが「グリーン電力証書」であり、証書を保有する企業・団体は、記載されている発電電力量相当分の環境改善を行い、自然エネルギーの普及に貢献しています。	p60
景観法	日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律であり、日本初の景観に関する総合的な法律として平成16年に制定されました。 以下の内容が定められています。 (1) 良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務。 (2) 景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制。 (3) 景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全。 (4) 景観重要公共施設の景観計画に即した整備。 (5) 景観地区の指定等都市計画との調整。 (6) 景観協定、景観整備機構等の仕組み。	p21
コージェネレーション	燃料を用いた発電と同時に、排熱を利用した空調や給湯を行うシステムを指します。	p67
光化学オキシダント(Ox)	大気中の窒素酸化物や炭素水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起こしてつくられるオゾン等の酸化性物質の総称です。光化学オキシダントによる大気汚染は光化学スモッグといわれ、目がチカチカするといった人体的影響のほか、植物の葉の組織を破壊するなどの影響が指摘されています。	p18
国産間伐材	植林された森林を健全に育成するために伐採した国産の間伐材のことです。	p40

固定価格買取制度	Feed-in Tariffs (FIT、固定価格買取制度)とは、エネルギーの買い取り価格(タリフ)を法律で定める方式の助成制度です。主に再生可能エネルギーの普及拡大と価格低減の目的で用いられます。	p40
-----------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

■ サ行

再生可能エネルギー	自然界の中から繰り返し取り出すことのできるエネルギー(自然エネルギー)のことで、石油、石炭などの化石エネルギーと異なり二酸化炭素(CO ₂)を排出しないため、クリーンなエネルギーです。 具体的には、平成21年(2009年)7月に成立した「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(エネルギー供給構造高度化法)において、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、及びバイオマスが再生可能エネルギー源として規定されています。	p11
しながわ版家庭 ISO	学校を通じてチャレンジシートを配布し、家庭で4週間省エネ作戦に取り組むものです。	P36
省エネルギー機器	快適な生活を維持するためのエネルギーを消費する機器で、機能や効用を保持しながらエネルギー消費が減少するものを省エネルギー機器といいます。	p27
スマートコミュニティ	太陽光や風力など再生可能エネルギーの最大限活用に加え、エネルギーの消費を最小限に抑えていく社会を作るために有効なまちづくりの手段を言います。 具体的には、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、地域でエネルギーを有効活用する次世代の社会システムをいいます。	p38
スマートメーター	通信機能を備えた電メーターで、電力会社と需要者の間をつないで電力使用量などのデータをやり取りしたり、需要先の家電製品などと接続してそれを制御したりすることができるものを言います。 地域全体としての電力利用の最適化による省エネや、再生可能エネルギーの安定利用など、電力使用による環境負荷の低減を図るためには欠かせないものです。	p37
生物多様性	生物多様性については、さまざまな解釈がありますが、生物多様性基本法では「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義されています。 私たちは、生存していく上で生態系からさまざまな恩恵を受けています。従いまして、それを保全するだけでなく、その恩恵を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図る必要があります。	p1

■ タ行

太陽光発電	自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式のことです。光を電気信号に変換する光電素子を利用し、太陽光が当たったとき発生する電力をエネルギー源として使用できるようにしたものです。 現在実用化されている技術では、照射された太陽エネルギーの約15%を利用することができるものもあります。太陽光発電は、太陽エネルギーを電力に変換するため、汎用性が高く、また、太陽光さえ得られればどこでも発電できるというメリットがあります。	p25
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

窒素酸化物(NOx)	物が燃える際に空気中の窒素が酸素と結合して窒素酸化物が発生します。発電所や工場のボイラー、自動車のエンジンなどの高温燃焼の際に一酸化窒素(NO)が発生し、これが酸化されて安定な二酸化窒素(NO ₂)となります。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて、窒素酸化物(NOx)と呼びます。窒素酸化物は呼吸器系など、人の健康に悪影響を与えます。また、窒素酸化物は紫外線により光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成します。	p11
低公害車	従来の自動車に比べ大気汚染物質の排出量等が低いなど、環境への負荷が少ない自動車の総称です。主に、ガソリンや軽油に代わる燃料をエネルギーとする自動車のことで、電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車等があります。また、平成12年度の排出ガス規制値を75%低減している超低排出ガス車等も含まれます。	p36

■ ナ行

燃料電池	水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生させる装置のことです。この反応により生じる物質は水(水蒸気)だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されています。現在では、自動車、家庭用など各企業が開発を進めています。	p39
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----

■ ハ行

ばい煙	一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いですが、大気汚染防止法(1968)では、「硫酸酸化物」、「ばいじん」、「有害物質」と定義しています。 ばい煙は、同法による規制対象物質で、対策として排出基準(一般排出基準、特別排出基準、都道府県の上乗せ基準)、総量規制基準、燃料使用基準が設けられており、それらを排出する施設が指定され、規制されています。また、「有害物質」については、燃焼のみに限らず広く有害物質を発生する工程を含む施設が規制されています。	p18
ハイブリッド自動車	エンジンとモーターの2つの動力源を持ち、それぞれの利点を組み合わせることで駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車です。	p20
バリアフリー	障害者や高齢者が利用・生活する上で、妨げとなる段差や仕切りをなくす等の配慮をすることで、歩道の段差の解消やスロープ等の整備等があります。	p56
浮遊粒子状物質(SPM)	大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。環境基本法に基づいて定められる環境基準では、粒径10μm以下のものと定義されています。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがあり、また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子があります。呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。	p18

■ マ行

モニタリング	監視・追跡のために行う観測や調査のことで、継続監視ともいいます。	p53
---------------	----------------------------------	-----

■ヤ行

有害化学物質	<p>日本の大気汚染防止法では、「継続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」と定義されています。古くから問題となり規制の対象とされてきた、窒素酸化物（NO_x）や硫黄酸化物（SO_x）などの大気汚染物質とは区別して用いられます。</p> <p>①金属及び半金属(カドミウム、水銀など) ②吸入され得る鉱物繊維(アスベスト、グラスファイバーなど) ③無機物の気体(フッ素、塩素など) ④非ハロゲン化有機化合物(ベンゼン、多環芳香族など) ⑤ハロゲン化有機化合物(塩化ビニル、ダイオキシン類など)に大別されます。</p>	p53
要請限度	<p>自動車騒音・振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・振動の防止のため舗装、維持または修繕の措置や都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請することができますが、その際の基準をいいます。</p>	p78

■ラ行

涼のみち	<p>路面などの温度上昇の対策として区が行う保水性舗装・遮熱性舗装整備事業のことです。</p>	p38
緑被率	<p>みどりの総量を把握する方法のひとつで、航空写真等によって上空から見たときのみどりに覆われている面積の割合のことです。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの私有地のみどり等が含まれます。</p>	p78
リサイクル	<p>不用となった物をごみとせず、原料として新しいものに生まれ変わらせて再生利用することにより、繰り返し活用・循環させることです。</p>	p5
リデュース	<p>不要なものは買わない食べ残しはしないなど、ごみの発生を抑制することです。</p>	p12
リユース	<p>使わなくなったものをそのままの形で活かして繰り返し使用することで、再使用ともいいます。フリーマーケットやリサイクルショップなどを利用し、繰り返し使用することや、洗剤などのボトルを捨てずに繰り返し使用することもリユースになります。</p>	p12

■ アルファベット／数字

BEMS	ビルエネルギー管理システム（Building Energy Management System）の略で、ビルの照明や空調設備などのエネルギー消費の効率化を図るシステムのことで、建物内に配した各種センサーにより温度や湿度などを感知し、室内環境に合わせて機器や設備の運転を最適に制御・管理するものです。	p37
BOD （生物化学的酸素要求量）	生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で、河川の水質汚濁の指標として用いられます。水を汚している有機物を微生物（好気性バクテリア）が酸化分解するときに必要な酸素量で、有機物の量を表した値です。また、微生物の代わりに化学物質の酸化剤を用いて測定するCOD（Chemical Oxygen Demand）も、水質汚濁の指標として使用されることがあります。	p18
CEMS	地域内のエネルギー管理システム（Cluster/Community Energy Management System）の略で、電力供給と地域内での電力需要の管理を行うために、個別の建物等に導入した HEMS や BEMS を含めた地域全体のエネルギーを管理するシステムです。	p37
COD （化学的酸素要求量）	化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略で、過マンガン酸カリウムなどの酸化性物質が、水中の有機物を二酸化炭素や水などに分解するために必要な酸素の量。海域や湖沼の汚濁度合いを示す代表的な指標で、この数値が大きいほど汚れていることとなります。	p18
HEMS	住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System）を意味し、住宅内のエネルギー消費機器や発電設備を情報ネットワークでつなぎ、各機器の運転を最適な状態に制御して、省エネルギーをトータルで実現するための次世代システムのことで、	p37
ISO14001	ISO とは、世界の規格を統一する機関のことで、国際標準化機構（International Organization for Standardization）という国際機関の略称です。ISO14001 は ISO が定めた環境マネジメント（管理）に関する国際規格のことで、企業において、自らの事業活動を環境配慮について計画から実施、結果の点検・評価、計画の見直しまでを系統的に管理するシステムです。	p27
3R （スリーアール）	「リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）」、「リユース（Reuse：再使用）」、「リサイクル（Recycle：再資源化）」の頭文字を取ったもので、「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」ことを指します。	p12

第二次品川区環境計画

～ 『やすらぎとにぎわいが同居するまち』を目指して ～

発行日：平成 25 年 3 月

発 行：品川区

〒140-8715 東京都品川区広町 2-1-36

都市環境事業部環境課

電話：03-5742-6749

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>



この印刷物は、大豆油インクおよび、古紙パルプ配合率100%、白色度 70%の再生紙を使用しています。